十三 預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)

する。	美	関する措置、特定回収困難債権の買取りの措置、金融危機への対応	管理及び破綻金融機関の業務承継その他の金融機関の破綻の処理に	機関に係る合併等に対する適切な資金援助、金融整理管財人による	必要な保険金等の支払と預金等債権の買取りを行うほか、破綻金融	済の確保を図るため、金融機関が預金等の払戻しを停止した場合に	第一条 この法律は、預金者等の保護及び破綻金融機関に係る資金決	(目的)	附則	第八章・第九章 (略)	二―第百二十六条の三十九) び負債の秩序ある処理に関する措置(第百二十六条の	第七章の二 金融システムの安定を図るための金融機関等の資産及	第七章 金融危機への対応(第百二条—第百二十六条)	第一章~第六章の二 (略)	目次	改正案
を目的とする	対応の措置等の制度を確立し、もつて信用秩序の維持に資すること	関する措置、特定回収困難債権の買取りの措置並びに金融危機への	管理及び破綻金融機関の業務承継その他の金融機関の破綻の処理に	機関に係る合併等に対する適切な資金援助、金融整理管財人による	必要な保険金等の支払と預金等債権の買取りを行うほか、破綻金融	済の確保を図るため、金融機関が預金等の払戻しを停止した場合に	第一条 この法律は、預金者等の保護及び破綻金融機関に係る資金決	(目的)	附則	第八章・第九章 (略)			第七章 金融危機への対応(第百二条—第百二十六条)	第一章~第六章の二 (略)	目次	現

(定義)

第二条 (略)

2 · 3 (略)

。 この法律において「銀行持株会社等」とは、次に掲げる者をいう

いて同じ。)となることについて同法第五十二条の十七第一項のする銀行を子会社とする持株会社をいう。第六十一条第八項におを子会社とする持株会社(銀行法第五十二条の十七第一項に規定一 (略)

三 (略)

認可を受けた会社

いて同法第十六条の二の四第一項の認可を受けた会社 大条の二の四第一項に規定する長期信用銀行を子会社とする持株 六条の二の四第一項に規定する長期信用銀行を子会社とする持株会社(長期信用銀行法第十四 破綻金融機関に該当する長期信用銀行の株式を取得することに 四 破綻金融機関に該当する長期信用銀行の株式を取得することに

(定義)

第二条 (略)

2·3 (略)

4

この法律において

「破綻金融機関」とは、業務若しくは財産の状

止した金融機関をいう。同じ。)を停止するおそれのある金融機関又は預金等の払戻しを停況に照らし預金等の払戻し(預金等に係る債務の弁済をいう。以下

5 この法律において「銀行持株会社等」とは、次に掲げる者をいう

一 (略)

認可を受けた会社
いて同じ。)となることについて同法第五十二条の十七第一項のする銀行を子会社とする持株会社をいう。第六十一条第八項におを子会社とする持株会社(銀行法第五十二条の十七第一項に規定二 破綻金融機関に該当する銀行の株式を取得することにより銀行

三 (略)

いて同法第十六条の二の四第一項の認可を受けた会社会社をいう。第六十一条第八項において同じ。)となることにつ大条の二の四第一項に規定する長期信用銀行を子会社とする持株より長期信用銀行を子会社とする持株会社(長期信用銀行法第十四 破綻金融機関に該当する長期信用銀行の株式を取得することに四 破綻金融機関に該当する長期信用銀行の株式を取得することに

Ŧī.

五.

(略

6 をいう。 剰余金の配当及び残余財産の分配について優先的内容を有するもの 優先出資をいう。 成五年法律第四十四号。 するものとして政令で定める社債に該当するものをいう。以下同じ 行持株会社等又は株式会社商工組合中央金庫の自己資本の充実に資 後的内容を有する特約が付された社債であつて、 この法律において「優先株式等」とは、 おいて議決権を行使することができる事項のない株式であつて、 又は優先出資 以下同じ。)、劣後特約付社債 以下同じ。)をいう。 (協同組織金融機関の優先出資に関する法律 以下 「優先出資法」という。)に規定する (元利金の支払について劣 優先株式 銀行等若しくは銀 (その発行の時 伞

6

7~9 (略)

ととなつた額の一部を補塡することをいう。 締結する契約に基づきその債権者に対してその弁済がなされないこは一部の弁済がなされないこととなつた場合において、あらかじめ10 この法律において「損害担保」とは、貸付けに係る債務の全部又

11 十四条第一項から第三項まで に係る債務の他の金融機関による引受けであつて、 対応する預金等に係る債務を含むもの(事業の譲渡又は譲受け において準用する場合を含む。 この法律において 「事業譲渡等」という。)に伴うものを除く。)をいう。 「保険金計算規定」という。 「付保預金移転」とは、 (同項の規定を第五十四条の二第)及び第五十四条の二第一項の規定)により計算した保険金の 破綻金融機関の預金等 当該債務に第五 額に 垣 以

> をいう。 剰余金の配当及び残余財産の分配について優先的内容を有するもの 成五年法律第四十四号。 するものとして政令で定める社債に該当するものをいう。以下同じ において議決権を行使することができる事項のない株式であつて、 行持株会社等又は株式会社商工組合中央金庫の自己資本の充実に資 後的内容を有する特約が付された社債であつて、銀行等若しくは銀)又は優先出資 という。)に規定する優先出資をいう。 この法律において「優先株式等」とは、優先株式 以下同じ。)、劣後特約付社債 (協同組織金融機関の優先出資に関する法律 第百七条の四 第 (元利金の支払について劣 以下同じ。)をいう。 項において「優先出資法 (その発行の時 伞

~9 (略)

10 この法律において「損害担保」とは、貸付けに係る債務の全部又10 この法律において「損害担保」とは、貸付けに係る債務の全部又

11

12

12

8 を超える議決権を保有する会社をいう。以下同じ。)として設立さ、 一、合併又は会社分割(以下「事業の譲受け等」という。)により、 「、合併又は会社分割(以下「事業の譲受け等」という。)により、 この法律において「承継銀行」とは、事業の譲受け、付保預金移

13

この法律において「承継銀行」とは、事業の譲受け、付保預金移

(以下「事業の譲受け等」という。) により被管理金融

かつ、当該引き継いだ業務を暫定的に維持

機関の業務を引き継ぎ、

転又は合併

(組織)

れたものをいう。

第十六条 (略)

委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、

臨時委員四人以内を置くことができる。

3 | 5 | (略)

(委員等の任命)

関して専門的な知識と経験を有する者のうちから、機構の理事長が第十七条 委員及び臨時委員(以下「委員等」という。)は、金融に

内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて任命する。

(委員等の任期)

2 (略)

第十八条

(略

3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審

(組織)

いう。

決権を保有する会社をいう。

以下同じ。)として設立されたものを

会社(預金保険機構がその総株主の議決権の百分の五十を超える議継続することを主たる目的とする銀行であつて、預金保険機構の子

第十六条 (略)

(新設)

2 | 4 | (略)

(委員の任命)

ちから、機構の理事長が内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて第十七条 委員は、金融に関して専門的な知識と経験を有する者のう

任命する。

第十八条 (略)

(委員の任期)

.

1 (略)

(新設)

-272-

議が終了したときは、解任されるものとする。

(委員等の解任)

-----に至つたときは、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、その第十九条 機構の理事長は、委員等が次の各号のいずれかに該当する

(略)

委員等を解任することができる。

禁錮以上の刑に処せられたとき。

三・四 (略)

(委員等の報酬)

行に伴う実費を受けるものとする。第二十条 委員等は、報酬を受けない。ただし、旅費その他職務の遂

(議決の方法)

委員長が決する。

委員及び機構の理事の過半数をもつて決する。可否同数のときは、
委員会の議事は、出席した委員長、委員、議事に関係のある臨時

3 • 4

(略)

(委員の解任)

員を解任することができる。 至つたときは、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、その委第十九条 機構の理事長は、委員が次の各号のいずれかに該当するに

(略)

一禁錮以上の刑に処せられたとき。

三・四 (略)

(委員の報酬)

に伴う実費を受けるものとする。 第二十条 委員は、報酬を受けない。ただし、旅費その他職務の遂行

(議決の方法)

出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。の職務を代理する者のほか、委員及び機構の理事のうち六人以上が第二十一条 委員会は、委員長又は第十六条第四項に規定する委員長

3 · 4 (略

(委員等の秘密保持義務)

はならない。委員等がその職を退いた後も、同様とする。第二十二条 委員等は、その職務上知ることのできた秘密を漏らして

(委員等の公務員たる性質)

(業務の範囲)

第三十四条 機構は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う

一~九 (略)

十二 (略)

代理、 り選任される監督委員 は保全管理人代理 る破産管財人、 破産法 民事再生法 (平成十六年法律第七十五号) 保全管理人、 (平成十一年法律第1 会社更生法 管財人、 破産管財人代理若しくは保全管理人 (平成十四年法律第百五十四号) 保全管理人、 |百二十五号) の規定により選任され 管財人代理若しく の規定によ

(委員の秘密保持義務)

ならない。||委員がその職を退いた後も、同様とする。||第二十二条|||委員は、その職務上知ることのできた秘密を漏らしては

(委員の公務員たる性質)

則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。第二十三条 委員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰

(業務の範囲)

第三十四条 機構は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う

一~九 (略)

(斤殳)

の買取り
三の規定による資金の貸付け及び第百二十九条の規定による資産
三の規定による資金の貸付け及び第百二十九条の規定による資産
十 第百二十七条又は第百二十八条において準用する第六十九条の

十一 (略)

(新設)

管理人代理若しくは監督委員 関する法律の規定により選任される管財人、 の規定により選任される管財人、 は保全管理 より選任される承認管財人 承認援助に関する法律 保全管理人代理若しくは監督委員又は外国倒産処理手続の 人代理の業務 (平成十 保全管理人 金融機関等の更生手続の特例等に 年法律第百 管財人代理 承認管財人代理若しく 管財人代理、 一十九号) 保全管理人、 保全管 対規定に 保全

十四 (略)

(業務の委託)

第三十五条 関代理業者(銀行法第二条第十五項に規定する銀行代理業者、 等をいう。 定する労働金庫代理業者及び株式会社商工組合中央金庫法第二条第 法 同組合による金融事業に関する法律 信用金庫法第八十五条の二第三項に規定する信用金庫代理業者、 信用銀行法第十六条の五第三項に規定する長期信用銀行代理業者、 及び第三項並びに第百二十五条第 項に規定する代理又は媒介に係る契約の相手方をいう。 (昭和二十八年法律第二百二十七号) に対し、 第六条の三第三項に規定する信用協同組合代理業者、労働金庫 金融機関等 機構は、 以下この条、 その業務の 内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、 (第百二十六条の二第二項に規定する金融機関 第百二十二条第一 一部を委託することができる。 項において同じ。 (昭和二十四年法律第百八十三 第八十九条の三第三項に規 項、 第百二十三条第二項)又は金融機 以下同 長期 協 日

十二 (略)

- (田)

(業務の委託)

第三十五条 規定する銀行代理業者、 ることができる。 商工組合中央金庫法第二条第四項に規定する代理又は媒介に係る契 協同組合代理業者、 昭和二十四年法律第百八十三号) 定する信用金庫代理業者、 する長期信用銀行代理業者、 本銀行、金融機関又は金融機関代理業者(銀行法第二条第十五項に 第八十九条の三第三項に規定する労働金庫代理業者及び株式会社 和手方をいう。 機構は、 労働金庫法 内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、 以下同じ。)に対し、 長期信用銀行法第十六条の五第三項に規定 協同組合による金融事業に関する法律 信用金庫法第八十五条の二第三項に規 (昭和二十八年法律第二百二十七号 第六条の三第三項に規定する信用 その業務の一部を委託す 日

- ぶでかっ。にかかわらず、前項の規定による委託を受け、当該業務を行うこと日本銀行、金融機関等及び金融機関代理業者は、他の法律の規定
- のについて準用する。
 等又は金融機関代理業者の役員又は職員で、当該業務に従事するも3 第二十三条の規定は、第一項の規定による委託を受けた金融機関

(報告又は資料の提出の請求等)

況に関し報告又は資料の提出を求めることができる。認めるときは、当該各号に定める者に対し、その業務又は財産の状第三十七条機構は、次の各号に掲げる業務を行うため必要があると

以下同じ。 働金庫法第八十九条の三第三項に規定する所属労働金庫をいう。 関する法律第六条の三第三項に規定する所属信用協同組合及び労 の二第三項に規定する所属信用金庫 の五第三項に規定する所属長期信用銀行、 法第二条第十六項に規定する所属銀行、 号に掲げる業務 金庫法第二条第四項に規定する代理又は媒介に係る契約の相手方 しくは第十二号に掲げる業務又はこれらの業務に係る同条第十四 第三十四条第 次号において同じ。 とする金融機関代理業者及び株式会社商工組合中央 一号、 金融機関 第二号、 (当該金融機関を所属金融機関 第四号から第六号まで、 協同組合による金融事業に 長期信用銀行法第十六条 信用金庫法第八十五条 第八号若 (銀行

第三十四条第三号

第七号若しくは第九号に掲げる業務又はこ

- ぶかかいのででは、前項の規定による委託を受け、当該業務を行うことがかかからず、前項の規定による委託を受け、当該業務を行うことが2 日本銀行、金融機関及び金融機関代理業者は、他の法律の規定に
- について準用する。 又は金融機関代理業者の役員又は職員で、当該業務に従事するもの3 第二十三条の規定は、第一項の規定による委託を受けた金融機関

(資料の提出の請求等)

第三十七条 きる。 媒介に係る契約の相手方を含む。 金庫、 期信用銀行、 関 る銀行持株会社等に限る。 株会社等 及び株式会社商工組合中央金庫法第二条第四項に規定する代理又は 定する所属労働金庫をいう。 る所属銀行、 定する所属信用協同組合及び労働金庫法第八十九条の三第三項に規 (当該金融機関を所属金融機関 協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第三項に規 (第三十四条第三号) 機構は、 信用金庫法第八十五条の二第三項に規定する所属信用 長期信用銀行法第十六条の五第三項に規定する所属長 その業務を行うため必要があるときは、 に対し 以下同じ。 第七号又は第九号に掲げる業務に係 次項において同じ。 (銀行法第二条第十六項に規定す 資料の提出を求めることが)とする金融機関代理業者 又は銀行持 金 融機

持株会社等 れらの業務に係る同条第十四号に掲げる業務 金融機関又は銀行

者等 いう。 いう。 年法律第百五号) 以下同じ。 条の二第一項第四号に規定する所属金融商品取引業者等をいう。 険募集人(保険業法第二条第二十項に規定する損害保険募集人を の相手方、 組合中央金庫法第二条第四項に規定する代理又は媒介に係る契約 機関等を所属金融機関とする金融機関代理業者及び株式会社商工 第百二十六条の二 十二項に規定する金融商品仲介業者をいう。 九項に規定する生命保険募集人をいう。 はこれらの業務に係る同条第十四号に掲げる業務 十八第一項に規定する特定持株会社等をいう。 次項において同じ。 第三十四条第十号、 (金融商品取引法 以下同じ。 以下同じ。 当該金融機関等を所属保険会社等 とする金融商品仲介業者 第二条第二十四項に規定する所属保険会社等を 一第二項に規定する金融機関等をい)とする生命保険募集人(保険業法第二条第十 並びに当該金融機関等を所属金融商品取引業 第十一号若しくは第十三号に掲げる業務又)又は特定持株会社等 (昭和) 一十三年法律第二十五号) (金融商品取引法第二条第 以下同じ。 以下同じ。 (第百二十六条の) (保険業法 次項において同じ V 金融機関等 及び損害保 第六十六 を含む (平成七 □該金融

2

会社等は、遅滞なく、これを提出しなければならない。前項の規定により資料の提出を求められた金融機関又は銀行持株

3 | ができる。 期間内に知ることのできた事項に係るものに限る。 監視金融機関等をい 象者」という。 しくは第四号に掲げる者の帳簿、 くは特別監視金融機関等 る場合にあつては、 者が破綻金融機関又は特別監視金融機関等の業務に従事していた 機構は、 又は破綻金融機関若しくは特別監視金融機関等及び第三号若 の業務及び財産の状況 次に掲げる者 及び対象者であつた者に対し、 その役員及び使用人。 破綻金融機関を除く。 (第三号及び第四号に掲げる者が法人であ (第百二十六条の三第二項に規定する特別 (対象者であった者については、 書類その他の物件を検査すること 以下この項において 以下この項において 破綻金融機関若し につき報告を そ 3

役及び会計監査人並びに支配人、参事その他の使用人とない。というでは、一一の一を経金融機関の理事、取締役、執行役、会計参与、監事、監査

媒介に係る契約の相手方 式会社商工組合中央金庫法第 会社商工組合中央金庫 に準ずる者並びに会計監査人並びに支配人、 破綻金融機関を所属金融機関とする金融機関代理業者又は株式 特別監視金融機関等の理事 日本における代表者、 (破綻金融機関である場合に限る。 会計参与、 二条第四項に規定する代理若しく 取締役、 執行役、 監事、 参事その他の使用人 監査役及びこれら 業務を執行する

合に限る。)の株式会社商工組合中央金庫法第二条第四項に規定しくは株式会社商工組合中央金庫(特別監視金融機関等である場四)特別監視金融機関等を所属金融機関とする金融機関代理業者若四

執行役、 財産の状況 労働金庫若しくは労働金庫連合会 融機関を所属金融機関とする金融機関代理業者の帳簿 るものに限る。 者 の使用人並びに破綻金融機関を所属金融機関とする金融機関代理業 金庫若しくは労働金庫連合会である場合にあつては、 破綻金融機関が信用協同組合若しくは信用協同組合連合会又は労働 である場合にあつては理事 は信用金庫連合会、 金融機関の業務に従事していた期間内に知ることのできた事項に係 機構は、 物件を検査することができる (金融機関代理業者が法人である場合にあつては、 (破綻金融機関が委員会設置会社である場合にあつては取締役、 並びにこれらの者であった者に対し、 会計参与及び会計監査人、 破綻金融機関の取締役、 (これらの者であつた者については、 につき報告を求め、 信用協同組合若しくは信用協同組合連合会又は 監事及び会計監査人) 以下 破綻金融機関が信用金庫若しく 会計参与、 又は破綻金融機関及び破綻金 「信用金庫等」という。 破綻金融機関の業務及び 監査役及び会計監査 その者が当該破綻 並びに支配人 参事) 役員及び使用 書類その その他

又は特別監視金融機関等を所属金融商品取引業者等とする金融商 を所属保険会社等とする生命保険募集人若しくは損害保険募集人 する代理若しくは媒介に係る契約の相手方、 品仲介業者 特別監視金融機関等

4|公共団体その他の者に照会し、 機構は、 その業務を行うため必要があると認めるときは、 又は協力を求めることができる。 官庁、

5 (略)

(区分経理

第四十条の二 れ勘定を設けて整理しなければならない。 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞ

る業務、 第百二十六条の二第一項第二号において同じ。 項第一号及び第百二十六条の二十一第一項において同じ。 規定による特定株式等の引受け等 第百二十六条の二十二第七項において準用する第百七条第 九第一項の規定による資金の貸付け及び債務の保証に係る業務、 百二十二条第一項の規定による負担金の収納、 において準用する第六十四条第 に規定する特定株式等の引受け等をいう。 (第百二十六条の二十八第 第百七条第一項の規定による株式等の引受け等に係る業務、 第百一 一十六条の三十 項に規定する特定資金援助をいう。 一又は第百二十六条の三十八第七項 項の決定に基づく特定資金援助 (第百二十六条の二十二 第百二十六条の二第 第百二十六条の十 に係る業務、 二第 一項 第

(新設)

4 (略)

(区分経理)

第四十条の二 れ勘定を設けて整理しなければならない。 機構は、次に掲げる業務ごとに経理を区分し、それぞ

附帯する業務 百二十二条第 第百七条第一項の規定による株式等の引受け等に係る業務、 項の規定による負担金の収納及びこれらの業務に 第

-279-

特定承継金融機関等をいう。 機関等及び協定特定承継金融機関等 資産の買取り 資金の貸付けに係る業務並びに第百二十九条第 第百二十三条から第百二十五条までにおいて同じ。 項の規定による特定負担金 の規定による損失の補塡に係る業務、 する第九十八条第一 規定による出資に係る業務、 資金援助に係る業務、 決定に基づく第百二十六条の三十二 に係る業務並びにこれらの業務に附帯する業務 いて読み替えて準用する第九十七条第一 百二十七条の二第 に係る業務、 百二十六条の三十二第四項において準用する第六十四条第 第百二十六条の三十七において準用する第九十九条 (第百二十六条の三第1 項又は第百二十八条の二第 項の規定による資金の貸付け及び債務の保証 第百二十六条の三十五第一項又は第二項の (同項に規定する特定負担金をいう。 第百二十六条の三十七において準用 以下同じ。)に係るものに限る。 第一 一項に規定する特別監視金融 (第百二十六条の三十七にお 第百二十六条の三十九第 項第一 項に規定する追加的特定 号に規定する協定 項の規定による 項の規定による の収納、 一項の

(保険料の納付等)

第五十条 (略)

免除することができる。 定款で定めるところにより、当該各号に定める金融機関の保険料をは、機構は、次の各号に掲げる場合には、前項の規定にかかわらず、

| 保険事故が発生したとき 当該保険事故に係る金融機関

(保険料の納付)

第五十条

(略)

2

定款で定めるところにより、当該各号に定める金融機関の保険料を機構は、次の各号に掲げる場合には、前項の規定にかかわらず、

免除することができる。

保険事故が発生したとき。 当該保険事故に係る金融機関

格性の認定等に係る破綻金融機関 第六十五条に規定する適格性の認定等が行われたとき 当該適

Ξ 当該管理を命ずる処分に係る被管理金融機関 第七十四条第一項に規定する管理を命ずる処分があつたとき

四 五. 号に規定する特定承継銀行をいう。 係る銀行等 同じ。)が設立されたとき 第百十一条第一項の規定による決定があつたとき 承継銀行又は特定承継銀行 当該承継銀行又は当該特定承継銀行 (第百二十六条の三十四第三項第 第百一条の二第 一項において 当該決定に

3 | 基づき、 機構は、委員会の議決を経て、 金融機関に対し 第 一項の規定により納付された保険料の 委員会があらかじめ定める条件に

部を返還することができる。

4うとするときは、 機構は、 第 一項の規定により納付された保険料の 内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けなければ 部を返還しよ

(支払の決定)

ならない

第五十六条 き保険金の支払をするかどうかを決定しなければならない。 日から一月以内に、 機構は、 委員会の議決を経て、当該各号の保険事故につ 次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる

- よる通知があつたとき 第一種保険事故に関して第五十五条第一項又は第二項の規定に その通知があつた日
- 前号に掲げる場合のほか、 第一種保険事故が発生したことを機

適格性の認定等に係る破綻金融機関 第六十五条に規定する適格性の認定等が行われたとき。 当該

三 第七十四条第一項に規定する管理を命ずる処分があつたとき 当該管理を命ずる処分に係る被管理金融機関

承継銀行が設立されたとき。 当該承継銀行

兀

第百十一条第一 項の規定による決定があつたとき。 当該決定

に係る銀行等

Ŧī.

(新設)

(新設)

(支払の決定)

第五十六条 日から一月以内に、委員会の議決を経て、当該各号の保険事故につ き保険金の支払をするかどうかを決定しなければならない。 機構は、 次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる

よる通知があつたとき。 第一種保険事故に関して第五十五条第一項又は第二項の規定に その通知があつた日

前号に掲げる場合のほか、 第 種保険事故が発生したことを機

構が知つたとき その知つた日

2 (略

- 知があつたとき その通知があつた日 保険事故に関して第五十五条第一項又は第二項の規定による通
- つたとき その知つた日 前号に掲げる場合のほか、保険事故が発生したことを機構が知
- 社分割に係る第六十六条第一項の決議若しくは議決又は同意が得、事業譲渡等、付保預金移転、株式交換若しくは株式移転又は会三 第一種保険事故の発生した金融機関を一部の当事者とする合併

構が知つたとき。その知つた日

同項の規定による通知があつたとき。 その通知があつた日十六条第一項の決議若しくは議決又は同意が得られなかつた旨の、事業譲渡等、付保預金移転、株式交換又は株式移転に係る第六第一種保険事故の発生した金融機関を一部の当事者とする合併

同意が得られなかつたことを機構が知つたとき。その知つた日換又は株式移転に係る第六十六条第一項の決議若しくは議決又はを一部の当事者とする合併、事業譲渡等、付保預金移転、株式交が一部の当事者とする合併、事業譲渡等、付保預金移転、株式交

兀

2 (略)

3、機構は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる日から一 機構は、次の各号に掲げる場合には、当該各号の保険事故につき第五

- 知があつたとき。 その通知があつた日 保険事故に関して第五十五条第一項又は第二項の規定による通
- つたとき。 その知つた日 前号に掲げる場合のほか、保険事故が発生したことを機構が
- 十六条第一項の決議若しくは議決又は同意が得られなかつた旨の、事業譲渡等、付保預金移転、株式交換又は株式移転に係る第六三 第一種保険事故の発生した金融機関を一部の当事者とする合併

四前号に掲げる場合のほか、第一種保険事故の発生した金融機関四前号に掲げる場合のほか、第一種保険事故の発生した金融機関

4

(略)

(支払の公告等)

第五十七条 (略)

2 (略)

4 • 5 (略)

(課税関係)

項第五号に掲げるもののうち割引の方法により発行される長期信用第五十八条の二 預金者等がその有する支払対象預金等(第二条第二

同項の規定による通知があつたとき。 その通知があつた日

同意が得られなかつたことを機構が知つたとき。 その知つた日換又は株式移転に係る第六十六条第一項の決議若しくは議決又はを一部の当事者とする合併、事業譲渡等、付保預金移転、株式交が時に掲げる場合のほか、第一種保険事故の発生した金融機関

兀

(略

4

(支払の公告等)

第五十七条

(略)

2 (略)

3 機構は、前二項の公告をした後に当該金融機関について破産法(した支払期間を変更することができる。)の規定による公告、第百三年において準用する場合を含む。)の規定による公告、第百三つたときは、政令で定めるところにより、前二項の規定による公告、第百三つたときは、政令で定めるところにより、前二項の対告をした後に当該金融機関について破産法(した支払期間を変更することができる。

4·5 (略)

(課税関係)

項第五号に掲げるもののうち割引の方法により発行される長期信用 | 第五十八条の二 預金者等がその有する支払対象預金等(第二条第二 |

法律第三十三号)その他の所得税に関する法令の規定を適用する。、当該預金等債権に係る支払対象預金等の次の各号に掲げる区分にて、当該支払を受ける保険金の額に応じて機構が取得する預金等債預金等債権」という。)について保険金の支払を受ける場合におい銀行債等に係るものを除く。)に係る債権(以下この項において「

一 (町)

税法第百七十四条第三号に掲げる給付補塡金をいう。) 定期積金 当該定期積金に係る契約に基づく給付補塡金(所得

をいう。)

〈給付補塡金(所得税法第百七十四条第四号に掲げる給付補塡金) 第二条第二項第三号に掲げる掛金 当該掛金に係る契約に基づ

四・五 (略)

2 (略)

(資金援助の申込み)

第五十九条 救済金融機関」という。) 又は合併等を行う銀行持株会社等 五項第五号に掲げる会社に対して行うものを除く。 という。)を行うことを、 「救済銀行持株会社等」という。 次に掲げる措置 合併等を行う金融機関で破綻金融機関でない者 (第六号に掲げる措置にあつては、 機構に申し込むことができる。 は、 機構が、 合併等を援助する 以下「資金援助 第二条第 (以下「 (以 下

(各) (各) に係る債権(以下この項において「銀行債等に係るものを除く。)に係る債権(以下この項において、)に対し、当該預金等債権に係る支払対象預金等の次の各号に掲げる区分に本のうちに利息等があるときは、当該利息等の額に相当する金額は権のうちに利息等があるときは、当該利息等の額に相当する金額は、当該預金等債権」という。)について保険金の支払を受ける場合におい銀行債等に係るものを除く。)に係る債権(以下この項において「

(略

得税法第百七十四条第三号に掲げる給付補てん金をいう。) 定期積金 当該定期積金に係る契約に基づく給付補てん金 (所

√金をいう。)√給付補てん金(所得税法第百七十四条第四号に掲げる給付補て、第二条第二項第三号に掲げる掛金 当該掛金に係る契約に基づ

四・五 (略)

2 (略)

(資金援助の申込み)

第五十九条 ため、 救済金融機関」という。) 又は合併等を行う銀行持株会社等 五項第五号に掲げる会社に対して行うものを除く。以下「資金援助 という。)を行うことを、 「救済銀行持株会社等」という。) 次に掲げる措置 合併等を行う金融機関で破綻金融機関でない者 (第六号に掲げる措置にあつては、 機構に申し込むことができる。 は、 機構が、 合併等を援助する 第二条第 (以 下 (以 下

一~七(略)

1 前項の「合併等」とは、次に掲げるものをいう。

一 破綻金融機関と合併する金融機関が存続する合併

一 破綻金融機関と他の金融機関が合併して金融機関を設立する合

が伴うものに限る。) もり計算した保険金の額に対応する預金等に係る債務を含むもの るもの(事業の一部を譲渡するものにあつては、破綻金融機関の のは、破綻金融機関がその事業を他の金融機関に譲渡す

三の二 (略)

を実施するために行うものために必要な事項として内閣総理大臣及び財務大臣が定めるもの取得で当該破綻金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保する四、破綻金融機関の株式の他の金融機関又は銀行持株会社等による

一~七 (略)

2 前項の「合併等」とは、次に掲げるものをいう。

一破綻金融機関と合併する金融機関が存続する合併

破綻金融機関と他の金融機関が合併して金融機関を設立する合

併

が伴うものに限る。)

なり計算した保険金の額に対応する預金等に係る債務を含むものるもの(事業の一部を譲渡するものにあつては、破綻金融機関の一部を譲渡するものにあっては、破綻金融機関の

三の二 (略)

を実施するために行うものために必要な事項として内閣総理大臣及び財務大臣が定めるもの取得で当該破綻金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保する四、破綻金融機関の株式の他の金融機関又は銀行持株会社等による

(新設

(新設)

該破綻金融機関がその事業に関して有する権利義務の全部又は

破綻金融機関を当事者とする新設分割で当該新設分割により当

のが伴うものに限る。)
により計算した保険金の額に対応する預金等に係る債務を含むも関の預金等に係る債務の承継であつて当該債務に保険金計算規定関の預金等に係る債務の承継であつて当該債務に保険金計算規定のが伴うものに限る。)

3 金融機関と連名で、 機関又は当該合併若しくは当該新設分割により設立される金融機関 該合併等に係る救済金融機関又は救済銀行持株会社等は、 併等に係る破綻金融機関の資産の買取りが含まれているときは、 各号に掲げる合併等の区分に応じ当該各号に定める資産について行 に対して行うものとし、 項第六号に掲げる新設分割を援助するために行うものは、 し込むものとする。 る合併等をいう。以下同じ。)に係る破綻金融機関の資産又は次の る申込みは、 のうちに二以上の救済金融機関がある場合には、 項第三号に掲げる資産の買取りは、 項に規定する資金援助のうち前項第二号に掲げる合併又は同 当該二以上の救済金融機関の連名で行うものとする。 第一項の規定による申込みに係る資金援助のうちに合 機構が当該資産の買取りを行うことを機構に申 当該合併又は当該新設分割を行う金融機関 合併等(第二項に規定す 第一項の規定によ 救済金融 当該破綻 当 3 4

)の資産(当該合併前に破綻金融機関の資産であつたものに限る。の資産(当該合併前に破綻金融機関の資産であつたものに限る。一 第二項第一号に掲げる合併 当該合併により存続する金融機関

二 第二項第二号に掲げる合併 当該合併により設立される金融機

みは、当該二以上の救済金融機関の連名で行うものとする。に二以上の救済金融機関がある場合には、第一項の規定による申込するために行うものは、救済金融機関又は当該合併により設立されする所の規定する資金援助のうち前項第二号に掲げる合併を援助

金融機関と連名で、機構が当該資産の買取りを行うことを機構に申 を開発に係る被済金融機関又は救済銀行持株会社等は、当該破綻 が等に係る破綻金融機関の資産の買取りが含まれているときは、当 が等に係る破綻金融機関の資産の買取りが含まれているときは、当 が等に係る破綻金融機関の資産の買取りが含まれているときは、当 を融機関と連名で、機構が当該資産の買取りは、合併等(第二項に規定す し込むものとする。

の資産(当該合併前に破綻金融機関の資産であつたものに限る。の資産(当該合併前に破綻金融機関の資産であつたものに限る。第二項第一号に掲げる合併。当該合併により存続する金融機関

第二項第二号に掲げる合併 当該合併により設立される金融機

名で行うものとする。	項の規定による申込みは、当該合併等に係る破綻金融機関と連 2 前で	機構に申し込むことができる。	金援助(同条第一項第一号に掲げるものに限る。)を行うことを、	融機関の債権者間の衡平を図るため、当該破綻金融機関に対して資	承継させるものに限る。) を行う救済金融機関は、機構が、破綻金	事業に関して有する権利義務の一部を新たに設立される金融機関に 機構!	の又は同項第六号に掲げる新設分割のうち破綻金融機関がその 金援助	その事業に関して有する権利義務の一部を他の金融機関に承継させ 融機関	付保預金移転、同項第五号に掲げる吸収分割のうち破綻金融機関が は付保!	ち破綻金融機関がその事業の一部を他の金融機関に譲渡するもの、 ち破れ	第五十九条の二 合併等(前条第二項第三号に掲げる事業譲渡等のう 第五十-	(資金援助の申込みの特例) (資金援助の申込みの特例) (資金	(略) 5~7	たものに限る。)	る金融機関の資産(当該新設分割前に破綻金融機関の資産であつ	第二項第六号に掲げる新設分割 当該新設分割により設立され (新設)	当該吸収分割により承継したもの	第二項第五号に掲げる吸収分割 同号の他の金融機関の資産で (新設)	四 (略) 三・四	0	の資産(当該合併前に破綻金融機関の資産であつたものに限る 関
名で行うものとする。	:項の規定による申込みは、当該合併等に係る <u>破綻金融機関</u> と連					機構に申し込むことができる。	(助、同条第一項第一号に掲げるものに限る。)を行うことを、	関の債権者間の衡平を図るため、当該破綻金融機関に対して資	保預金移転に限る。)を行う救済金融機関は、機構が、破綻金	ち破綻金融機関がその事業の一部を他の金融機関に譲渡するもの又	第五十九条の二 合併等(前条第二項第三号に掲げる事業譲渡等のう	(資金援助の申込みの特例)	(略)			: (1)		1. 凯文)	四 (略)		関の資産(当該合併前に破綻金融機関の資産であつたものに限る

による申込みを受けた機構について、それぞれ準用する。機関及び破綻金融機関について、同条第七項の規定は前二項の規定 前条第六項の規定は前二項の規定による申込みを行つた救済金融

第六十条 内閣総理大臣の指定する金融機関で合併等を援助するため 第四号に掲げるものに限る。)を行うことを、機構に申し込むこと 等に係る銀行持株会社等に対し資金の貸付けその他の政令で定める 等に係る銀行持株会社等に対し資金の貸付けその他の政令で定める ができる。

2 · 3 (略)

(適格性の認定)

併等について、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。一会社等は、これらの規定による申込みが行われる時までに、当該合項の規定による申込みに係る合併等については、当該合併等に係る会社等は、これらの規定による申込みに係る合併等については、当該合併等に係る第六十一条 第五十九条第一項、第五十九条の二第一項又は前条第一 第

- い。 破綻金融機関及び救済銀行持株会社等の連名で行わなければならな2 前項の認定の申請は、同項の破綻金融機関及び救済金融機関又は

による申込みを受けた機構について、それぞれ準用する。機関及び破綻金融機関について、同条第七項の規定は前二項の規定3 前条第六項の規定は前二項の規定による申込みを行つた救済金融

第六十条 内閣総理大臣の指定する金融機関で合併等を援助するため第六十条 内閣総理大臣の指定する金融機関で合併等を援助するため、 又は当該合併第六十条 内閣総理大臣の指定する金融機関で合併等を援助するため

2·3 (略)

(適格性の認定)

併等について、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。

「会社等は、これらの規定による申込みが行われる時までに、当該合って、会社等は、これらの規定による申込みに係る合併等については、当該合併等に係る項の規定による申込みに係る合併等については、当該合併等に係る第六十一条 第五十九条第一項、第五十九条の二第一項又は前条第一

- い。

 「破綻金融機関及び救済銀行持株会社等の連名で行わなければならなる」が現の認定の申請は、同項の破綻金融機関及び救済金融機関又は
- 3 内閣総理大臣は、次に掲げる要件のすべてに該当する場合に限

·二 (略)

円滑な需給及び利用者の利便に大きな支障が生ずるおそれがある該破綻金融機関が業務を行つている地域又は分野における資金のとなく、その業務の全部の廃止又は解散が行われる場合には、当二当該合併等に係る破綻金融機関について、合併等が行われるこ

4 (略)

ばならない。
融機関のうち、いずれが破綻金融機関であるかを明らかにしなけれ
・ 内閣総理大臣は、第一項の認定を行うときは、当該認定に係る金

6 · 7 (略)

第一項の規定による認定を行うことができない。 総理大臣は、当該会社について持株会社認可をした後でなければ、は長期信用銀行法第十六条の二の四第一項の認可(以下この項において「持株会社認可」という。)の申請をしている場合には、内閣いて「持株会社認可」という。)の申請をしている場合には、内閣いて「持株会社認可」という。)の申請をしている場合には、内閣の共立を政制に対して、銀行法第五十二条の十七第一項又の規定による認定を行うことができない。

(合併等のあつせん)

|機関が同条第三項第三号に掲げる要件に該当すると認めるときは、おいても、金融機関が破綻金融機関に該当し、かつ、当該破綻金融:六十二条 内閣総理大臣は、前条第二項の申請が行われない場合に

·二 (略)

日本。 日本の 日滑な需給及び利用者の利便に大きな支障が生ずるおそれがある 該破綻金融機関が業務を行つている地域又は分野における資金の となく、その業務の全部の廃止又は解散が行われる場合には、当 当該合併等に係る破綻金融機関について、合併等が行われるこ

ے عے۔

4

(略)

6 · 7 (略)

(合併等のあつせん)

機関が同条第三項第三号に掲げる要件に該当すると認めるときは、おいても、金融機関が破綻金融機関に該当し、かつ、当該破綻金融第六十二条 内閣総理大臣は、前条第二項の申請が行われない場合に

に限る。)のあつせんを行うことができる。 ・であるもの等その他の債権者の保護に資するものであり、かつ、機構による資等その他の債権者の保護に資するものであり、かつ、機構による資に掲げる合併を除くものとし、当該合併等が行われることが預金者に掲しる合併を除くものとし、当該合併等が行われることが預金者当該破綻金融機関及び他の金融機関又は当該破綻金融機関及び銀行

2~4 (略)

を付し、その他当該あつせんに必要な準備行為を行うことができる産の状況に関する資料を他の金融機関又は銀行持株会社等に対して関となる蓋然性が高いと認められる金融機関につきその業務又は財関となる蓋然性が高いと認められる金融機関につきその業務又は財産の財産において、破綻金融機関又は破綻金融機関とは、第一項のあつせんを行うため必要があると認め

6 (略

(資金援助)

第六十四条 (略)

意しなければならない。 要すると見込まれる費用を考慮し、機構の資産の効率的な利用に配助に係る破綻金融機関の保険事故につき保険金の支払を行うときに当該議決に係る資金援助に要すると見込まれる費用及び当該資金援 委員会は、前項の議決を行う場合には、機構の財務の状況並びに

に限る。)のあつせんを行うことができる。 等その他の債権者の保護に資するものであり、かつ、機構による資等その他の債権者の保護に資するものであり、かつ、機構による資法がる合併を除くものとし、当該合併等が行われることが預金者が、場面により、合併等(第五十九条第二項第二号当該破綻金融機関及び他の金融機関又は当該破綻金融機関及び銀行

2~4 (略)

6 (略)

ĵ.

第六十四条 (略)

(資金援助)

意しなければならない。 要すると見込まれる費用を考慮し、機構の資産の効率的な利用に配助に係る破綻金融機関の保険事故につき保険金の支払を行うときに助に係る破綻金融機関の保険事故につき保険金の支払を行うときに 選員会は、前項の議決を行う場合には、機構の財務の状況並びに

(優先株式等の引受け等に係る資金援助

第六十四条の二 (略

2 • (略)

等の後においては、当該合併等により設立された金融機関が提出し 号又は第六号に掲げるものに限る。)を援助するための優先株式等 たものとみなして、この条の規定を適用する。 定をしたときは、第一項の規定により提出された計画は、 の引受け等に係るものである場合において、 第五十九条第一項の規定による申込みが合併等 機構が前条第一項の決 (同条第二項第1 当該合併 4

5 救済金融機関 債務者であるものに対し、 までにおいて同じ。 により設立された金融機関を含む。 部につきその処分をし、又は償還若しくは返済を受けるまでの間 をいう。以下この条から第六十八条の三までにおいて同じ。)の全 決定に基づいてした優先株式等の引受け等により取得した貸付債権 に保有する当該取得優先株式等又は取得貸付債権に係る発行者又は 機構は、 取得優先株式等又は取得貸付債権 (当該優先株式等の引受け等に係る合併又は新設分割 又は救済銀行持株会社等であつて、 第 一項の規定により提出を受けた計画 以下この条から第六十八条の三 (機構が前条第一項の 機構が現 5

(優先株式等の引受け等に係る資金援助

第六十四条の二 略

2 • (略

きは、 号に掲げるものに限る。)を援助するための優先株式等の引受け等 いては、当該合併等により設立された金融機関が提出したものとみ に係るものである場合において、 なして、この条の規定を適用する。 第五十九条第一項の規定による申込みが合併等 第一項の規定により提出された計画は、 機構が前条第一項の決定をしたと 当該合併等の後にお (同条第二項第1

同じ。)又は救済銀行持株会社等であつて、 救済金融機関 部につきその処分をし、又は償還若しくは返済を受けるまでの間 をいう。以下この条から第六十八条の三までにおいて同じ。)の全 決定に基づいてした優先株式等の引受け等により取得した貸付債権 き報告を求め、 ものに対し、第 該取得優先株式等又は取得貸付債権に係る発行者又は債務者である れた金融機関を含む。以下この条から第六十八条の三までにおいて 機構は、 取得優先株式等又は取得貸付債権 (当該優先株式等の引受け等に係る合併により設立さ これを公表することができる。 項の規定により提出を受けた計画の履行状況に 機構が現に保有する当 (機構が前条第一項

6

6

略

行状況につき報告を求め、

これを公表することができる。

(株主総会等の決議の報告等)

略

(株主総会等の決議の報告等)

第六十六条 る書面 令で定めるものをいう。 計算機による情報処理の用に供されるものとして内閣府令・財務省 総理大臣及び厚生労働大臣とし、 式移転又は会社分割についての決議若しくは議決又は総株主若しく をいう。 会社法その なければならない。適格性の認定等を受けた銀行持株会社等が、 れているものを含む。 つては認識することができない方式で作られる記録であつて、 ては内閣総理大臣、 は全ての種類株主の同意を得たとき又は得られなかつたときは、 定等に係る合併、事業譲渡等、 主の同意 て株主総会等の決議若しくは議決又は総株主若しくは全ての種類株 要とする場合において、 て株主総会等の決議又は総株主若しくは全ての種類株主の同意を 法律若しくは会社法の規定又は定款の定めに基づき株式交換につ 付保預金移転、 内閣総理大臣 決議又は同意を得たとき又は得られなかつたときも、 (電磁的記録 以下同じ。 (会社法第七百八十三条第1 適格性の認定等を受けた金融機関は、この法律若しくは 他の法律の規定又は定款の定めに基づき合併、 かつ、 当該株主総会等の議事録その他のその旨を証す 財務大臣及び経済産業大臣とする。)に、)を必要とする場合において、当該適格性の認 株式交換若しくは株式移転又は会社分割につい (労働金庫又は労働金庫連合会にあつては内閣 (電子的方式、 を提出し、 第百六条第三項において同じ。)で作成さ 当該適格性の認定等に係る株式交換につ 付保預金移転、株式交換若しくは株 株式会社商工組合中央金庫にあつ 併せて、 磁気的方式その他人の知覚によ 一項又は第四項に規定する同意 機構にその旨を通知 事業譲渡 同様と 電子 その 直

第六十六条 は得られなかつたときも、 款の定めに基づき株式交換について株主総会等の決議又は総株主若 併せて、 で作られる記録であつて、 磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式 会等の議事録その他政令で定める書面 び経済産業大臣とする。 又は労働金庫連合会にあつては内閣総理大臣及び厚生労働大臣とし とき又は得られなかつたときは、 議若しくは議決又は総株主若しくはすべての種類株主の同意を得た 会社法その他の法律の規定又は定款の定めに基づき合併、 格性の認定等に係る株式交換についての決議又は同意を得たとき又 しくはすべての種類株主の同意を必要とする場合におい を受けた銀行持株会社等が、 れているものを含む。 るものとして内閣府令・財務省令で定めるものをいう。)で作成さ じ。)を必要とする場合において、 法第七百八十三条第二項又は第四項に規定する同意をいう。 議若しくは議決又は総株主若しくはすべての種類株主の同意 株式会社商工組合中央金庫にあつては内閣総理大臣、 事業譲渡等、付保預金移転、 付保預金移転、株式交換又は株式移転について株主総会等の決 機構にその旨を通知しなければならない。 適格性の認定等を受けた金融機関は、この法律若しくは 第百六条第三 しに、 電子計算機による情報処理の用に供され 同様とする。 この法律若しくは会社法の規定又は その旨を報告し、 株式交換又は株式移転についての決 直ちに、 一項において同じ。 当該適格性の認定等に係る合併 (電磁的記録 内閣総理大臣 かつ、 適格性の認定 (電子的方式 当該株主総 を提出し 財務大臣及 (労働金庫 事業譲 以下同

等、

1970

関の合併及び転換に関する法律第二十二条第六項に規定する場合に 用金庫連合会、 あつては、 社商工組合中央金庫にあつては株主総会又は種類株主総会 つては総会又は総代会をいう。 金庫若しくは労働金庫連合会 項の 「株主総会等」とは、 株主総会及び同項の株主総会) 信用協同組合若しくは信用協同組合連合会又は労働 (以 下 銀行等、 「信用金庫等」という。)にあ 銀行持株会社等又は株式会 を、 信用金庫若しくは信 (金融機

3 第一項の適格性の認定等を受けた金融機関又は銀行持株会社等は 3 第一項の適格性の認定等を受けた金融機関又は銀行持株会社等は 3 第一項の適格性の認定等を受けた金融機関又は銀行持株会社等は 3

等をいう。次号において同じ。)の決議又は議決による承認を受等をいう。次号において同じ。)の決議又は議決による承認を受等をいう。次号において同じ。)の決議又は議決による承認を受等をいう。次号において同じ。)の決議又は議決による承認を受等をいう。次号において同じ。)の決議又は議決による承認を受等をいう。次号において同じ。)の決議又は議決による承認を受等をいう。次号において同じ。)の決議又は議決による承認を受等をいう。次号において同じ。)の決議又は議決による承認を受等をいう。次号において同じ。)の決議又は議決による承認を受等をいう。次号において同じ。)の決議又は議決による承認を受等をいう。次号において同じ。)の決議又は議決による承認を受等をいう。次号において同じ。)の決議又は議決による承認を受等をいう。次号において同じ。)の決議又は議決による承認を受けた金融機関又は銀行持株会社等

は総会又は総代会をいう。
は総会又は総代会をいう。
は総会又は総代会をいう。
は、銀行等、銀行持株会社等又は株式会
が項の「株主総会等」とは、銀行等、銀行持株会社等又は株式会

2

知しなければならない。

業大臣とする。)にその旨を報告し、あわせて、機構にその旨を通社商工組合中央金庫にあつては内閣総理大臣、財務大臣及び経済産社商工組合中央金庫にあつては内閣総理大臣、財務大臣及び経済産金庫連合会にあつては内閣総理大臣及び厚生労働大臣とし、株式会金庫項の適格性の認定等を受けた金融機関又は銀行持株会社等は第一項の適格性の認定等を受けた金融機関又は銀行持株会社等は

等をいう。次号において同じ。)の決議又は議決による承認を受に発生、方面の適格性の認定等を受けた金融機関又は銀行持株会社等第一項の適格性の認定等を受けた金融機関又は銀行持株会社等第一項の適格性の認定等を受けた金融機関又は銀行持株会社等第一項の適格性の認定等を受けた金融機関又は銀行持株会社等第一項の適格性の認定等を受けた金融機関又は銀行持株会社等

一 第一項の適格性の認定等を受けた金融機関が第八十七条又は民一 第一項の適格性の認定等を受けた金融機関が第八十七条又は民間 第一項の適格性の認定等を受けた金融機関が第八十七条又は民間 第一項の適格性の認定等を受けた金融機関が第八十七条又は民

(略)

4

(業務の継続の特例)

る合併、事業の譲受け、付保預金移転又は会社分割により承継した又は制限されている契約に係る権利義務を当該適格性の認定等に係くは事業に関する法令により行うことができない業務に属する契約第六十七条 適格性の認定等を受けた救済金融機関は、その営業若し

一 第一項の適格性の認定等を受けた金融機関が第八十七条又は民事再生法 (平成十一年法律第二百二十五号) 第四十三条 (金融機事再生法 (平成十一年法律第二百二十五号) 第四十三条 (金融機事の更生手続の特例等に関する法律第四百五十四条において準関等の更生手続の特例等に関する法律第四百五十四条において準関・第一項の適格性の認定等を受けた金融機関が第八十七条又は民

4 (軟

(業務の継続の特例)

る事業の譲受け又は付保預金移転により承継した場合には、これらては制限されている契約に係る権利義務を当該適格性の認定等に係くは事業に関する法令により行うことができない業務に属する契約第六十七条 適格性の認定等を受けた救済金融機関は、その営業若し

きる。 以内の期間に限り、これらの契約に関する業務を継続することがで期限満了まで、期限の定めのないものについては承継の日から二年場合には、これらの契約のうち、期限の定めのあるものについては

関する業務の利用者の利便等に照らし特別の事情がある場合におい 央金庫にあつては内閣総理大臣、 あ 又は同項の期間を超えて、 は会社分割の日における当該契約の総額を超えない範囲内において かつ、当該計画に従い、 つては内閣総理大臣及び厚生労働大臣とし、株式会社商工組合中 適格性の認定等を受けた救済金融機関は、 当該計画につき内閣総理大臣 期間を定めて当該業務を整理することを内容とする計画を作成 の承認を受けたときは、 当該業務を継続することができる。 同項の期限が満了した契約を更新して、 合併、 財務大臣及び経済産業大臣とする (労働金庫又は労働金庫連合会に 事業の譲受け、 前項に規定する契約に 付保預金移転又 2

(資金援助に係る株式交換等の承認)

第六十八条の二 項 等の引受け等を行つた救済金融機関又は救済銀行持株会社等 優先株式等である株式の発行者であるもの \mathcal{O} 発行救済金融機関等」という。) 承認を受けた場合における同条第四項に規定する承継金融機関等 の承認を受けた場合における次項に規定する会社及び次条第一項 次条において同じ。 第六十四条第一項の決定に基づいて機構が優先株式)であつて、 は、 株式交換 機構が現に保有する取得 (以下この条において「 (当該発行救済金融 $(\Xi \sigma)$

、これらの契約に関する業務を継続することができる。限の定めのないものについては承継の日から二年以内の期間に限りの契約のうち、期限の定めのあるものについては期限満了まで、期

に従い、 関する業務の利用者の利便等に照らし特別の事情がある場合にお 超えて、 央金庫にあつては内閣総理大臣、 あ て、 おける当該契約の総額を超えない範囲内において、)の承認を受けたときは、 つては内閣総理大臣及び厚生労働大臣とし、 適格性の認定等を受けた救済金融機関は、 期間を定めて当該業務を整理することを内容とする計画を作成 当該計画につき内閣総理大臣 当該業務を継続することができる。 同項の期限が満了した契約を更新して、 事業の譲受け又は付保預金移転の日に 財務大臣及び経済産業大臣とする (労働金庫又は労働金庫連合会に 前 株式会社商工組合中 項に規定する契約に 又は同項の期間 かつ、 当該計

(資金援助に係る株式交換等の承認)

おうとするときは、あらかじめ、機構の承認を受けなければならな又は株式移転(以下この条において「株式交換等」という。)を行百二十六条の二十五第一項において同じ。)となるものに限る。)に規定する株式交換完全子会社をいう。第百八条の二第一項及び第機関等が株式交換完全子会社(会社法第七百六十八条第一項第一号

2~4 (略)

 第六十四条の二第五項の規定は、機構が前項の規定により提出を と読み替えるものとする。
 第六十四条の二第五項の規定は、機構が前項の規定により提出を と読み替えるものとする。

(資金援助に係る組織再編成の承認)

第六十八条の三(略

2 \ \ 4

(略

により設立された金融機関を含む。以下この条から第六十八条の三救済金融機関(当該優先株式等の引受け等に係る合併又は新設分割受けた計画について準用する。この場合において、同条第五項中「5 第六十四条の二第五項の規定は、機構が前項の規定により提出を

機構の承認を受けなければならない。
て「株式交換等」という。)を行おうとするときは、あらかじめ、て同じ。)となるものに限る。)又は株式移転(以下この条においに規定する株式交換完全子会社をいう。第百八条の二第一項におい機関等が株式交換完全子会社(会社法第七百六十八条第一項第一号

2~4 (略)

5 第六十四条の二第五項の規定は、機構が前項の規定により提出を ちのとする。

(資金援助に係る組織再編成の承認)

第六十八条の三(略

2 \ 4

(略

れた金融機関を含む。以下この条から第六十八条の三までにおいて救済金融機関(当該優先株式等の引受け等に係る合併により設立さ受けた計画について準用する。この場合において、同条第五項中「5 第六十四条の二第五項の規定は、機構が前項の規定により提出を

とする。 六十八条の三第四項に規定する承継金融機関等」と読み替えるものまでにおいて同じ。)又は救済銀行持株会社等」とあるのは、「第

(追加的資金援助)

第六十九条 機構は、資金援助に係る合併等の後、当該資金援助に係 金援助(第四項において「追加的資金援助」という。)を行うこと 登勝の申込みを受けた場合において、必要があると認めるときは、 当該申込みを受けた場合において、必要があると認めるときは、 当該申込みを受けた場合において、必要があると認めるときは、 当該資金援助に係

げる合併等の区分に応じ当該各号に定める資産について行うものと させるものに限る。 義務の一部を当該新設分割により新たに設立される金融機関に承継 掲げる新設分割のうち破綻金融機関がその事業に関して有する権利 権利義務の 号に掲げる吸収分割のうち破綻金融機関がその事業に関して有する 九条第二項第三号に掲げる事業譲渡等のうち破綻金融機関がその事 前項の規定による申込みに係る資産の買取りは、 一項第三号に掲げる事業譲渡等のうち破綻金融機関がその事業の 前項の規定による申込みに係る資金援助のうちに合併等 部を他の金融機関に譲渡するもの、 部を他)に係る破綻金融機関の資産又は次の各号に掲 の金融機関に承継させるもの又は同項第六号に 付保預金移転、 合併等 同項第五 (第五十 (同条

第四項に規定する承継金融機関等」と読み替えるものとする。同じ。)又は救済銀行持株会社等」とあるのは、「第六十八条の三

(追加的資金援助)

おいて「追加的資金援助」という。)を行うことができる。 る教済金融機関工は銀行持株会社等に対する追加の資金援助の第の場所に係るを受いた場合において、必要があると認めるときは、当該申込みを行った金融機関さいた金融機関から追加の資金援助の申込みを受いた場合において、必要があると認めるときは、当該資金援助に係第六十九条 機構は、資金援助に係る合併等の後、当該資金援助に係

2 名で、 ときは、当該合併等に係る救済金融機関は、 おいて同じ。 応じ当該各号に定める資産について行うものとし、 業の一部を他の金融機関に譲渡するもの又は付保預金移転に限る。 九条第二項第三号に掲げる事業譲渡等のうち破綻金融機関がその事 に譲渡するもの又は付保預金移転に限る。 る事業譲渡等のうち破綻金融機関がその事業の一部を他の金融機関 る申込みに係る資金援助のうちに合併等(同条第二項第三号に掲 に係る破綻金融機関の資産又は次の各号に掲げる合併等の区分に 前項の規定による申込みに係る資産の買取りは、 機構が当該資産の買取りを行うことを機構に申し込むものと に係る破綻金融機関の資産の買取りが含まれている 以下この項及び第四項に 当該破綻金融機関と連 前項の規定によ 合併等 (第五十

4 第五十九条第六項及び第七項、第六十四条並びに第六十四条の二	4 第五十九条第六項及び第七項、第六十四条並びに第六十四条の二
3 (略)	3 (略)
	資産であつたものに限る。)
	り設立された金融機関の資産(当該新設分割前に破綻金融機関の
(新設)	六 第五十九条第二項第六号に掲げる新設分割 当該新設分割によ
	関の資産で当該吸収分割により承継したもの
(新設)	五 第五十九条第二項第五号に掲げる吸収分割 同号の他の金融機
三•四 (略)	三・四(略)
ものに限る。)	ものに限る。)
れた金融機関の資産(当該合併前に破綻金融機関の資産であつた	れた金融機関の資産(当該合併前に破綻金融機関の資産であつた
二 第五十九条第二項第二号に掲げる合併 当該合併により設立さ	二 第五十九条第二項第二号に掲げる合併 当該合併により設立さ
のに限る。)	のに限る。)
る金融機関の資産(当該合併前に破綻金融機関の資産であつたも	る金融機関の資産(当該合併前に破綻金融機関の資産であつたも
一 第五十九条第二項第一号に掲げる合併 当該合併により存続す	一 第五十九条第二項第一号に掲げる合併 当該合併により存続す
	取りを行うことを機構に申し込むものとする。
	救済金融機関は、当該破綻金融機関と連名で、機構が当該資産の買
	金融機関の資産の買取りが含まれているときは、当該合併等に係る
	るものに限る。以下この項及び第四項において同じ。)に係る破綻
	の一部を当該新設分割により新たに設立される金融機関に承継させ
	る新設分割のうち破綻金融機関がその事業に関して有する権利義務
	義務の一部を他の金融機関に承継させるもの又は同項第六号に掲げ
	掲げる吸収分割のうち破綻金融機関がその事業に関して有する権利
する。	一部を他の金融機関に譲渡するもの、付保預金移転、同項第五号に

場合におけるこの項において準用する同条第二項に規定する会社及 援助」と読み替えるものとするほか、 係る合併等のために機構による資金援助」とあるのは 員会の議決に係る資金援助に要すると見込まれた費用並びに当該破 び当該資金援助に係る破綻金融機関につき当該議決前に行われた委 き保険金の支払を行うときに要すると見込まれる」とあるのは この項において準用する同条第四項に規定する承継金融機関等を含 該資金援助に係る取得優先株式等を保有しているものを除くものと 機構が優先株式等の引受け等に係る資金援助を行い、かつ、現に当 資金援助に係る合併若しくは新設分割により設立された金融機関 るものに限る。 前 て、 条の二の規定は資金援助に係る合併等を行つた救済金融機関につい で定める 込まれた」と、 綻金融機関の保険事故につき保険金の支払を行うときに要すると見 規定は第一項又は第二項の規定による申込みについて、)について、それぞれ準用する。 この項において準用する第六十八条の二第一項の承認を受けた 一条の規定は機構が追加的資金援助 第六十七条及び第六十八条の規定は追加的資金援助について、 項中 項において準用する前条第一 「及び当該資金援助に係る破綻金融機関の保険事故につ 第六十八条中 を行つた救済金融機関、 「その行おうとする適格性の認定等に 項の承認を受けた場合における 必要な技術的読替えは、 この場合において、第六十四 (優先株式等の引受け等に係 救済銀行持株会社等又は 「追加的資金 第五十九 政令 及

るものとするほか、必要な技術的読替えは、 事故につき保険金の支払を行うときに要すると見込まれた」と、 行うときに要すると見込まれる」 当該資金援助に係る破綻金融機関の保険事故につき保険金の支払を それぞれ準用する。この場合において、 用する同条第四項に規定する承継金融機関等を含む。)につい 準用する前条第一項の承認を受けた場合におけるこの項におい 項において準用する同条第二項に規定する会社及びこの項において て準用する第六十八条の二第一項の承認を受けた場合におけるこの 取得優先株式等を保有しているものを除くものとし、 の引受け等に係る資金援助を行い、 資金援助に係る合併により設立された金融機関 条の二の規定は資金援助に係る合併等を行つた救済金融機関につい の規定は第一項又は第二項の規定による申込みについて、 に機構による資金援助」 六十八条中 資金援助に要すると見込まれた費用並びに当該破綻金融機関の保険 係る破綻金融機関につき当該議決前に行われた委員会の議決に係る るものに限る。 一条の規定は機構が追加的資金援助 第六十七条及び第六十八条の規定は追加的資金援助について、 「その行おうとする適格性の認定等に係る合併等のため を行つた救済金融機関、 とあるの とあるのは「及び当該資金援助 は かつ、 追加的資金援助. (優先株式等の引受け等に係 第六十四条第二項中「及び 現に当該資金援助に係る 救済銀行持株会社等又は 政令で定める。 (機構が優先株式 この項にお 一と読み替え 第五十九 て、

て、

前

(決済債務の弁済のための資金の貸付け)

第六十九条の三 機構は、次に掲げる者から決済債務の弁済(第五十三 第二項の規定及び同条第二項において準用する第五十四条の るときは、委員会の議決を経て、当該決済債務に係る第五十四条の るときは、委員会の議決を経て、当該決済債務に係る第五十四条の るときは、委員会の議決を経て、当該決済債務に係る第五十四条の の規定により計算した保険金の額に対応する支払対象決済用 の規定により計算した保険金の額の合計額に達するまでを限り、当 が規定及び同条第二項において準用する第五十四条 の規定により計算した保険金の額の合計額に達するまでを限り、当 が規定及び同条第二項において準用する第五十四条 の規定により計算した保険金の額の合計額に達するまでを限り、当 が規定とは が表します。

• 二 (略)

命ずる処分を受けた破綻金融機関 一般産法第九十一条第一項の規定による保全管理人による管理を

四 更生手続開始の決定を受けた破綻金融機関

理を命ずる処分を受けた破綻金融機関に関する法律第二十二条第一項の規定による保全管理人による管五 会社更生法第三十条第一項又は金融機関等の更生手続の特例等

命ずる処分を受けた破綻金融機関 、 民事再生法第六十四条第一項の規定による管財人による管理を

八 (略)

(決済債務の弁済のための資金の貸付け)

·二 (略)

命ずる処分を受けた破綻金融機関三 破産法第九十一条第一項の規定による保全管理人による管理を

四 更生手続開始の決定を受けた破綻金融機関

の規定による保全管理人による管理を命ずる処分を受けた破綻金は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第二十二条第一項五 会社更生法 (平成十四年法律第百五十四号) 第三十条第一項又

融機関

は、民事写生去第七十九条第一頁の見官こよる呆全管里人こよる管命ずる処分を受けた破綻金融機関が、民事再生法第六十四条第一項の規定による管財人による管理を

理を命ずる処分を受けた破綻金融機関七 民事再生法第七十九条第一項の規定による保全管理人による管

(略)

2 (略)

3

める決定より前にされたものとみなす。 手続における機構以外の債権者との関係においては、当該各号に定 当該金融機関に係る破産手続、 第一項の規定により次の各号に掲げる者に対してされた貸付けは 更生手続、 再生手続又は特別清算

(略)

の決定 第一項第四号に掲げる破綻金融機関 再生手続開始の決定を受けた破綻金融機関 当該更生手続開始の決定 当該再生手続開始

(略)

4 5 (略)

(決済債務に係る破産法等の特例)

第六十九条の四 (略)

2

3

務の弁済を許可することができる。 条第一項及び第五百三十七条第一項の規定にかかわらず、裁判所は 定による資金の貸付けを行う旨の決定があるときは、会社法第五百 当該破綻金融機関の申立てにより、 特別清算開始の命令を受けた破綻金融機関に対し前条第一項の規 前条第一項に規定する決済債

4 • 5 (略

(課税関係

2 (略)

3 める決定より前にされたものとみなす。 手続における機構以外の債権者との関係においては、当該各号に定 当該金融機関に係る破産手続、 第一項の規定により次の各号に掲げる者に対してされた貸付けは 更生手続、 再生手続又は特別清算

(略)

の決定 再生手続開始の決定を受けた破綻金融機関 第一項第四号に掲げる破綻金融機関 当該更生手続開始の決定 当該再生手続開始

三

兀 (略)

4 5 (略)

(決済債務に係る破産法等の特例

第六十九条の四 (略

2 (略)

3 条第一項及び第五百三十七条第一項の規定にかかわらず、裁判所は 務の弁済を許可することができる。 定による資金の貸付けを行う旨の決定があるときは、会社法第五百 当該破綻金融機関の申立てにより、 特別清算開始の命令を受けた破綻金融機関に対し前条第一項の規 前条第一項に規定する決済債

4 • 5 (略

(課税関係

第七十三条 得税に関する法令の規定を適用する。 準日における元本額を超えるときにあつては当該概算払の金額のう に応じ当該各号に定めるものの額とみなして、 権のうち元本の払戻しの額と、 ち当該基準日における元本額に相当する部分の金額は当該預金等債 債権のうち元本の払戻しの額とみなし、 令で定める金額(以下この条において「基準日における元本額」と 算払額の支払の日における当該預金等債権のうち元本の額として政 信用銀行債等に係るものを除く。 に掲げる預金等に係るもののうち割引の方法により発行される長期 部分の金額は当該預金等債権に係る預金等の次の各号に掲げる区分 いう。)以下であるときにあつては当該概算払の金額は当該預金等 て概算払額の支払を受けた場合には、 (以下この条において「概算払の金額」という。) が当該概 預金者等がその有する預金等債権(第二条第二項第五号 当該概算払の金額のうちその超える 以下この条において同じ。)につ 当該概算払の金額が当該基 当該概算払額の支払を受け 所得税法その他の所

(略

税法第百七十四条第三号に掲げる給付補塡金をいう。) 一 定期積金 当該定期積金に係る契約に基づく給付補塡金 (所得)

く給付補塡金(所得税法第百七十四条第四号に掲げる給付補塡金二 第二条第二項第三号に掲げる掛金 当該掛金に係る契約に基づ

四·五 (略)

をいう。)

2 · 3 (略)

第七十三条 た金額 得税に関する法令の規定を適用する。 権のうち元本の払戻しの額と、 ち当該基準日における元本額に相当する部分の金額は当該預金等債 準日における元本額を超えるときにあつては当該概算払の金額のう 債権のうち元本の払戻しの額とみなし、当該概算払の金額が当該基 令で定める金額(以下この条において「基準日における元本額」と 算払額の支払の日における当該預金等債権のうち元本の額として政 信用銀行債等に係るものを除く。 に掲げる預金等に係るもののうち割引の方法により発行される長期 に応じ当該各号に定めるものの額とみなして、 部分の金額は当該預金等債権に係る預金等の次の各号に掲げる区分 いう。)以下であるときにあつては当該概算払の金額は当該預金等 いて概算払額の支払を受けた場合には、 (以下この条において 預金者等がその有する預金等債権(第二条第二項第五号 「概算払の金額」という。)が当該概 当該概算払の金額のうちその超える 以下この条において同じ。 当該概算払額の支払を受け 所得税法その他 しにつ

(略)

得税法第百七十四条第三号に掲げる給付補てん金をいう。) 二 定期積金 当該定期積金に係る契約に基づく給付補てん金(H

<u>ん金をいう。)</u> く給付補てん金(所得税法第百七十四条第四号に掲げる給付補てニニー第二条第二項第三号に掲げる掛金=当該掛金に係る契約に基づニー

日・五 (略)

2·3 (略)

-302-

(業務及び財産の管理を命ずる処分)

第七十四条 (略)

2 (略)

を除く。)は、破綻金融機関とみなす。
法律の適用については、当該処分を受けた金融機関(破綻金融機関3.前二項の規定による管理を命ずる処分があつた場合におけるこの

4・5 (略)

(金融整理管財人の調査等)

第八十一条 場合にあつては取締役、執行役、 が法人である場合にあつては、 代理業者又は同項に規定する代理若しくは媒介に係る契約の相手方 第四項に規定する代理若しくは媒介に係る契約の相手方 融機関が信用協同組合若しくは信用協同組合連合会又は労働金庫若 査人。第八十七条第五項において同じ。)並びに支配人(被管理金 は株式会社商工組合中央金庫 人並びに被管理金融機関を所属金融機関とする金融機関代理業者又 しくは労働金庫連合会である場合にあつては、 金融機関が信用金庫等である場合にあつては理事、 監査役及び会計監査人(被管理金融機関が委員会設置会社である 項におい 金融整理管財人は、 て同じ。 の株式会社商工組合中央金庫法第1 (被管理金融機関である場合に限る。 被管理金融機関の取締役、 役員及び使用人) 会計参与及び会計監査人、被管理 参事)その他の使用 並びにこれらの者 監事及び会計監 (金融機関 会計参与 一条

(業務及び財産の管理を命ずる処分)

第七十四条 (略)

2 (略)

を除く。)は、破綻金融機関とみなす。
法律の適用については、当該処分を受けた金融機関(破綻金融機関)。前二項の規定による管理を命ずる処分があつた場合におけるこの

4·5 (略)

金融整理管財人の調査等)

第八十一条 場合にあつては取締役、執行役、 るものに限る。 産の状況(これらの者であつた者については、 並びにこれらの者であつた者に対し、 融機関が信用協同組合若しくは信用協同組合連合会又は労働金庫若 査人。第八十七条第五項において同じ。)並びに支配人 金融機関の業務に従事していた期間内に知ることのできた事項に係 金融機関が信用金庫等である場合にあつては理事、 金融機関代理業者が法人である場合にあつては、役員及び使用人) しくは労働金庫連合会である場合にあつては、 人並びに被管理金融機関を所属金融機関とする金融機関代理業者 監査役及び会計監査人(被管理金融機関が委員会設置会社である 金融整理管財人は、 につき報告を求め、 被管理金融機関の取締役、 会計参与及び会計監査人、被管理 被管理金融機関の業務及び財 又は被管理金融機関及び被管 その者が当該被管理 参事)その他の使用 監事及び会計監 (被管理 会計参与

庫の同項に規定する代理若しくは媒介に係る契約の相手方の帳簿、の者であつた者については、その者が当該被管理金融機関の業務にの者であつた者については、その者が当該被管理金融機関の業務にであつた者に対し、被管理金融機関の業務及び財産の状況(これらであつた者に対し、被管理金融機関の業務及び財産の状況(これら

2 (略)

書類その他の物件を検査することができる

(被管理金融機関の経営者等の破綻の責任を明確にするための措置

2 (略)

第八十三条

略

(株主総会等の特別決議等に関する特例)

第八十六条 第九号、第十一号若しくは第十二号若しくは第三百二十四条第二項 項において準用する場合を含む。 若しくは労働金庫法第五十三条の規定による決議若しくは議決又は 第一号若しくは第四号に掲げる株主総会若しくは種類株主総会の決 金融機関の合併及び転換に関する法律第二十二条第二項 (同法第百七十 信用金庫法第四十八条の三、 被管理金融機関における会社法第三百九条第二項第三号 条第 項に係る部分に限る。 中小企業等協同組合法第五十三条 第二十九条第四項 から第五号まで、 (同条第五 (同条第五

の他の物件を検査することができる。理金融機関を所属金融機関とする金融機関代理業者の帳簿、書類そ

2 (略

(被管理金融機関の経営者等の破綻の責任を明確にするための措置

 \smile

第八十三条 (略

2

(略)

(株主総会等の特別決議等に関する特例)

もつて、仮にすることができる。いて「株主等」という。)の議決権の三分の二以上に当たる多数をた株主又は会員、組合員若しくは代議員若しくは総代(第四項にお定による決議若しくは議決は、これらの規定にかかわらず、出席し項において準用する場合を含む。)若しくは第三十五条第二項の規

3~7 (略)

(株主総会等の特別決議等に代わる許可)

第八十七条 らず、 刹 当該被管理金融機関は、 機関がその財産をもつて債務を完済することができない場合には、 第四百六十七条第 全部取得条項付種類株式 第七百八十三条第 裁判所の許可を得て、 第百九十九条第二項、 銀行等又は株式会社商工組合中央金庫である被管理金融 一項第一号及び第二号、 一項並びに第八百四条第一項の規定にかかわ 会社法第百十一条第二項 第四百四十七条第一項、 次に掲げる事項を行うことができる。 (会社法第百七十一条第 第四百七十一条第三 第百七十一条第 第四百六十六 一項に規定す

ることができる。という。)の議決権の三分の二以上に当たる多数をもつて、仮にすという。)の議決権の三分の二以上に当たる多数をもつて、仮にす、組合員若しくは代議員若しくは総代(第四項において「株主等」

被管理金融機関における会社法第三百九条第三項各号若しくは第をもつて、仮にすることができる。

3~7 (略)

(田)

(株主総会等の特別決議等に代わる許可)

一、次に掲げる事項を行うことがで とがで 、次に掲げる事項を行うことがで と、 、会社法第四百四十七条第一項、第四百六十 当該被管理金融機関は、会社法第四百四十七条第一項、第四百六十 当該被管理金融機関は、会社法第四百四十七条第一項、第四百六十 当該被管理金融機関は、会社法第四百四十七条第一項、第四百六十 がかわらず、裁判所の許可を得て、次に掲げる事項を行うことがで とができない場合には、 のかからず、裁判所の許可を得て、次に掲げる事項を行うことがで とができない場合には、 のかかわらず、裁判所の許可を得て、次に掲げる事項を行うことがで といできない場合には、 のかかわらず、裁判所の許可を得て、次に掲げる事項を行うことがで といできない場合には、 のかかわらず、裁判所の許可を得て、次に掲げる事項を行うことがで といできない場合には、

(新設)

規定する募集事項の決定
百九十九条第一項に規定する募集株式の発行に係る同条第二項に
市九十九条第一項に規定する募集株式の発行に係る同条第二項に
部取得条項付種類株式の全部の取得又はこれとともにする同法第
部取得条項付種類株式をいう。第百二十六条の十三第一項第

11~四 (略)

2~4 (略) 五 会社分割

・ 前項の規定により選任された被管理金融機関の取締役、会計参与・ 前項の規定により選任された被管理金融機関の取締役、会計参与

6 12 (略)

(代替許可に係る登記の特例)

√三 (略)

(新設)

2~4 (略)

5

結の時に退任する。

「招集される定時総会が終結した後最初に開催される取締役会の終不、その総代会で役員の選任をすることができるときは、通常総代の終結の時に、執行役は選任時の属する事業年度の終了後最初に 関連される定時総会又は通常総会(総代会を設けている場合において、その総代会で役員の選任をすることができるときは、通常総代の の終結の時に 、執行役は選任時の属する事業年度の終了後最初に 関係される定時総会が終結した後最初に開催される取締役、会計参与

6 12 (略)

(代替許可に係る登記の特例)

、当該代替許可の決定書の謄本又は抄本を添付しなければならない替許可があつた場合においては、当該事項に係る登記の申請書には「掲げる事項又は同条第三項若しくは第四項に定める事項に係る代第八十八条 前条第一項第一号若しくは第三号若しくは第二項第一号

第六章 破綻した金融機関の業務承継

(経営管理の終了等)

第九十六条 置を講ずることにより当該承継銀行の経営管理を終えるものとする 機関に対する管理を命ずる処分の日から二年以内に、次に掲げる措 とができる。 えることができない場合には、 ただし、やむを得ない事情によりこの期限内に当該経営管理を終 機構は、承継銀行が最初に業務を引き継いだ被管理金融 一年を限り、この期限を延長するこ

√ 三 (略)

会社又は当該会社分割により設立された会社が機構の子会社及び その事業に関して有する権利義務の全部を他の会社又は当該会社 承継銀行子会社のいずれでもないものに限る。 分割により設立された会社に承継させるものであつて、 当該承継銀行の会社分割 (当該会社分割により当該承継銀行が 当該他の

五. (略)

2 •

(略)

4議決権を除き、 つき議決権を行使することができない株主の有する株式についての 議決権 項第四号の (株主総会において決議をすることができる事項の全部に 会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を 「承継銀行子会社」とは、 承継銀行がその総株主 以下この項

有するものとみなされる株式についての議決権を含む。

第六章 破綻した金融機関の業務承継

(経営管理の終了等)

第九十六条 えることができない場合には、一年を限り、この期限を延長するこ 置を講ずることにより当該承継銀行の経営管理を終えるものとする 機関に対する管理を命ずる処分の日から二年以内に、次に掲げる措 とができる。 ただし、やむを得ない事情によりこの期限内に当該経営管理を終 機構は、承継銀行が最初に業務を引き継いだ被管理金融

<u>\</u>
<u>\</u>
<u>\</u>
<u>\</u>

(新設)

四 略

2 • 略

(新設)

3 第一項の規定による資産の買取りは、次の各号に掲げる再承継の	3 第一項の規定による資産の買取りは、次の各号に掲げる再承継の
	れる金融機関に承継させるもの
	る資産に係る部分を除く。)を当該新設分割により新たに設立さ
	の資産の一部を機構が買い取る場合にあつては、その買い取られ
	継銀行がその事業に関して有する権利義務の全部(当該承継銀行
(新設)	六 承継銀行を当事者とする新設分割で当該新設分割により当該承
	る資産に係る部分を除く。)を他の金融機関に承継させるもの
	の資産の一部を機構が買い取る場合にあつては、その買い取られ
	継銀行がその事業に関して有する権利義務の全部(当該承継銀行
(新設)	五 承継銀行を当事者とする吸収分割で当該吸収分割により当該承
一~四 (略)	一~四 (略)
2 前項の「再承継」とは、次に掲げるものをいう。	2 前項の「再承継」とは、次に掲げるものをいう。
第百一条 (略)	第百一条 (略)
(再承継金融機関等に対する資金援助)	(再承継金融機関等に対する資金援助)
て、当該損失の補てんを行うことができる。	て、当該損失の補塡を行うことができる。
金額があるときは、委員会の議決を経て、当該金額の範囲内におい	金額があるときは、委員会の議決を経て、当該金額の範囲内におい
継銀行に生じた損失の額として政令で定めるところにより計算した	継銀行に生じた損失の額として政令で定めるところにより計算した
第九十九条 機構は、承継協定の定めによる業務の実施により協定承	第九十九条 機構は、承継協定の定めによる業務の実施により協定承
(損失の補てん)	(損失の補塡)
	権を有する会社をいう。
	及び第百二十条第五項において同じ。)の百分の五十を超える議決

区分に応じ、当該各号に定める資産について行うものとする。

一~四 (略)

五 前項第五号に掲げる吸収分割 同号の他の金融機関の資産で当

該吸収分割により承継したもの

金融機関の資産(当該新設分割前に承継銀行の資産であつたもの) 対 前項第六号に掲げる新設分割 当該新設分割により設立される

に限る。)

4 (略)

5 融機関」 第五十九条第三項中 条第一項の認定について、それぞれ準用する。この場合において、 まで及び第六項から第八項までの規定はこの項において準用する同 規定は第一項の規定による申込みについて、同条第二項から第四項 「再承継金融機関」と、 第五十九条第三項、 第六十一条中 とあるのは 「承継銀行」と、「救済金融機関」とあるのは 「合併等」とあるのは 「救済金融機関」とあるのは「再承継金融機関 第六項及び第七項並びに第六十一条第一 「救済銀行持株会社等」 「再承継」と、 とあるのは 「破綻金 「再承 項の

6 (略

継銀行持株会社等」と読み替えるものとする

は前項のあつせんを受けた金融機関又は銀行持株会社等について、十六条の規定は第五項において準用する第六十一条第一項の認定又せんについて、第六十四条(第二項を除く。)及び第六十四条の二せんについて、第六十四条(第二項を除く。)及び第六十四条の二十二条第二項及び第四項から第六項までの規定は前項のあつ

区分に応じ、当該各号に定める資産について行うものとする。

~四 (略)

(新設)

(新設)

(略)

4

5 融機関」 規定は第一項の規定による申込みについて、同条第二項から第四 継銀行持株会社等」と読み替えるものとする。 条第一項の認定について、それぞれ準用する。この場合において、 まで及び第六項から第八項までの規定はこの項において準用する同 第五十九条第三項中 と、第六十一条中 「再承継金融機関」と、 第五十九条第三項、 とあるのは 「救済金融機関」とあるのは「再承継金融機関 「承継銀行」と、 「合併等」とあるのは「再承継」と、 第六項及び第七項並びに第六十一条第 「救済銀行持株会社等」 「救済金融機関」とあるの とあるのは 破綻 一項

6 (略)

は前項のあつせんを受けた金融機関又は銀行持株会社等について、十六条の規定は第五項において準用する第六十一条第一項の認定又中が、第六十四条(第二項を除く。)及び第六十四条の二十二条第二項及び第四項から第六項までの規定は前項のあっ

該再承継」 第 再承継銀行持株会社等」と、 \mathcal{O} なる蓋然性が高いと認められる金融機関」とあるのは「承継銀行 及び第七項」 四項に規定する承継金融機関等を含む。 け等に係る合併又は新設分割により設立された金融機関を含む。 第六十八条の三の規定は当該資金援助 第六十七条の規定は再承継金融機関について、 金融機関 条第四項中 又は第五十九条の二第一項」とあるのは 又は再承継銀行持株会社等 るものに限る。 は 一項に規定する会社及びこの項において準用する第六十八条の三 第六十四条第三項及び第五項中「合併等」とあるのは 項の承認を受けた場合におけるこの項において準用する同条第 「再承継金融機関」と、 この場合において、 (第百一条第1 第六十四条の二第 項の承認を受けた場合におけるこの項において準用する同条 同条第四項中 ための機構による資金援助について、 「第四項から第七項まで」とあるのは Ł, 同 「救済銀行持株会社等」とあるのは 同条第五項中 を受けた再承継金融機関 条第五項中 |項第二号 「合併等 一項及び第一 第六十二条第二項中 (この項において準用する第六十八条の 同項中 「救済金融機関」とあるのは 「救済銀行持株会社等」とあるのは と (同条第) 「破綻金融機関又は破綻金融機関と 「合併等」とあるのは 「当該合併等」とあるのは 項中 (優先株式等の引受け等に係 一項第二号」とあるのは)について、それぞれ準用 「第百一条第一項」と、 (当該優先株式等の引受 「救済金融機関」とある 第六十八条の二及び 第六十八条の規定は 「第五十九条第一項 「第四項、 「再承継銀 「再承継 「再承継 「再承継 第六項 行持 再 当 同

四項中 条第二項第二号」と、 株会社等」と、 四条の二第一項及び第二項中 け等に係る合併により設立された金融機関を含む。 第六十八条の三の規定は当該資金援助(優先株式等の引受け等に係 再承継のための機構による資金援助について、 金融機関」と、 条第三項及び第五項中 高いと認められる金融機関」 第四項から第七項まで」とあるのは 条の二第一項」とあるのは る承継金融機関等を含む。)について、 を受けた場合におけるこの項において準用する同条第四項に規定 する会社及びこの項において準用する第六十八条の三第一項の承認 認を受けた場合におけるこの項において準用する同条第二項に規定 行持株会社等(この項において準用する第六十八条の二第一項の るものに限る。 第六十七条の規定は再承継金融機関について、 合において、第六十二条第二項中 同条第五項中 同条第五項中 救済銀行持株会社等」とあるのは 「合併等 同項中)を受けた再承継金融機関 「救済金融機関 「救済銀行持株会社等」とあるのは「再承継銀行持 (同条第二項第 「破綻金融機関又は破綻金融機関となる蓋然性が 「合併等」とあるのは 「合併等」とあるのは 「当該合併等」とあるのは 「第百一条第一項」 とあるのは「承継銀行」と、 「救済金融機関 とあるのは 一号」とあるのは 「第五十九条第一項又は第五十九 「第四項、 「再承継銀行持株会社等」 それぞれ準用する。 (当該優先株式等の引受 「再承継」と、 「再承継金融機関 「再承継」と、 Ł, とあるのは 第六十八条の規定は 第六十八条の 第六項及び第七項 「当該再承継 「再承継)又は再承継銀 同条第四項中 第六十 「再承継 (第百 同条第 لح ط

政令で定める。 株会社等」と、第六十五条及び第六十八条中「合併等」とあるのは 「再承継」 と読み替えるものとするほか、 必要な技術的読替えは、

第百一 ために通常行うべき必要な措置をとることが困難となるおそれがあ 債権に係る担保不動産につきその競売への参加を阻害する要因とな 該貸付債権に係る契約が遵守されないおそれがあること、当該貸付 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第 という。)のうち、当該貸付債権の債務者又は保証人が暴力団員 定認定に係る金融機関及び特定承継銀行を除く。 信用秩序の維持に資するため、 る特段の事情があるもの る行為が行われることが見込まれることその他の金融機関が回収の 七十七号) て同じ。)が保有する貸付債権又はこれに類する資産として内閣府 第百十一条第二項に規定する特別危機管理銀行、 財務省令で定める資産 条の二 項第一 第二条第六号に規定する暴力団員をいう。)であつて当 一号に規定する特定第 機構は、 金融機関の財務内容の健全性の確保を通じて (以 下 (以下この項において単に「貸付債権 金融機関 「特定回収困難債権」という。) 一号措置に係る同項に規定する特 (破綻金融機関、 以下この条におい 第百二十六条の 承継銀行 (T)

読み替えるものとするほか、 第六十五条及び第六十八条中「合併等」とあるのは 必要な技術的読替えは、 政令で定める 「再承継」

と

第百一条の二 いう。 関が回収のために通常行うべき必要な措置をとることが困難となる る要因となる行為が行われることが見込まれることその他の金融機 であつて当該貸付債権に係る契約が遵守されないおそれがあること 三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員をいう。 貸付債権」という。)のうち、 して内閣府令・財務省令で定める資産(以下この項において単に の条において同じ。)が保有する貸付債権又はこれに類する資産と 及び第百十一条第二項に規定する特別危機管理銀行を除く。 信用秩序の維持に資するため、 おそれがある特段の事情があるもの 暴力団員 当該貸付債権に係る担保不動産につきその競売への参加を阻害す)の買取りを行うことができる (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 機構は、 金融機関の財務内容の健全性の確保を通じて 当該貸付債権の債務者又は保証人が 金融機関 (以 下 (破綻金融機関) 一特定回収困難債権」と 承継銀行 以下こ (平成

2 \ 5 略

(金融危機に対応するための措置の必要性の認定)

2 5

略

買取りを行うことができる。

(金融危機に対応するための措置の必要性の認定)

第百二条 内閣総理大臣は、次の各号に掲げる金融機関について当該第百二条 内閣総理大臣は、次の各号に掲げる金融機関について当該措置を 一部ではいて「会議」という。)の議を経て、当該措置を 一部ではおいて「会議」という。)の議を経て、当該措置を 「会議」という。)の議を経て、当該措置を 「会議」という。)の議をときないる。 「会議」という。)の表をときないる。 「会議」という。」の表を 「会議」という。」の表を 「会議」という。 「会養」という。 「会養。 「会養。

(略

資金援助(以下この章において「第二号措置」という。)うときに要すると見込まれる費用の額を超えると見込まれる額のない金融機関 当該金融機関の保険事故につき保険金の支払を行二 破綻金融機関又はその財産をもつて債務を完済することができ

う。) での規定に定める措置(以下この章において「第三号措置」といでの規定に定める措置(以下この章において「第三号措置」とい務を完済することができないもの「第百十一条から第百十九条ま二」破綻金融機関に該当する銀行等であつて、その財産をもつて債

2 (略)

を条件として、当該社債に係る債務が消滅し又は当該金融機関に取有する特約が付されたものであり、かつ、当該認定が行われること該認定に係る金融機関が社債(元利金の支払について劣後的内容を該認定に係る金融機関が社債(元利金の支払について劣後的内容を・10円割のでは、第一項各号に掲げる金融機関のうち内閣府令・10円割のでは、第一項各号に掲げる金融機関のうち内閣府令・10円割のでは、第一項各号に掲げる金融機関のうち内閣府令・10円割のでは、第一項各号に掲げる金融機関のうち内閣府令・10円割のでは、第一項各号に掲げる金融機関のうち内閣府令・10円割のでは、第一項各号に掲げる金融機関のうち内閣府令・10円割のでは、第一項各号に掲げる金融機関のうち内閣府令・10円割のでは、第一項各号に掲げる金融機関のうち内閣府令・10円割のでは、第一項各号に掲げる金融機関の方式を表する。

得されるものであって

銀行法その他の法令の規定に基づき定めら

第百二条 内閣総理大臣は、次の各号に掲げる金融機関について当該第百二条 内閣総理大臣は、次の各号に掲げる金融機関について当該第百二条 内閣総理大臣は、次の各号に掲げる金融機関について当該

(略)

一 破綻金融機関とはその財産をもつて債務を完済することができない金融機関 当該金融機関の保険事故につき保険金の支払を行ない金融機関 当該金融機関の保険事故につき保険金の支払を行った。 一 破綻金融機関に該当する銀行等であつて、その財産をもつて債 一 破綻金融機関に該当する銀行等であつて、その財産をもつて債 での規定に定める措置(以下この章において「第二号措置」という。) での規定に定める措置(以下この章において「第三号措置」という。)

2 (軟

(新設) (略)

4| 6| 8 貸借 容を公表しなければならない。 規定に基づき定められる自己資本その他の財務の状況が適当である 消費貸借について 費貸借として内閣府令・ 貸借に係る債権が取得されるものであつて、 で定めるものに該当するものに限る。 令で定めるものに該当するものに限る。) するものとする。 かどうかの基準に照らし財務内容の健全性の確保に資する金銭の消 の消費貸借に係る債務が消滅し又は当該金融機関に当該金銭の消費 のであり し財務内容の健全性の確保に資する株式として内閣府令・ る自己資本その他の財務の状況が適当であるかどうかの基準に照ら されるものであつて、 配当及び残余財産の分配について優先的内容を有するものであり、 らし財務内容の健全性の確保に資する社債として内閣府令・ れる自己資本その他の財務の状況が適当であるかどうかの基準に照 内閣総理大臣は、 (略) (元利金の支払について劣後的内容を有する特約が付されたも を締結しているときは、 当該認定が行われることを条件として、 (略) かつ、 当該認定が行われることを条件として、 当該金融機関の自己資本における取扱いを決定 第三項の規定により決定をしたときは、 銀行法その他の法令の規定に基づき定められ 財務省令で定めるものに該当するものに限 当該社債 を発行し、 若しくは株式 当該株式又は当該金銭の 銀行法その他の法令の 当該金融機関に取得 又は金銭の消費 (剰余金の 当該金銭 財務省令 その内 財務省 3| 5| 6 (新設)

(略)

略

(第一号措置に係る認定の取消し)

第百三条 (略)

の取消しについて準用する。
2 前条第二項、第六項及び第八項の規定は、前項の規定による認定

(自己資本の充実のための措置を定めた計画の提出等)

充実のための措置を定めた計画を提出しなければならない。五項に規定する期限内に、第一号措置以外の方法による自己資本の二項の申込みを行わないときは、内閣総理大臣に対し、第百二条第二項の申込みを行わないときは、内閣総理大臣に対し、第百二条第第百四条 第一号措置に係る認定に係る金融機関は、当該金融機関及

2 (略

- 認定の取消しについて準用する。 第百二条第二項、第六項及び第八項の規定は、前項の規定による
- 4 内閣総理大臣は、当該認定を取り消すものとする。 金融機関を子会社とする銀行持株会社等が第百二条第五項に規定する計画を提出しいて、当該金融機関が当該期限内に第一項に規定する財限内に次条第一項又は第二項の申込みを行わなかつた場合におる融機関を子会社とする銀行持株会社等が第百二条第五項に規定する。

5・6 (略)

の規定による第一号措置に係る認定の取消しについて準用する。7 第百二条第二項、第六項及び第八項の規定は、第四項又は第五項

(第一号措置に係る認定の取消し)

第百三条 (略)

2

の取消しについて準用する。前条第二項、第五項及び第六項の規定は、前項の規定による認定

(自己資本の充実のための措置を定めた計画の提出等)

充実のための措置を定めた計画を提出しなければならない。 四項に規定する期限内に、第一号措置以外の方法による自己資本の二項の申込みを行わないときは、内閣総理大臣に対し、第百二条第第百四条 第一号措置に係る認定に係る金融機関は、当該金融機関及

(略)

2

認定の取消しについて準用する。 第百二条第二項、第五項及び第六項の規定は、前項の規定による

5 · 6 (略)

の規定による第一号措置に係る認定の取消しについて準用する。7 第百二条第二項、第五項及び第六項の規定は、第四項又は第五項

8

9

略

行持株会社等」とあるのは、 おいて、 規定による第二号措置に係る認定について準用する。この場合に 第百二条第二項、 必要な技術的読替えは 同条第六項中「金融機関、 第三項、 第六項から第八項までの規定は、 「金融機関」 政令で定める 当該金融機関を子会社とする銀 と読み替えるものとする 前項 9

、株式等の引受け等の決定)

第百五条 限る。 場合にあつては内閣総理大臣及び厚生労働大臣とし、 当該認定に係る金融機関から第百二条第五項の規定により定められ みに係る第一号措置を行うかどうかの決定を求めなければならない 済産業大臣とする。第三項から第六項まで、 組合中央金庫である場合にあつては内閣総理大臣、 内閣総理大臣 た期限内に第一号措置 項において同じ。 以下この項において同じ。 機構は、 (当該金融機関が労働金庫又は労働金庫連合会である 第一号措置に係る認定が行われた場合において、 (当該金融機関に対する株式等の引受け等に に対し、)に係る申込みを受けたときは、 当該金融機関と連名で、 第百八条及び第百十条 財務大臣及び経 株式会社商工 当該申込

2 等が発行する株式の引受けに限る。 項の規定により定められた期限内に第一号措置 定に係る金融機関を子会社とする銀行持株会社等から第百二条第五 機構は、 第一号措置に係る認定が行われた場合において、 以下この項において同じ。)に (当該銀行持株会社 当該認

> 8 略

第五項中 第二号措置に係る認定について準用する。この場合において、 とあるのは、 第百二条第二項、 「金融機関、 「金融機関」と読み替えるものとする。 第五項及び第六項の規定は、 当該金融機関を子会社とする銀行持株会社等 前項の規定による 同条

、株式等の引受け等の決定

第百五条 第一 限る。 当該認定に係る金融機関から第百二条第四項の規定により定められ みに係る第一号措置を行うかどうかの決定を求めなければならな 済産業大臣とする。第三項から第六項まで、 組合中央金庫である場合にあつては内閣総理大臣、 場合にあつては内閣総理大臣及び厚生労働大臣とし、 内閣総理大臣 た期限内に第一号措置 項において同じ。)に対し、 以下この項において同じ。 機構は、 (当該金融機関が労働金庫又は労働金庫連合会である 第一号措置に係る認定が行われた場合において (当該金融機関に対する株式等の引受け等に)に係る申込みを受けたときは 当該金融機関と連名で、 第百八条及び第百十条 財務大臣及び 株式会社商工 当該申込

2 等が発行する株式の引受けに限る。 項の規定により定められた期限内に第一号措置 定に係る金融機関を子会社とする銀行持株会社等から第百二条第四 機構は、 第一号措置に係る認定が行われた場合において、 以下この項において同じ。)に (当該銀行持株会社 当該認

を求めなければならない。社等と連名で、当該申込みに係る第一号措置を行うかどうかの決定係る申込みを受けたときは、内閣総理大臣に対し、当該銀行持株会

3~7 (略)

よる第二号措置に係る認定について、それぞれ準用する。
、同条第九項の規定はこの項において準用する同条第八項の規定にの規定による第一号措置に係る認定の取消しについての規定は前項の規定による第一号措置に係る認定の取消しについて

(資本金の額の減少を行う場合の特例

2 (略) 第百六条 (略)

3 件とされた資本金の額の減少についての株主総会又は種類株主総会 銀行等若しくは当該決定を受けた銀行持株会社等若しくはその対象 の決議を得たとき又は得られなかつたときは、 子会社又は当該決定を受けた株式会社商工組合中央金庫は、 とする前条第四項の決定がされた場合において、 定める書面 第一項の規定により資本金の額の減少を当該株式の引受けの条件 あわせて、 その旨を報告し、 (電磁的記録で作成されているものを含む。 機構にその旨を通知しなければならない。 かつ、 当該株主総会の議事録その他政令で 直ちに、 当該決定を受けた 内閣総理大 を提出し 当該条

5 第百二条第六項及び第八項並びに第百四条第六項及び第八項の規

4

略

を求めなければならない。社等と連名で、当該申込みに係る第一号措置を行うかどうかの決定係る申込みを受けたときは、内閣総理大臣に対し、当該銀行持株会

3~7 (略)

よる第二号措置に係る認定について、それぞれ準用する。、同条第九項の規定はこの項において準用する同条第八項の規定にの規定は前項の規定による第一号措置に係る認定の取消しについての規定は前項の規定による第一号措置に係る認定の取消しについて第百二条第二項、第五項及び第六項並びに前条第六項及び第八項

資本金の額の減少を行う場合の特例

第百六条 (略)

2

(略

3 らない。 件とされた資本金の額の減少についての株主総会又は種類株主総会 銀行等若しくは当該決定を受けた銀行持株会社等若しくはその対 臣に、その旨を報告し、 とする前条第四項の決定がされた場合において、当該決定を受けた 定める書面を提出し、 の決議を得たとき又は得られなかつたときは、 子会社又は当該決定を受けた株式会社商工組合中央金庫は、 第一項の規定により資本金の額の減少を当該株式の引受けの条件 あわせて、 かつ、当該株主総会の議事録その他政令で 機構にその旨を通知しなければな 直ちに、 内閣総理大 当該条

4 (略)

5 第百二条第五項及び第六項並びに第百四条第六項及び第八項の規

おいて準用する第百四条第八項の規定による第二号措置に係る認定 条第九項 を取り消したときについて、 定は前項の規定による第一号措置に係る認定の取消しについて、 (第百二条第二項に係る部分を除く。) 前条第六項の規定は前項の規定により同条第四項の決定 それぞれ準用する。 の規定はこの項に 同

6

一号措置に係る組織再編成の認可

第百八条の三 ならない。 経済産業大臣とする。 る場合にあつては内閣総理大臣及び厚生労働大臣とし、 閣総理大臣 下この条において「対象金融機関」という。)は、合併、会社分割 得株式等又は取得貸付債権に係る発行者又は債務者であるもの に規定する承継金融機関を含む。)であつて機構が現に保有する取 を行つた金融機関 工組合中央金庫である場合にあつては内閣総理大臣、 「組織再編成」という。)を行おうとするときは、 会社分割による事業の承継又は事業譲渡等(以下この条において (当該対象金融機関が労働金庫又は労働金庫連合会であ 第百五条第四項の決定に従い機構が株式等の引受け等 (この項の認可を受けた場合における次項第一号 次項において同じ。 の認可を受けなければ あらかじめ、 財務大臣及び 株式会社商 以 内

2 \ 8 (略

(管理を命ずる処分及び資金援助の特例

について、 条第九項 を取り消したときについて、それぞれ準用する。 おいて準用する第百四条第八項の規定による第二号措置に係る認定 定は前項の規定による第一号措置に係る認定の取消しについて、 (第百二条第二項に係る部分を除く。 前条第六項の規定は前項の規定により同条第四項の決定 の規定はこの項に 同

6

略

、第一号措置に係る組織再編

成の認可

第百八条の三 第百五条第四項の決定に従い機構が株式等の引受け等 閣総理大臣 得株式等又は取得貸付債権に係る発行者又は債務者であるもの を行つた金融機関 経済産業大臣とする。 工組合中央金庫である場合にあつては内閣総理大臣、 る場合にあつては内閣総理大臣及び厚生労働大臣とし、 下この条において「対象金融機関」という。)は、合併、会社分割 に規定する承継金融機関を含む。)であつて機構が現に保有する取 の認可を受けなければならない。 「組織再編成」という。)を行おうとするときは、あらかじめ、 会社分割による事業の承継又は事業譲渡等(以下この条において (当該対象金融機関が労働金庫又は労働金庫連合会であ (この項の認可を受けた場合における次項第一号 次項及び第百五十一条第一項において同じ。 財務大臣及び 株式会社商 内

2 \ \ 8 略

(管理を命ずる処分及び資金援助の特例

第百十条 (略)

第六十四条第二項の規定は、第一項の規定により管理を命ずる処 3 第六十四条第二項の規定は、第一項の規定により管理を命ずる処 3 第六十四条第二項の規定は、第一項の規定により管理を命ずる処 3 第六十四条第二項の規定は、第一項の規定により管理を命ずる処 3 第六十四条第二項の規定は、第一項の規定により管理を命ずる処

(特別危機管理銀行の経営者等の破綻の責任を明確にするための措

置

第百十六条

略

2

(略)

(特別危機管理銀行に係る資金援助の特例)

機構が当該特別危機管理銀行に対して資金援助(同項第一号に掲げにおいて同じ。)を行う救済金融機関又は救済銀行持株会社等は、九条第二項第一号、第二号及び第四号に掲げるものに限る。第五項第百十八条 特別危機管理銀行を破綻金融機関とする合併等(第五十

第百十条 (略)

除く。)は、破綻金融機関とみなす。
律の適用については、当該処分を受けた金融機関(破綻金融機関を2 前項の規定による管理を命ずる処分があつた場合におけるこの法

あります。 までは、第二項の規定は、第一項の規定により管理を命ずる処 の第合において、委員会は、当該資金援助が当該金融機関の財 のででは、では、の場合において、委員会は、当該資金援助が当該金融機関の財 のででは、のでは、のでは、のでは、のでは、のででは、のででは、のでででできる。 のでできる。

(特別危機管理銀行の経営者等の破綻の責任を明確にするための措

置

第百十六条 (略

2 (略)

(特別危機管理銀行に係る資金援助の特例)

機構が当該特別危機管理銀行に対して資金援助(同項第一号に掲げ同条第一項の規定にかかわらず、当該特別危機管理銀行と連名で、において同じ。)を行う救済金融機関又は救済銀行持株会社等は、九条第二項第一号、第二号及び第四号に掲げるものに限る。第五項第百十八条 特別危機管理銀行を破綻金融機関とする合併等(第五十

を機構に申し込むことができる。るものに限る。第三項から第五項までにおいて同じ。)を行うこと

令で定める。 電報行」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えば、政 理銀行」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えば、政 での規定はこの項において準用する同条第一項の認定に この規定による申込みについて、同条第二項、第三項及び第六項か で定める。 のおのとするほか、必要な技術的読替えば、政 での規定による申込みについて、同条第二項、第三項及び第六項か をで定める。

3~5 (略)

(第三号措置の終了)

終えるものとする。管理銀行に次に掲げる措置を講じさせることにより、第三号措置を第百二十条の閣総理大臣は、できる限り早期に、機構又は特別危機

~四 (略)

利義務の全部又は一部を他の金融機関に承継させるもの(当該他収分割により当該特別危機管理銀行がその事業に関して有する権工。当該特別危機管理銀行を当事者とする吸収分割であつて当該吸

を機構に申し込むことができる。るものに限る。第三項から第五項までにおいて同じ。)を行うこと

3~5 (略)

に係る資金援助について準用する。る申込みに係る特別危機管理銀行を破綻金融機関として行う合併等第百十九条 第百十条第三項の規定は、第五十九条第一項の規定によ

(第三号措置の終了)

終えるものとする。管理銀行に次に掲げる措置を講じさせることにより、第三号措置を第百二十条の閣総理大臣は、できる限り早期に、機構又は特別危機

一~四 (略)

(新設)

でもないものに限る。)の金融機関が機構の子会社及び特別危機管理銀行子会社のいずれ

(新設)

関が機構の子会社及び特別危機管理銀行子会社のいずれでもない利義務の全部又は一部を当該新設分割により設立された金融機融機関に承継させるもの(当該新設分割により新たに設立される金設分割により当該特別危機管理銀行がその事業に関して有する権設分割であつて当該新

六号に掲げる措置を講ずるときは、内閣総理大臣にその旨を報告し2 特別危機管理銀行は、前項第一号から第三号まで、第五号及び第ものに限る。)

2

3·4 (略)

5 第一項第五号及び第六号の「特別危機管理銀行子会社」とは、特

あわせて、機構にその旨を通知しなければならない。

別危機管理銀行がその総株主の議決権の百分の五十を超える議決権

を有する会社をいう。

(負担金の納付等)

除く。)の実施に要した費用に充てるため、機構に対し、負担金をて準用する場合を含む。)の規定による公告がされたときは、当該の二第一項に規定する特定認定に係る金融機関等又は第百二十六条の二第一項に規定する特定認定に係る金融機関等又は第百二十六条の二十二条金融機関は、次条第四項(第百二十四条第三項におい第百二十二条金融機関は、次条第四項(第百二十四条第三項におい

その旨を通知しなければならない。講ずるときは、内閣総理大臣にその旨を報告し、あわせて、機構に特別危機管理銀行は、前項第一号から第三号までに掲げる措置を

3 • 4 (略)

(新設)

(負担金の納付等)

費用に充てるため、機構に対し、負担金を納付しなければならない公告において定められた期間、機構の危機対応業務の実施に要した公告において定められた期間、機構の危機対応業務の実施に要したで準用する場合を含む。)の規定による公告がされたときは、当該第百二十二条 金融機関は、次条第四項(第百二十四条第三項におい

納付しなければならない。

2 • 3 (略)

読み替えるものとするほか 管理を命ずる処分が」と、 号に掲げる者」と、 二十八第 金融機関又は当該特定管理を命ずる処分に係る第百二十六条の二第 て準用する。 一項に規定する金融機関等のうち第一 に規定する特定適格性認定等が」と、 認定等が」とあるのは 第五十条第二項及び第五十二条の規定は、 「管理を命ずる処分又は第百二十六条の五第一 「破綻金融機関又は当該特定適格性認定等に係る第百二十六条の 項に規定する特定破綻金融機関等のうち第1 この場合において、 同項第三号中 一適格性の認定等又は第百二 被管理金融機関」 必要な技術的読替えは、 第五十条第二項第 「管理を命ずる処分が」とあるの 一条第一項各号に掲げる者」と 「破綻金融機関」とあるの 第一項の負担金につい とあるのは 項に規定する特定 二号中 一十六条の三十 政令で定める 二条第 「適格性 「被管理 項各 4

2 3 略

て準用する。 第五十条第二項及び第五十二条の規定は、 第一項の負担金につ

(負担金又は特定負担金に係る決定)

第百二十三条 勘定の収支につき、次に掲げる事項を、 以内に、内閣総理大臣及び財務大臣に報告しなければならない。 機構は、 毎事業年度、当該事業年度における危機対応 当該事業年度の終了後三月

十六条の二十四第三項に規定する取得特定株式等をいう。 取得株式等若しくは取得貸付債権又は取得特定株式等 (第百二 次号に

(負担金に係る決定)

第百二十三条 以内に、内閣総理大臣及び財務大臣に報告しなければならない。 勘定の収支につき、次に掲げる事項を、当該事業年度の終了後三月 機構は、 毎事業年度、 当該事業年度における危機対応

(略)

で譲渡したことその他の事由により生じた損失の金額 取得株式等又は取得貸付債権につきその取得価額を下回る金額

失の金額得価額を下回る金額で譲渡したことその他の事由により生じた損得価額を下回る金額で譲渡したことその他の事由により生じた損る取得特定貸付債権をいう。同号において同じ。)だつきその取おいて同じ。)若しくは取得特定貸付債権(同条第二項に規定す

とその他の事由により生じた利益の金額 取得特定貸付債権につきその取得価額を上回る金額で譲渡したこ 取得株式等若しくは取得貸付債権又は取得特定株式等若しくは

四 収納した負担金の金額及び特定負担金の金額

五 (略)

時の属する事業年度以後の各事業年度における負担金又は特定負担 後の各事業年度における負担金又は特定負担金に係る負担率及び 及び納付期間を変更する方法により当該報告時の属する事業年度以 金に係る負担率及び納付期間が定められているときは、当該負担率 定負担金に係る負担率及び納付期間を定めなければならない。ただ 百 おいて「報告時」という。)の属する事業年度以後の各事業年度に おいて前条第一項の規定により金融機関が納付すべき負担金 一十六条の三十九第 必要があると認めるときは、 内閣総理大臣及び財務大臣は、 一十六条の三十九第 当該報告時の属する事業年度前の事業年度において、当該報告 項を除き、 一項の規定により金融機関等が納付すべき特 当該報告を受けた時 前項の報告を受けた場合において 以下「負担金」という。) (以下この項に 又は第 (第百

で譲渡したことその他の事由により生じた利益の金額取得株式等又は取得貸付債権につきその取得価額を上回る金額

四 収納した負担金の金額

五 (略)

2 のとする。 の各事業年度における負担金に係る負担率及び納付期間を定めるも び納付期間を変更する方法により当該報告時の属する事業年度以後 らない。ただし、当該報告時の属する事業年度前の事業年度にお に係る負担率及び納付期間が定められているときは、 おいて前条第一項の規定により金融機関が納付すべき負担金 おいて「報告時」という。 「負担金」という。)に係る負担率及び納付期間を定めなければな 必要があると認めるときは、 内閣総理大臣及び財務大臣は、 当該報告時の属する事業年度以後の各事業年度における負担)の属する事業年度以後の各事業年度に 当該報告を受けた時 前項の報告を受けた場合にお (以下この項に 当該負担率及 (以下

3 負担率及び納付期間は、次に掲げる事項を勘案し、危機対応勘定

3

負担率及び納付期間は、

次に掲げる事項を勘案し、

危機対応勘定

期間を定めるものとする。

金 の欠損金が負担金又は特定負担金で賄われるように、 融機関又は金融機関等に対し差別的取扱いをしないように定めな かつ、 特定の

け

ればならない。

金融機関又は金融機関等の財務の状況

5

(負担率等の変更)

第百二十四条 臣に報告しなければならない。 ことが明らかとなつた場合には、 るものを除く。)により、 による政府の補助その他の事由 機構は、その借入金の金利の変動、 負担金又は特定負担金に過不足が生ずる (前条第一項各号に掲げる事項に係 その旨を内閣総理大臣及び財務大 次条第一項の規定

2 により定められた負担率及び納付期間を変更することができる。 負担金の過不足を調整するために必要な限度で、 内閣総理大臣及び財務大臣は、 前項の報告に係る負担金又は特定 前条第二項の規定

3

(政府の補助)

第百二十五条 況を著しく悪化させ、 係る費用を賄うとしたならば、 が生ずるおそれ又は我が国の金融市場その他の金融システムの著し 政府は、 我が国の信用秩序の維持に極めて重大な支障 負担金又は特定負担金のみで危機対応業務に 金融機関又は金融機関等の財務の状

> 差別的取扱いをしないように定めなければならない の欠損金が負担金で賄われるように、 かつ、 特定の金融機関に 対し

(略)

金融機関の財務の状況

4 5

(負担率等の変更)

第百二十四条 なつた場合には、 るものを除く。 による政府の補助その他の事由 機構は、その借入金の金利の変動、 その旨を内閣総理大臣及び財務大臣に報告しなけ により、 負担金に過不足が生ずることが明らかと (前条第一項各号に掲げる事項に係 次条第一 項の規定

2 た負担率及び納付期間を変更することができる。 を調整するために必要な限度で、 内閣総理大臣及び財務大臣は、 前条第二項の規定により定めら 前項の報告に係る負担金の過不足

ればならない。

3

(政府の補助)

第百二十五条 れるときに限り、 信用秩序の維持に極めて重大な支障が生ずるおそれがあると認めら としたならば、 政府は、 金融機関の財務の状況を著しく悪化させ、 予算で定める金額の範囲内において、 負担金のみで危機対応業務に係る費用を賄 我が国の

(金融システムの安定を図るための金融機関等の資産及び負債の秩序ある処理に関する措置の必要性の認定) 場その他の金融システムの著しい混乱が生ずるおそれがある旨の認定 るときは、会議の議を経て、当該措置を講ずる必要がある旨の認定 るときは、会議の議を経て、当該措置を講ずる必要がある旨の認定 るときは、会議の議を経て、当該措置を講ずる必要がある旨の認定 ができる。 (以下この章及び次章において「特定認定」という。)を行うこと ができる。	産及び負債の秩序ある処理に関する措置第七章の二 金融システムの安定を図るための金融機関等の資	(略) 3 (略) 3 (略) (略) (8) (8) (8) (8) (8) (8) (8) (8) (8) (8
	(新設)	(略) (略) (略) (略) (略)

- 受け等(以下「特定第一号措置」という。) 金融機関等(その財産をもつて債務を完済することができない金融機関等(その財産をもつて債務を完済することができない金融機関等)
- こ その財産をもつて債務を完済することができない金融機関等若にくはその財産をもつて債務を完済することができない事態が生等若しくは債務の支払を停止するおそれがある金融機関等又は債務の支払を停止した金融機関等措置」という。)

2

この章から第九章までにおいて「金融機関等」とは、

次に掲げる

者をいう。

い う。) する銀行法第二十四条第一 第二項に規定する子法人等 行法第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社 る銀行持株会社 以下「外国銀行支店」という。 「長期信用銀行持株会社」という。 金融機関、 |長期信用銀行子法人等」という。 長期信用銀行の長期信用銀行法第十七条において準用 銀行法第四十七条第二 以下 銀行持株会社」 一項に規定する子法人等 (第五項において 一項に規定する外国銀行支店)、銀行の銀行法第二十四条 同法第二条第十三項に規定す という。 銀行持株会社の同法第 「銀行子法人等」と (第五項にお 長期信用銀 以 下

人等」 法人等」 行法第二十四条第二項に規定する子法人等 働金庫連合会の労働金庫法第九十四条第一 する銀行法第二十四条第二項に規定する子法人等 協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用 条第二項に規定する子法人等 株会社子法人等」という。 期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第五十二条の三十 銀行持株会社子法人等」という。 工組合中央金庫法第五十七条第1 7 の信用金庫法第八十九条第 五十二条の三十一第二項に規定する子法人等 第 工組合子法人等」という。 「信用協同組合等子法人等」 一項に規定する子法人等 という。 という。 又は株式会社商工組合中央金庫の株式会社商 信用協同組合若しくは信用協同組合連合会の 項において準用する銀行法第二十四 (第五項において (第五項において という。 信用金庫若しくは信用金庫連合会 一項に規定する子法人等 長期信用銀行持株会社の長 項において準用する銀 (以 下 労働金庫若しくは労 (第五 「信用金庫等子法 「長期信用銀行持 「労働金庫等子 (第五項にお 一項において (以 下

という。)

同条第十六項に規定する保険持株会社

(以 下

「保険

保険会社の同法第百二十八条第二項に規

保険業法第二条第二項に規定する保険会社

以 下

保険会社

定する子法人等

(第五項において

「保険会社子法人等」という。

一項に規定す

保険持株会社の同法第二百七十一条の二十七第

る子法人等

(第五項において

「保険持株会社子法人等」という。

(以下

又は同法第二条第七項に規定する外国保険会社等

持株会社」という。)

保険会社等」という。)

いう。 会社 者」という。 の十第二項に規定する子会社等 引業者子特定法人」という。 第五十六条の一 第八項に規定する有価証券関連業に該当するものを行う者に限る 法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業のうち同条 以下この章及び第百五十一条第四項において 金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者 (以下 「指定親会社」という。 一第 同法第五十七条の十二第三項に規定する指定親 項に規定する子特定法人)又は指定親会社の同法第五十七条 (以 下 「指定親会社子会社等」と 金融商品取引業者の同法 以下 「金融商品取引業 「金融商品取 (司

地位を占める者として政令で定める者 | 地位を占める者として政令で定める者 | 三十九条第二項第一号及び第百五十一条第四項において「証券金四 金融商品取引法第二条第三十項に規定する証券金融会社(第百四 金融商品取引法第二条第三十項に規定する証券金融会社(第百

国の意見を、それぞれ聴かなければならない。 下対して特定認定を行おうとするときは、あらかじめ、経済産業大個大臣の意見を、株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等に対して特定認定を行おうとするときは、あらかじめ、厚生労に対して特定認定を行おうとするときは、あらかじめ、厚生労に対して特定認定を行おうとするときは、あらかじめ、厚生労

て、当該特定認定に係る金融機関等が社債(元利金の支払について・財務省令で定めるものに係る特定認定を行おうとする場合におい、 内閣総理大臣は、第一項各号に掲げる金融機関等のうち内閣府令

定が行われ 該社債、 であ 等の自己資本その他これに相当するものにおける取扱いを決定する で定めるものに該当するものに限る。 その他の 当該金融機関等に当該金銭 かどうかの基準に照らし 規定に基づき定められる自己資本その他の財務の状況が適当である 当該金融機関等に取得されるものであつて、 ものとする。 ることを条件として、 を有する特約が付されたものであり、 を発行し、 として内閣府令・財務省令で定めるものに該当するものに限る。 あるかどうかの基準に照らし財務内容の健全性 有するものであり、 くは株式 て内閣府令・ 劣後的内容を有する特約が付されたものであり、 健全性の確保に資する金銭の消費貸借として内閣府令・ の規定に基づき定められる自己資本その他の財務の状況が適当で 当該金融機関等に取得されるものであつて、 当該株式又は当該金銭の消費貸借につ 財務の状況が適当であるかどうかの基準に照らし財務内容 れることを条件として、 (剰余金の配当及び残余財産の分配について優先的内容を 又は金銭の消費貸借 銀行法その他の法令の規定に基づき定められる自己資本 財務省令で定めるものに該当するものに限る。 カュ 当該金銭の消費貸借に係る債務が消滅し又は 対務内容の健全性の 当該特定認定が行われることを条件とし の消費貸借に係る債権 (元利金の支払について劣後的内容 当該社債に係る債務が消 か を締結しているときは、 2 銀行法その他の法令の 当該特定認定が行われ 確保に資する社債とし いて、 の確保に資する株式 銀行法その他の法 かつ、 が取得されるも 当該金融機関 当該特定認 財務省令 滅し又は) 若し

6 5 関に該当する銀行の株式を取得することにより 関の事業及び預金等に係る債務のうち、 財 金融機関 号及び第百二十六条の十六において同じ。 定する特定適格性認定等に係る特定合併等 という。 保険会社子法人等、 用協同組合等子法人等、 融機関等を銀行子法人等、 十七第 とみなして、 定法人若しくは指定親会社子会社等 あ 規定に係る罰則を含む。 項の申込みを行うことができる期限を定めなければならない。 人等、 行 務内容の改善が必要と認めるときは、 つて、 て同項の認可を受けた会社又は当該金融機関に該当する長期信用 金融機関に係る特定第二号措置に係る特定認定は第 |項に規定する特定合併等をいう。 閣総理大臣は、 の株式を取得することにより長期信用銀行法第十六条の二の四 又は引き受けられないものに関しては、 項に規定する銀行を子会社とする持株会社となることにつ 当該特定認定に係る金融機関等の自己資本の充実その 長期信用銀行持株会社子法人等、 (破綻金融機関を除く。 とする金融機関等が第百二十六条の二十二第 第三章 保険持株会社子法人等、 特定第一号措置に係る特定認定を行つた場合で (第四節を除く。 労働金庫等子法人等、 長期信用銀行子法人等、 を適用し、 は破綻金融機関と、 以下 第百二十六条の五第 当該金融機関等又は当該金 当該特定認定に係る金融機 及び第四章の規定 第百二十六条の三十 信用金庫等子法人等、 (第百二十六条の二十八 金融機関等子法人等 金融商品取引業者子特 により承継され、 当該特定認定に係る 銀行法第五十二条の 商工組合子法人等、 銀行持株会社子 種保険事故 当該金融機 一項又は (これら 項第一 譲渡 他

第百二 が行われた場合においてなされたものに限る。 理を命ずる処分とそれぞれみなして、 認定に係る金融機関に対する特定認定は被管理金融機関に対する管 関による引受けであつて、 定めた期限を当該特定認定に係る金融機関等 百三十五条の規定 三章第四節及び第百三十一条の規定 に伴うものを除く。 た保険金の額に対応する預金等に係る債務を含むもの 三及び第百二十八条において準用する場合を含む。 第二号に規定する特定第二号措置に係る同項に規定する特定認定 第五十五条第 この場合において、 ついて 定が特定第 特定承継銀行は承継銀行と、 条から第百三十二 【閣総理大臣は、 項に規定する長期信用銀行を子会社とする持株会社となること 一十六条の二第七項の規定による機構に対する通知 を適用し、 第三章第四節 を適用し、 「同項の認可を受けた会社は銀行持株会社等とそれぞれみな 一号措置に係るものであるときは第五項の規定により 項又は第一 当該特定認定に係る金融機関は被管理金融機関と (これらの規定に係る罰則を含む。 一条の二までの規定 当該金融機関の預金等に係る債務の他の金融機 特定認定を行つたときは、 第五十六条第 は付保預金移転とみなして、 第三章の二(第百二十七条、 当該債務に保険金計算規定により計算し 一項の規定による通 機構は金融整理管財人と、 (これらの規定に係る罰則を含 項第一号及び第三項第 第六章、 (これらの規定に係る罰則を その旨及び当該特定 知 当該金融機関等を金 第百三十三 とする。 第百二十七条の とあるのは、 第五十六条、 及び第百三十 (事業譲渡等 を適用する (同条第 一条及び第 当該特定 一号中

(新設)

官報により、これを公告しなければならない。融機関等子法人等とする金融機関等及び機構に通知するとともに、

- | 容を公表しなければならない。 | 内閣総理大臣は、第四項の規定により決定をしたときは、その内
- を国会に報告しなければならない。 内閣総理大臣は、特定認定を行つたときは、当該特定認定の内容
- 規定に係る罰則を含む。)を適用する。 ・同法第二局十十条の六の六第一項に規定する特定保険会社又は同 法第二百七十条の六の六第一項に規定する特定保険会社とみなして 法第二日七十条の六の六第一項に規定する被綻保険会社又は同 を対して は、保険業法第二百六十条第二項に規定する破綻保険会社又は同 を対して
- 内閣府令・財務省令で定める。 内閣府令・財務省令で定める。 外国銀行支店、外国保険会社等その他の内閣府令・財務省令で定

(機構による特別監視)

第百二十六条の三 内閣総理大臣 (この項の規定による監視 (以下「

業務の遂行並びに財産の管理及び処分が機構により監視される者と とする。 行われたときは、 する場合を含む。 等である場合にあつては内閣総理大臣、 厚生労働大臣とし、 会又は労働金庫等子法人等である場合にあ 特別監視」という。 して指定するものとする。 項並びに第百二十六条の十五において同じ。 第三項、 直ちに、 第四項 及び第五項)に係る金融機関等が労働金庫、 株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人 (第百] 当該特定認定に係る金融機関等を、 一十六条の十一 同条第一 財務大臣及び経済産業大臣 項、 つては内閣総理大臣及び 第百二十六条の十二 第二項において準用 は、 労働金庫 特定認定が その 連合

3 2 等に対し、 それを回避するため必要があると認めるときは、 別監視金融機関等」という。 産の管理及び処分に関して必要な措置を命ずることができる。 行の確保のために必要な助言、 の管理及び処分について、 機構は、 助言等」という。 内閣総理大臣は、 があったときは、 措置を講ずべき期限を示して、 前 項の規定による指定 当該特別監視指定に係る金融機関等 我が国の金融システムの著しい混乱が生ずるお その他の必要な助言等をすることができる。 第五項の規定により作成される計画)に対し、 指導又は勧告 以下 その業務の遂行並びに財 「特別監視指定」 その業務の遂行並びに財 (以下この項において 特別監視金融機関 (以 下 という。 一の履

4

] 閣総理大臣は、

特別監視指定をしたときは、

その旨を特別監視

なければならない。

融機関等及び機構に通知するとともに

官報により、

これを公告

対する提出を命ずることができる。
はその経営に関する計画の作成並びにその内閣総理大臣及び機構に対する報告若しくは資料の提出を求め、又内閣総理大臣及び機構に対する報告若しくは資料の提出を求め、又内閣総理大臣は、必要があると認めるときは、特別監視金融機関

5

(特別監視代行者)

部を第三者に委託することができる。 要があるときは、当該特別監視指定に係る監視の実施の全部又は一第百二十六条の四 機構は、特別監視指定があつた場合において、必

つては内閣総理大臣、財務大臣及び経済産業大臣とする。次項におる特別監視金融機関等が労働金庫、労働金庫連合会又は労働金庫等としず強力監視金融機関等が労働金庫、労働金庫連合会又は労働金庫等の規定による委託については、内閣総理大臣(当該委託に係

。以下同じ。)は、費用の前払及び内閣総理大臣が定める報酬を受特別監視代行者(第一項の規定により委託を受けた第三者をいういて同じ。)の承認を得なければならない。

3 |

(特定管理を命ずる処分)

けることができる。

る処分に係る金融機関等が労働金庫、労働金庫連合会又は労働金庫第百二十六条の五 内閣総理大臣(この項に規定する特定管理を命ず

(新設)

(新設)

が行われた場合であつて、 業務及び財産の管理を命ずる処分 認めるときは、 第百二十六条の九において準用する第七十九条第一項 等子法人等である場合にあつては内閣総理大臣及び厚生労働大臣と という。 において準用する場合を含む。 一十六条の十において同じ。 (第百二十六条の七第二項において準用する場合を含む。 つては内閣総理大臣 一項及び第三項、 項、 株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等である場合に 第二項及び第五項の規定は、 をすることができる。 当該特定認定に係る金融機関等に対し、 第百二十六条の七第一 財務大臣及び経済産業大臣とする。 次に掲げる要件のいずれかに該当すると は、)及び第八十四条第 この場合においては、 以下 特定第二号措置に係る特定認定 適用しない。 特定管理を命ずる処分」 項、 第百二十六条の八、 項並びに第百 (同条第三項 第七十四 機構による 第三項

当該金融機関等の業務の運営が著しく不適切であること。

の著しい混乱を生じさせるおそれがあること。 れる場合には、その廃止又は不履行により我が国の金融システムれるよとなく、当該金融機関等の業務の全部の廃止又は解散が行われることなら、当該金融機関等の業務又は債務について、特定合併等が行われ

二(同法第五十八条第七項において準用する場合を含む。)及び第及び第二項(これらの規定を信用金庫法第二十八条、第五十二条の処分を行う権利は、機構に専属する。会社法第八百二十八条第一項処分を受けた金融機関等を代表し、業務の執行並びに財産の管理及び分を受けた金融機関等を代表し、業務の執行並びに財産の管理及び分を受けた金融機関等を代表し、業務の執行並びに財産の管理及び分を受けた金融機関等を代表し、業務の執行並びに財産の管理及び

2

十七条、 関等が信用金庫等である場合にあつては、 及び第四十九条第一 第五十四条並びに保険業法第三十条の八第六項、 項及び第八十二条の十第四項 企業等協同 三十一条 第百七十一条において準用する場合を含む。 業法第三十条の十五 第七項において準用する場合を含む。 法第五十七条の三第六項において準用する場合を含む。 定による取締役及び執行役 に保険業法第八十四条の二第三 六十一条の七、 同様とする。 労働金庫法第二十八条、 (信用金庫法第二十四条第十項及び第四十八条の八、 組合法第二十七条第八項、 中小企業等協同組合法第三十二条、 一項において準用する場合を含む。 第五十七条第六項、 (特定管理を命ずる処分を受けた金融機 一項及び第九十六条の十六第二項の規 労働金庫法第二十四条第十一項及び 第五十七条の二(同法第六十二条 第五十四条、 及び第六十五条並びに保険 理事) 第六十条の二第五項及び)並びに会社法第八百 の権利についても 第四十一 第五· 第八十二条第四 十七条 の規定並び 条第二項 及び第六 中小

4 3 機構に通知するとともに、 般財団法人に関する法律第七十八条の規定は特定管理を命ずる処分 を受けた金融機関等について、 る処分があつた場合における機構につい 内閣総理大臣は、 会社更生法第八十条及び第八十一条第一 会社更生法第八十 特定管理を命ずる処分をしたときは、 一条第 官報により、 一項中 それぞれ準用する。 |裁判所| これを公告しなければなら 項 て の規定は特定管理を命 とあるのは 般社団法人及び この場合にお その旨を 「内閣総

理大臣 関等が労働金庫、 る処分があった場合の預金保険機構」と読み替えるものとする。 する商工組合子法人等である場合にあっては内閣総理大臣、 庫等子法人等である場合にあっては内閣総理大臣及び厚生労働大臣 命ずる処分を受けた同法第百二十六条の二 人に関する法律第七十八条中 臣及び経済産業大臣とする。 「預金保険法第百二十六条の五第 当該金融機関等が株式会社商工組合中央金庫又は同号に規定 (預金保険法第百二十六条の五第 労働金庫連合会又は同項第一号に規定する労働金) 」 と、 「代表理事その他の代表者」 項に規定する特定管理を命ず 般社団法人及び一 第 項に規定する特定管理を 一項に規定する金融機 とあるの 般財団法 財務大

5 \mathcal{O} 受けた保険会社又は外国保険会社等は保険業法第二百四十二条第 準用する場合を含む。 項に規定する被管理会社と、 おける機構は保険管理人とそれぞれみなして、 第六十九条の三第 特定管理を命ずる処分を受けた金融機関は第七十四条第 第一 一項の規定により管理を命ずる処分を受けた金融機関とみなして 一百五十条第 項の規定 (これらの規定に係る罰則を含む。 項、 項 第二百五十四条第一項及び第二百五十五条 の規定を適用し、 (第百二十七条及び第百二十八条において 特定管理を命ずる処分があつた場合に 特定管理を命ずる処分を 同法第一)を適用する 一百四十七条 項又は

までの間、停止する。融機関等に係る特別監視は、当該特定管理を命ずる処分が終了する融機関等に対し特定管理を命ずる処分があつたときは、当該金

6

(金融整理管財人等に関する規定の準用)

第百二十六条の九 取締役、 は理事、 理を命ずる処分を受けた第百二十六条の二第二 が委員会設置会社である場合にあつては取締役、 の取締役、 ける主たる営業所又は事務所) とき又は特定管理を命ずる処分」 第七十九条第一項中 た金融機関等について、 分を受けた第百二十六条の二第二項に規定する金融機関等の理事、 又は会計監査人、 る処分」とあるのは 合における機構について、 項に規定する特定管理を命ずる処分をいう。 十三条及び第八十四条の規定は特定管理を命ずる処分があつた場 (外国に本店又は主たる事務所がある場合にあつては、 とあるのは 監事、 第八十四条第 執行役、 監事又は会計監査人)」とあるのは 会計参与、 監査役若しくはこれらに準ずる者若しくは会計監査人 「機構」 第七十九条の規定は特定管理を命ずる処分を受け 業務を執行する社員 被管理金融機関が信用金庫等である場合にあつて 「特定管理を命ずる処分 項中 監査役若しくは会計監査人 「管理を命ずる処分をしたとき又は管理を命ず と 第八十二条の規定は機構代理について、 それぞれ準用する。 「被管理金融機関 第八十三条第一 _ と、 ح 同条第二項中 事務所」 日本における代表者、 項中 「特定管理を命ずる処 (第百二十六条の五第 一項に規定する金融機 とあるのは この場合において、 以下同じ。 執行役、 とあるのは (被管理金融機関 「被管理金融機関 「金融整理管財 日本にお 会計参与 「特定管 をした 事務

(新設)

(新 設)	融システムの著しい混乱が生ずるおそれを回避するために必要な措 第百二十六条の十二 機構は、特別監視指定の日から一年以内に、当
(新 設)	不認を得て、一年を限り、この期限を延長することができる。
(新 設)	関等」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。 (特定管理の終了) (特定管理の終了) (特定管理を命ずる処分を受けた金融機関等の事業の譲渡その他の我が国の金融システムの著しい混乱が生ずるおそれを回避するために必要な措置その他関連する措置を講ずることにより、そのるために必要な措置その他関連する措置を講することにより、そので定める。

を得て、 えるもの 該特別監視を終えることができない場合には、 置その他関連する措置を講じさせることにより、 とする。 年を限り、 ただし、 この期限を延長することができる。 やむを得ない事情によりこの期限内に当 内閣総理大臣の承認 その特別監視を終

2 融機関等にその旨を通知するとともに、 機構は、 前 項の規定により特別監視を終えたときは、 これを公告しなければなら 特別監視金

(株主総会等の特別決議等に代わる許可)

第百二十六条の十三 停止し、 産をもつて債務を完済することができず、 て債務を完済することができないおそれがあり、 株式会社である特別監視金融機関等が、 若しくはその財産をもつ 又は債務の支払を その財 当

第 該特別監視金融機関等は、 第七百八 項 項 若しくは債務の支払を停止するおそれがある場合には、 第四百六十六条、 第百九十九条第一 十三条第 項並びに第八百四条第 _ 項 第四百六十七条第 会社法第百十 第 一百四条第二項 条第一 一項第 項の規定並びに保険 項、 第四百四十七条 号及び第二号 第百七十

については、

同項中

「次に掲げる株主」

とあるのは

「全ての株主」

項の規定の適用

「預金保険法

(昭和四十六

同

項

の株主総会の日」とあるのは

年法律第三十四号)

第百二十六条の十三第十一項の公告のあった日

掲げる事項を行うことができる。

この場合において、

第一号に掲げ

裁判所の許可を得て、

次に

る事項を行う場合における会社法第百七十二条第

業法第百三十六条の規定にかかわらず、

(新設)

」とする。

の決定 全部取得条項付種類株式の発行のために必要な定款の変更、当 全部取得条項付種類株式の全部の取得又はこれとともにする会 規定による同法第一項に規定する募集株式の発行に係る同条第 二項に規定する募集事項の決定若しくは同法第二百四条第二項の 二項に規定する募集本式の発行に係る同条第 というともにする会

三 事業の全部又は重要な一部の譲渡

五保険契約の移転四会社分割

2

所の許可を得て、 機関等は、 金庫法第五十三条及び第六十二条第一項の規定にかかわらず、 企業等協同組合法第五十三条及び第五十七条の三第 は債務の支払を停止するおそれがある場合には、 ることができないおそれがあり、 を完済することができず、若しくはその財産をもつて債務を完済す 信用金庫等である特別監視金融機関等が、 保険契約の移転 信用金庫法第四十八条の三及び第五十八条第一 事業の譲渡を行うことができる。 又は債務の支払を停止し、 その財産をもつて債務 当該特別監視金融 項並びに労働 項、 若しく 裁判 中小

3 |

相互会社

(保険業法第)

一条第五項に規定する相互会社をいう。

ことができないおそれがあり

又は債務の支払を停止し、

若しくは

完済することができず、若しくはその財産をもつて債務を完済する

である特別監視金融機関等が、

その財産をもつて債務を

を行うことができる。
十六条の規定にかかわらず、裁判所の許可を得て、次に掲げる事項関等は、同法第六十二条の二第一項第一号及び第二号並びに第百三関等の支払を停止するおそれがある場合には、当該特別監視金融機

- 事業の全部又は重要な一部の譲渡
- 保険契約の移転

4|

含む。 同法第三百四十七条第 下この条において「役員等」という。 払を停止するおそれがある場合において、 きないおそれがあり、 ことができず、 金融機関等の役員等を解任することができる。 ことが適切でないと認めるときは、 六第 機構は、 十七第 中小企業等協同組合法第四十二条第 取締役、 及び第四百三条第 項 項の規定にかかわらず、 特別監視金融機関等がその財産をもつて債務を完済する がびに保険業法第五十三条の八 執行役、 若しくはその財産をもつて債務を完済することがで 又は債務の支払を停止し、 会計参与、 項の規定により読み替えて適用する場合を 一項 監事、 信用金庫法第三十五条の八第 裁判所の許可を得て、 会社法第三百三十九条第 項 に引き続き職務を行わせる 監査役又は会計監査人 第 特別監視金融機関等の理 労働金庫法第三十七条 項及び第五十三条の 若しくは債務の支 特別監視 項

5

項の規定により特別監視金融機関等の役員等を解任しようとす

解任により法律又は定款に定めた役員等の員数を

第四百二条第二項

信用金庫法第三十二条第三項

中小企業等協同

欠くこととなるときは、

機構は、

会社法第三百二十九条第

項及び

る場合において、

することができる。

することができる。

幸法第五十二条第一項及び第五十三条の二十六第二項の規定にかか業法第五十二条第一項及び第五十三条の二十六第二項の規定にかか

- 6 合におい 最初に招集される定時株主総会、 役を除く。 れる取締役会の終結の時に退任する。 することができるときは、 (総代会を設けている場合において、 通常総代会) その総代会で役員等の選任をすることができるときは、 項の規定により選任された特別監視金融機関等の役員等 の終結の時に、 以下この項において同じ。 その総代会で役員等の選任をすることができるときは 又は定時社員総会 執行役は当該定時株主総会又は定時社員総会 定時総代会 通常総会 (総代会を設けている場合にお その総代会で執行役の選任を はその特別監視の終了の後 が終結した後最初に開催さ (総代会を設けている場 定時総 (執行
- 等にあ を除く。 五十条第三項及び第五項の規定の適用については、 る保険業法第十六条第一項、 許可に係る事項について株主総会若しくは種類株主総会 項中 \mathcal{O} 又は取締役会の決議があつたものとみなす。 項から第五項までに規定する許可があつたときは、 つては総会又は総代会 「資本金又は準備金 額 の減少 の決議に係る株主総会 (減少する準備金の額の全部を資本金とする場合 (以下この節において 第百三十六条の二第 相互会社にあつては社員総会又は総 (会社法第四百四十七条第三項 「資本金等」とい 一項並びに第二百 この場合におけ 同法第十六条第 (信用金 これらの

7

律第三 預金保険法第百二 二十六条の十三第十一項」とし 以後二週間以内の日」と、 株主総会等の会日の二週間前」とあるのは 週間以内の日」と、 資本金の額の減少) を資本金とする場合を除く。 るのは とあり、 に規定する場合にあっては、 一十四号) 「資本金又は準備金の額の減少 及び同条第五項中 第百二十六条の十三 一十六条の十三第 又は第四百四十八条第三項 同法第百三十六条の二第一項中 同法第一 「前項」 に係る預金保険法 取締役会) 同条第四項の規定は、 一百五十条第三項第 第一 項又は第三項の許可 とあるのは (減少する準備金の額の全部 項の許可のあった日以後に の会日の 「保険契約の移転に係る (準備金の額の *の* 「預金保険法第百 (昭和四十六年法 「前条第 週間 号中 のあ 適用しない 前 一項の 「次項 た日 減少

8 関等 払を停止するおそれがある場合において、 きないおそれがあり、 ことができず、 めるときは、 本における代表者に引き続き職務を行わせることが適切でないと認 項の規定にかかわらず、 構は、 \dot{O} 日本における代表者を定めることができる。 特 会社法第八百十七条第一 別監視金融機関等がその財産をもつて債務を完済する 若しくはその財 又は債務の支払を停止し、 裁判所の許可を得て、 産をもつて債務を完済することがで 項及び保険業法第百九十三条 特別監視金融機関等の日 若しくは債務の支 特別監視金融

代表者は、特別監視の終了の時に退任する。 前項の規定により定められた特別監視金融機関等の日本における

10 第一項から第五項まで及び第八項に規定する許可(以下この条に

を管轄する地方裁判所が管轄する。関等の本店又は主たる事務所(外国に本店又は主たる事務所)の所在地関等の本店又は主たる事務所(外国に本店又は主たる事務所がある財がの本店又は主たる事務所がある。

12 前項の規定によつてする公告は、官報に掲載してする。

定は、代替許可に係る事件については、適用しない。十一条、第五十六条第二項並びに第六十六条第一項及び第二項の規十一条、第五十六条第二項並びに第六十六条第一項及び第二項の規

(回収等停止要請)

第百二十六条の十四 機構は、特別監視金融機関等の債権者(特別監

置が講じられるまでの間 融システムの著し 資産及び負債の秩序ある処理が困難となるおそれがあると認められ としての 機関等に対し債権の回収その他内閣府令・ 外国銀行」という。 支店に係る銀行法第十条第二項第八号に規定する外国銀行 視金融機関等が外国銀行支店である場合にあつては、 なければならない。 るときは、 権利の行使をすることにより 当該金融機関等に対し、 い混乱が生ずるおそれを回避するために必要な措 の債権者) 当該権利の行使をしないことの要請をし である金融機関等が特別監視金融 事業の譲渡その他の我が国の金 当該特別監視金融機関等の 財務省令で定める債権者 当該外国 以下 銀 行

(破産手続開始の申立て等に係る内閣総理大臣の意見等)

第百二 続開始 ては、 特別監視金融機関等が外国会社、 該外国銀行支店に係る外国銀行の更生手続開始) 始 産手続開始 る清算の開始) である場合にあっては、 一百十三条において準用する場合を含む。 当該外国銀行支店に係る外国銀行の再生手続開始) (特別監視金融機関等が外国銀行支店である場合にあつては、 一十六条の十五 当該外国銀行支店に係る外国銀行の破産手続開始) (特別監視金融機関等が外国銀行支店である場合にあつては (特別監視金融機関等が外国銀行支店である場合にあ 又は外国倒産処理手続の承認 内閣総理大臣は、 会社法第八百二十二条第 外国銀行支店又は外国保険会社等 特別監視金融機関等に対し 以下同じ。 (特別監視金融機関等 項 特別清算開始 (保険業法第 更生手続開 の規定によ 再生手 破

を述べることができる。 を述べることができる。

(差押禁止動産等)

第百二十六条の十六 組合子法人等である場合にあ 理大臣及び厚生労働大臣とし、 働金庫連合会又は労働金庫等子法人等である場合にあつては内閣総 等の業務に係る動産又は債権であつて、 する特定救済持株会社等に承継又は譲渡されるもの ことができない。 済産業大臣とする。 六条の二十八第一項に規定する特定救済金融機関等又は同項に規定 (特定第二号措置に係る特定認定に係る金融機関等が労働金庫、 特定第二号措置に係る特定認定に係る金融機関 が指定するものに限る。 つては内閣総理大臣 株式会社商工組合中央金庫又は商工 特定合併等により第百二十 は、 財務大臣及び経 (内閣総理大臣 差し押さえる

(新設)

(新設)

(特定認定に係る金融機関等が労

第百二十六条の十七

内閣総理大臣

(資産の国内保有)

働金庫、

労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等である場合にあつ

において保有することを命ずることができる。

において保有することを命ずることができる。

において保有することを命ずることができる。

において保有することを命ずることができる。

(金融整理管財人等に関する規定の準用)

第百二十六条の十八 融機関等 前項の規定の適用については、 は株式会社商工組合中央金庫」とあるのは ぞれ準用する。 あるものに限る。 はその財産をもつて債務を完済することができないおそれがあり、 金庫又は同号に規定する商工組合子法人等」 又は債務の支払を停止し、 項中 |第二項第一号に規定する労働金庫等子法人等である場合における 「内閣総理大臣及び厚生労働大臣」 被管理金融機関」とあるのは 「株式会社商工組合中央金庫」とあるのは (その財産をもつて債務を完済することができず、 第八十九条の規定は特別監視金融機関等について、 この場合において、 第七十六条及び第八十六条の規定は特別監視金 について、 若しくは債務の支払を停止するおそれが 同項中 第八十二 |特別監視金融機関等 第七十六条第 とし、 「内閣総理大臣」 一条の規定は特別監視代行者 Ł, 株式会社」 株式会社商工組合中央 第八十六条第 「第百二十六条の 一項中 とあるのは (第百二十 「銀行等又 同条第 若しく それ

十五条の 条第一 亘 下この わらず 金融機関」 議又は」 若しくは第百六十五条の十第一 債務を完済することができないおそれがあり、 又は第百六十五条の十六第 定する相互会社であるものにおける同法第五十七条第1 は は保険業法第百六十五条の三第四項若しくは第六項若しくは第百六 て保険業法第二条第五項に規定する相互会社以外のもの」 る相互会社以外のもの」と、 六条の三第二項に規定する特別監視金融機関等であつて、 一項中 用する場合を含む。 ーでき 二十六条第二項、 項、 議決は」とあるのは 項、 |項に規定する保険会社以外のもの| 条において同じ。 若しくは債務の支払を停止するおそれがあるものに限る。 「被管理金融機関」とあるのは とあるのは 第百三十六条第一 十第六項の規定による決議は」 債務を完済することができず、 出席した社員 とあるのは 第六十二条第二項、 特別監視金融機関等であつて保険業法第 第百四十四条第三 決議、 「特別監視金融機関等であつて保険業法第二 (総代会を設けているときは、 「議決又は保険業法第六十九条第一 項、 規定による決議は であつて保険業法第二条第五項に規定す 項 ے کر 一項の規定による決議は」 「議決又は」とあるのは 第百四十四条第三 第六十二条の二第 (同法第百六十五条の二十において 「決議は」とあるのは 項 「特別監視金融機関等であ ٢ 若しくはその財産をも ۷ 第百六十五条の三 同 条第三 又は債務の支払を停 これらの規定にか 「できる」 項、 二項、 一条第五項に規 総代) 項 第百五十六条 「議決、 項 ٢ 第八十六条 中 とあるの その 二項、 決議又 第六十 同条第 被管 第 0 議決 つて 財 項 産

るのは えは、 のは つては、 会社である場合にあつては社員総会 各株主等又は保険業法第二条第五項に規定する相互会社である場合 総会(総代会を設けているときは、 権の四分の三以上に当たる多数をもつて、 総代会) にあつては、 おいて」とあるのは 「をいう」とあるのは 合併及び転換に関する法律第二十二条第六項に規定する場合にあ 第八十九条中 同条第四項中 政令で定める。 株式会社」 「株式会社にあつては株主総会又は種類株主総会 をいう」と」と、 株主総会及び同項の株主総会) 各社員 と読み替えるものとするほか 「銀行等又は株式会社商工組合中央金庫」 「第六十六条第二 (総代会を設けているときは、 「おいて、 を、 「あるのは、 保険業法第二条第五項に規定する相 第四項中 一項に規定する株主総会等」とあ 総代会 (総代会を設けているときは、 」とあるのは を 「各株主等」とあるのは 仮にすることができる」 ر کر 信用金庫等にあつては 必要な技術的読替 各総代)」と、 同条第七項中 「あるのは」 (金融機関 とある

な資金の貸付け等) (金融システムの著しい混乱が生ずるおそれを回避するために必要

な債務の保証をいう。)の申込みを受けた場合において、必要があ金融後関等から資金の貸付け等(我が国の金融システムの著しい混乱が生ずるおそれを回避するために必要な資金の貸付け又は我が国金融機関等から資金の貸付け等(我が国の金融システムの著しい混第百二十六条の十九 機構は、特定第一号措置に係る特定認定に係る

第百二十六条の二十一

画の提出等)

(自己資本の充実その他の財務内容の改善のための措置を定めた計

関等は、当該金融機関等及び当該金融機関等を金融機関等子法人等

特定第一号措置に係る特定認定に係る金融機

(新設)

画 る自己資本の充実その他の財務内容の改善のための措置を定めた計 とする金融機関等が次条第一項又は第三項の申込みを行わないとき を提出しなければならない。 内閣総理大臣に対し、 特定第一号措置に係る特定株式等の引受け等以外の方法によ 第百一 一十六条の二第五項に規定する期限

- 2できる。 会議の議を経て 定に係る金融機関等から提出を受けた計画を適当と認めるときは、 内閣総理大臣は、 当該金融機関等に係る特定認定を取り消すことが 前項の規定により特定第一号措置に係る特定認
- 3 | 定による特定認定の取消しについて準用する。 第百二十六条の二第三項、 第七項及び第九項の規定は、 前項の 規
- 4出しなかつたときは、 等及び当該金融機関等を金融機関等子法人等とする金融機関等が第 申込みを行わなかつた場合において、 定認定に係る金融機関等が当該期限内に第一項に規定する計画を提 百 内閣総理大臣は、 一十六条の二第五項に規定する期限内に次条第一 特定第一号措置に係る特定認定に係る金融機関 当該特定認定を取り消すことができる。 当該特定第一号措置に係る特 項又は第三項の
- 5 を適当と認めないときは、 内閣総理大臣は、 第 項の規定により金融機関等が提出した計画 当該特定認定を取り消すことができる。

6

前

- 認定を取り消すときは ばならない。 内閣総理大臣は、 項 あらかじめ の規定により特定第 財務大臣の意見を聴かなけ 号措置に係る特定
- 7 第百二十六条の二第三項、 第七項及び第九項の規定は、 第四項又

いて準用する。
は第五項の規定による特定第一号措置に係る特定認定の取消しに

(特定株式等の引受け等の決定等)

第百二十六条の二十二 特定第一号措置に係る特定認定に係る金融機第百二十六条の二十八第三項に規定する特定優先株式等の引受け又は第百二十六条の二十八第三項に規定する特定優先株式の引受できる。

の引受け等を行うかどうかの決定を求めなければならない。 (当該申込みに係る金融機関等が労働金庫、労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等である場合にあつては内閣総理大臣、財務大臣及び経済産業大臣とする。場合にあつては内閣総理大臣、財務大臣及び経済産業大臣とする。場合にあっては内閣総理大臣、財務大臣及び経済産業大臣とする。場合にあっては内閣総理大臣、財務大臣及び経済産業大臣とする。場合にあっては内閣総理大臣、財務大臣及び経済産業大臣とする。

2

式等の引受け等を行うことを、機構に申し込むことができる。 関等は、機構が、当該特定認定に係る金融機関等子法人等の自己資関等は、機構が、当該特定認定に係る金融機関等子法人等の自己資関等は、機構が、当該特定認定に係る金融機関等子法人等とする金融機

3

新設)

当該申込みに係る特定株式等の引受け等を行うかどうかの決定を求 大臣とする。 法人等である場合にあつては内閣総理大臣、 る場合にあつては内閣総理大臣及び厚生労働大臣とし、 (当該申込みに係る金融機関等子法人等が労働 機構は、 なければならない。 前 項の規定による申込みを受けたときは、 に対し、 当該申込みを行つた金融機関等と連名で、 財務大臣及び経済産業 金庫等子法 内閣 商工組合子 総理大臣 人等であ

4|

5

体制 準用 融機関等の経営体制を含む。 合にあつては内閣総理大臣及び厚生労働大臣とし、 この章において 定める方策を定めた経営健全化計画 おいて同じ。 合中央金庫又は商工組合子法人等である場合にあつては内閣総理大 融機関等又は第三項の申込みを行つた金融機関等の金融機関等子法 人等が労働金庫、 人等である特定第 場合において 項の申込みに係る金融機関等又は第三項の申込みに係る対象子法 する第百五条第五項及び第六項並びに第百二十六条の二十四に 財務大臣及び経済産業大臣とする。 (金融機関等が第三項の申込みをした場合にあつては、 以下この章において同じ。 項の申込みを行つた特定第一号措置に係る特定認定に係る金 に対し、 「対象子法人等」 第三項の申込みをする金融機関等の対象子法人等 労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等である場 号措置に係る特定認定に係る金融機関等 経営の合理化のための方策 \mathcal{O} という。 確立のための方策その他の を提出しなければならない。 (経営の健全化のための計画 次項並びに第七項において は 内閣総理大臣 株式会社商工組 責任ある経営 政令で 当該金 (以下

は、当該金融機関等と連名で提出するものとする。

の引受け等を行うべき旨の決定をするものとする。 第一項又は第三項の申込みに係る特定第一号措置に係る特定株式等 内閣総理大臣は、次に掲げる要件の全てに該当する場合に限り、

する特定株式等 げるものを含み、 の出資又は基金に係る債権をいう。 優先出資法第二条第 己資本の充実その他の財務内容の改善に資するものとして政令で 分をすることが著しく困難であると認められる場合でないこと。 つては次に掲げるものに類するものを含む。 する協同組織金融機関以外のものの出資又は基金に係る債権にあ 定める社債に該当するものをいう。 ついて劣後的内容を有する特約が付された社債であつて、 式 銀行持株会社等及び株式会社商工組合中央金庫以外のものの自 機構が特定第 当該特定株式等が株式である場合にあつては、 (株式等、 特定劣後特約付社債、 号措置に係る特定株式等の引受け等により取得 項に規定する協同組織金融機関以外のもの 特定劣後特約付社債(元利金の支払に 以下同じ。 (株式等にあつては次に掲 株式会社及び同項に規定 又は貸付債権の処 次に掲げる株 株式会社及び 銀行等

(1)

当該株式が他の種類の株式への転換

(当該株式がその発行

他

1の種類の株式

れるものである場合にあつては、

その請求により転換された

の請求が可能とさ

ことをいう。

以下この章において同じ。

会社に取得され

その引換えに他の種類の株式が交付される

-355-

- 転換された他の種類の株式るものである場合にあつては、その事由が生じたことにより当該株式が一定の事由が生じたことを条件として転換され
- て分割され又は併合された株式 当該株式又は(1)若しくは(2)に掲げる他の種類の株式につい
- により交付された株式及びこれについて分割され又は併合され により交付された株式及びこれについて分割され又は併合され でより交付された株式及びこれについて分割されては、当
- 出資について分割された優先出資
 ・ 当該特定株式等が優先出資である場合にあつては、当該優先
- いこと。
 その財産をもつて債務を完済することができない金融機関等でなるの財産をもつて債務を完済することができない金融機関等が第三項の申込みをしたときは、当該金融機関等が
- る方策の実行が見込まれること。 る金融機関等又は第三項の申込みに係る対象子法人等の次に掲げ二 経営健全化計画の確実な履行等を通じて、第一項の申込みに係
- 経営の合理化のための方策
- 経営責任の明確化のための方策
- 株主責任の明確化のための方策
- 第七項の規定は第一項又は第三項の申込みに係る特定第一号措置に 六項の規定は第二項又は第四項の決定を行つたときについて、同条 第百五条第五項の規定は前項の決定を行うときについて、同条第

は第三 機関が同項の決定に従い発行する優先出資について、 係る特定株式等の引受け等を行わない旨の決定がされたときについ 央金庫」 は当該金融機関等を対象子法人等とする金融機関等が同項の決定に 条の三の おいて当 ある場合に限る。 による特定第一号措置に係る特定認定の取消しについて、 る。 (新株予約権が付されているものに限る。 決定に従い特定株式等の引受け等を行う場合について、 第百七条の四の規定は特定第一号措置に係る特定認定に係る金融 一株予約権が付されているものに限る。 つて株式会社であるものについて、 あ 規定は第一項又は第三項 二の規定は第 発行する会社法第百十五条に規定する議決権制限株式について 項の申込みを行つた金融機関等であつて株式会社であるもの又 つた場合にあつては、 同条第八項の規定はこの項において準用する同条第七項の規定 (第百二十六条の二第 項 この場合におい 規定は特定第一号措置に係る特定認定に係る金融機関等又 「該申込みに係る前項の決定を行つたときについて、 とあるのは の申込みを行つた金融機関等若しくはその対象子法人等で 以下同じ。 項又は第三項の申込みが株式、 における当該申込みに係る前項の決定を受けた 「株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法 بح 当該申込みが株式の引受けに係るもので 第百五条第五項中 の申込みがあつた場合 項第 同条第六項中 号に規定する商工組合子法人等 第百七条の規定は機構が前項 又は特定劣後特約付社債 第 の引受けである場合に 株式会社商工組合中 項の申込みをした 劣後特約付社債 (第 それぞれ準用 項の申込み 第百七 第百六条 第百七

金庫」 第百 中央金庫」 受け等をいう。 労働大臣」とし、 引受け等 以下同じ。 ある場合における第一 とあるのは「ことができる」と、 定する対象子法人等をいう。 二項第一 (第百二十六条の二第二項に規定する金融機関等をいう。 (第百二十六条の二第 庫連合会又は労働金庫等子法人等」 の規定中 以下同じ。 融機関又は第 第百六条第 (第百二十六条の二 とあるのは と 第百七条第一 とあるのは 十六条の一 0 号に規定する労働金庫等子法人等をいう。 発行者」 (第百 とあるのは 同条第七項中 |内閣総理大臣] 項中 と 以下同じ。 に係る特定認定 一項の申込みをした銀行持株会社等」とあるのは 一十六条の二十二 「対象子法人等 士 株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等 二項中 「株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人 「株式の引受け <u>+</u> 「ものとする」とあるのは 項又は第三項の規定の 第 「労働金庫等子法人等 「又は労働金庫連合会」とあるのは 項第一号に規定する特定第 一第六項第 「株式等の発行者」とあるのは 「対象子会社が受けた第一 項又は第三 とあるのは、 のと、 以下同じ。 (第百二十六条の二 第 同 同条第六項中 項に規定する特定認定をいう。 ۲ 一項の申込みをした金融機関等 項に規定する特定株式等の引 号に規定する特定株式等をい 同条第四項中 とあるのは が受けた特定第一号措置 株式会社商工組合中央 内閣総理大臣及び厚生 適用については、 (第百 「ことができる」と 「株式会社商工組合 一十二第五項に規 号措置に係る認 以下同じ。 一号措置をいう 一十六条の 「ものとする」 「特定株式等の 「特定株式 以下同じ

け 等 」 つては、 等子法人等を含む。 は商工組合子法人等である場合にあつては」 内閣総理大臣及び厚生労働大臣とし、 第百七条の二第一項中 該対象子法人等又は当該金融機関等子法人等」と、 この項において同じ。 に規定する金融機関等子法人等をいい、 金融機関等又はその金融機関等子法人等 持株会社等は」とあるのは 会社等が発行する」とあるのは とあるのは とあるのは は 必要な技術的読替えは、 Ł, 金 とあるのは 」とあるのは 一融機関等が第百二 同条第三項中 「経済産業大臣とする。 「金融機関等に対する特定株式等の引受け等の」と、 「特定株式等の引受け等」と、 は 「銀行持株会社等が第百五条第1 「労働金庫等子法人等である場合にあつては 「株式会社商工組合中央金庫である場合にあ が特定株式等の引受け等を行つた金融機関 一十六条の二十二 ۲ 政令で定める。 「金融機関等 「金融機関等に対して」 「その対象子会社」 と読み替えるものとするほ 株式会社商工組合中央金庫又 対象子法人等を除く。 (この項の規定により当該 (第百二十六条の) 一第三項」 「経済産業大臣」 「株式の引受けの とあるのは کے 「株式等の引受 項」 بح 第五項 とある **新行持株** 以下 銀行

(特定株式等の引受け等の決定に係る保険業法の特例)

る基金の額を定め、及び当該基金の募集をすることができる。 項の規定にかかわらず、取締役会の決議によつて、新たに募集をす 該決定に係る基金の募集をする相互会社は、保険業法第六十条第一

2

(特定株式等の引受け等に係る計画の公表等)

第百二十六条の二十四 機関等 健全化計画を公表するものとする。 項の決定をしたときは、 おそれのある事項については、 化計画を提出した金融機関等の業務の遂行に不当な不利益を与える その他の取引者の秘密を害するおそれのある事項及び当該経営健全 金融機関等子法人等を含む。 生じさせるおそれのある事項、 (当該経営健全化計画を連名で提出した金融機関等及びその 内閣総理大臣は、 同条第五項の規定により提出を受けた経営 以下この項において同じ。 この限りでない。 当該経営健全化計画を提出した金融 ただし、 第百二十六条の二十二第六 金融システムの混乱を の債権者

(新設)

措置の特定認定に係る金融機関等 規定により経営健全化計画を連名で提出した金融機関等を含む。 貸付債権をいう。 につき報告を求め に対し、 分をし、 内閣総理大臣は、 が特定第一号措置に係る特定株式等の引受け等により取得した 又は償還若しくは返済を受けるまでの間、 同項の規定により提出を受けた経営健全化計画の履行状況 以下この章において同じ。 これを公表することができる。 機構が取得特定株式等又は取得特定貸付債権 (第百二 一十六条の二十二)の全部につきその処 当該特定第一号 一第五項の

2

前項の「取得特定株式等」とは、 次に掲げるものをいう。

金に係る債権にあつては次に掲げるものに類するものを含む。 社及び同項に規定する協同組織金融機関以外のものの出資又は基 にあつては次に掲げるものを含み、 出資又は基金に係る債権をいう。 先出資法第二条第一項に規定する協同組織金融機関以外のものの した特定株式等(株式等、 機構が特定第一号措置に係る特定株式等の引受け等により取得 当該特定株式等が株式である場合にあつては、次に掲げる株 特定劣後特約付社債、 次号において同じ。 特定劣後特約付社債、 株式会社及び優 (株式等 株式会

(1)種類の株式 ものである場合にあつては、 当該株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされる その請求により転換された他の

(2)るものである場合にあつては、 転換された他の種類の株式 当該株式が一定の事由が生じたことを条件として転換され その事由が生じたことにより

(3)て分割され又は併合された株式 当該株式又は(1)若しくは(2)に掲げる他の種類の株式につい

口 た株式 該劣後特約付社債に新株予約権が付されているときにその行使 により交付された株式及びこれについて分割され又は併合され 当該特定株式等が劣後特約付社債である場合にあつては、 当

当該特定株式等が優先出資である場合にあつては、 当該優先

出資について分割された優先出資

政令で定める特定株式等 機構が割当てを受けた株式(次に掲げるものを含む。)その他の 機定全親株式会社又は株式移転設立完全親会社となつた会社から 融機関等の株式交換又は株式移転により当該金融機関等の株式交 機構が特定第一号措置に係る特定株式等の引受け等を行つた金

の株式のである場合にあつては、その請求により転換された他の種類のである場合にあつては、その請求により転換された他の種類の株式への転換の請求が可能とされるも

された他の種類の株式ものである場合にあつては、その事由が生じたことにより転換ものである場合にあつては、その事由が生じたことにより転換される当該株式が一定の事由が生じたことを条件として転換される

分割され又は併合された株式と当該株式又はイ若しくは口に掲げる他の種類の株式について

(特定第一号措置に係る株式交換等の認可)

、株式交換(当該発行金融機関等が株式交換完全子会社となるもの 構が特定株式等の引受け等を行つた金融機関等(この項の認可を受 機構が現に保有する取得特定株式等(前条第三項に規定する取得特 定株式等をいう。以下この章において「発行金融機関等(この項の認可を受 であるもの(以下この条において「発行金融機関等(この項の認可を受 であるもの(以下この条において「発行金融機関等(この項の認可を受 であるもの(以下この条において「発行金融機関等(この項の認可を受 であるもの(以下この条において「発行金融機関等(この項の認可を受 であるもの(以下この条において「発行金融機関等)

新設)

同じ。)の認可を受けなければならない。

は内閣総理大臣、財務大臣及び経済産業大臣とする。次項において大臣及び厚生労働大臣とし、商工組合子法人等である場合にあつては内閣総理行金融機関等が労働金庫等子法人等である場合にあつては内閣総理方。)を行おうとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣(当該発う。)又は株式移転(以下この条において「株式交換等」といに限る。)又は株式移転(以下この条において「株式交換等」とい

- 前項の認可をするものとする。

 2 内閣総理大臣は、次に掲げる要件の全てに該当する場合に限り、
- | 株式交換等により当該発行金融機関等の株式交換完全親株式会| | 株式交換等により当該発行金融機関等の株式交換完全親株式会
- 一株式交換等により機構が割当てを受ける取得特定株式等となる 大権に占める割合と比べて著しく低下する場合でないこと。 大体式交換等の後において機構が保有する取得特定株式等である株式の種類と同一のものと認められ、かつ、当該 大に係る議決権が前号に規定する会社の総株主の議決権に占める 大に係る議決権が前号に規定する会社の総株主の議決権に占める 大に係る議決権が前号に規定する会社の総株主の議決権に占める 大に係る議決権が前号に規定する会社の総株主の議決権に占める 大体式交換等の前において機構が保有する取得特定株式等となる
- ことが困難になると認められる場合でないこと。 株式交換等により当該取得特定株式等である株式の処分をする
- 発行金融機関等が第一項の認可を受けて株式交換等を行つたとき

3

関等の の規定、 に従い 業大臣とする。 当該経営健全化計画を提出する金融機関等が労働金庫等子法人等で 株式交換等により当該発行金融機関等の株式交換完全親株式会社又 り当該発行金融機関等の株式交換完全親株式会社又は株式移転設立 画に記載された方策 の規定により提出したものをいう。 ある場合にあつては内閣総理大臣及び厚生労働大臣とし、 は株式移転設立完全親会社となつた会社と連名で、 方策その 完全親会社となつた会社における責任ある経営体制の確立のための 又は同条第六項の決定 に限る。 百 金融機関等 健全化計画について準用する。 法人等である場合にあつては内閣総理大臣 その実施している経営健全化計画 前条の規定は、 当該 十六条の二十二 (次条第四項に規定する承継子法人等を含む。 経営体制に係る部分を除く。 機構が特定株式等の引受け等を行つた金融機関等の対象子法 他の政令で定める方策を記載した経営健全化計画 1発行金融機関等又はその金融機関等子法人等であつて、 この項の規定又は次条第四項において準用する同条第三項 に従い機構が特定株式等の引受け等を行つた金融機関等 (第百二十六条の二十) 次項において同じ。 内閣総理大臣が前項の規定により提出を受けた経 一第六項の決定 (当該経営健全化計画を連名で提出した金融機 (同条第三項の申込みに係る決定に限る。 この場合において、 (同条第 (第百二十六条の二十二第五項 一第五項の規定により」とある のほか、 に代えて、 に提出しなければならない。 項の申込みに係る決定 財務大臣及び経済産 当該株式交換等によ 当該経営健全化計 内閣総理大臣 同条第一 であるものは 商工組合 を 当該 項

4

のは、 (当 該 「経営健全化計画を次条第三項の規定により提出した金融機 と読み替えるものとするほか 必要な技術的読替えは

政令で定める。

(特定第一号措置に係る組織再編成の認可)

第百二十六条の二十六 編成」 等子法人等である場合にあつては内閣総理大臣及び厚生労働大臣と 臣 若しくは一部の承継又は事業譲渡等 者であるもの け等を行つた金融機関等 有する取得特定株式等又は取得特定貸付債権に係る発行者又は債務 項の申込みに係る決定に限る。 (当該対象金融機関等が労働金庫、 号に規定する承継金融機関等を含む。)であつて機構が現に保 合併、 株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等である場合に という。 会社分割、 (以下この条において「対象金融機関等」という。 を行おうとするときは、 会社分割による事業に関する権利義務の全部 第百二十六条の二十二第六項の決定 (この項の認可を受けた場合における次項)に従い機構が特定株式等の引受 (以下この条において 労働金庫連合会又は労働金庫 あらかじめ、 内閣総理大 「組織再 (同条第

2|

内閣総理大臣は、

おいて同じ。

の認可を受けなければならない。

財務大臣及び経済産業大臣とする。

次項に

次に掲げる要件の全てに該当する場合に限り、

あつては内閣総理大臣、

前項の認可をするものとする。

得特定貸付債権に係る発行者又は債務者となる法人が当該対象金

組織再編成の後において機構が保有する取得特定株式等又は取

関等」という。)であること。
関等」という。)であること。
は全化財連業務」という。)の全部を承継する他の金融機関等であること又は当該対象金融機関等が実施している経営という。)の全部を承継する他の金融機関等が実施している経営という。)であること。

- になると認められる場合でないこと。 つき、その処分をし、又は償還若しくは返済を受けることが困難 別 組織再編成により当該取得特定株式等又は取得特定貸付債権に

3

五.

その他政令で定める要件

大臣とする。 及び厚生労働大臣とし、 連合会又は労働金庫等子法人等である場合にあつては内閣総理大臣 化計画を内閣総理大臣 制の確立のための方策その他の政令で定める方策を定めた経営健全 該 法人等である場合にあつては内閣総理大臣、 において、 承継金融機関等は、 対象金融機関等が第一項の認可を受けて組織再編成を行つた場合 当該組織再編成に係る承継金融機関等があるときは、 に提出しなければならない。 経営の合理化のための方策、 (当該承継金融機関等が労働金庫、 株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子 財 務大臣及び経済産業 責任ある経営体 労働金庫

4|項第一 前条第三項 受け等を行つた金融機関等 等を行つた金融機関等の対象子法人等又は同条第六項の決定 項 発行者又は債務者となる法人が当該対象金融機関等であること又は 画を実施しているものが」 人等をいう。 係る第百二十六条の二十二第六項の決定に従い特定株式等の引受け 項において準用する前項の規定又は第七項の規定により提出したも 等でなくなつたもの 該金融機関等が行う株式交換若しくは株式移転により対象金融機関 全部につきその処分をし いて機構が保有する取得特定株式等又は取得特定貸付債権に係る とあるのは を行つた金融機関等に係る取得特定株式等又は取得特定貸付債権 をいう。 の申込みに係る決定に限る。 のうち、 項の申込みに係る決定に限る。 合併」と、 を含む。 号に規定する他の金融機関等をいう。 項 第 の規定は、 項中 経営健全化計画 (第八項において準用する場合を含む。 を実施しているものについて準用する。 次項及び第三 「特定対象子法人等 以下この条において 「対象金融機関等が労働金庫、 一合併」 第百二十六条の二十二第六項の決定 (承継子法人等 とあるのは ٢ 一項におい (承継金融機関等を含む。 (第百二十六条の二十二第五項の規定) 又は償還若しくは返済を受けるまでの 第 に従い 一項第一 (第四項に規定する特定対象子法 て同じ。 「特定対象子法人等」という。 (この項において準用する第) 「機構が当該経営健全化計画に に従い機構が特定株式等の引 機構が特定株式等の引受け 号中 以下この条において同 労働金庫連合会又は のうち経営健全化計 「組織再編成の後に の規定、 この場合にお であつて当 (同条第三 (同条

機関等 あるの 営健全化計画を実施しているもの 画 営の合理化のための方策」とあるのは 出した金融機関等が、 当該対象金融機関等が実施している経営健全化計 定める。 法人等とする金融機関等であること」と、 あること」とあるのは いて当 を連名で提出した金融機関等と連名で と読み替えるものとするほか、 は (承継金融機関等」とあるの 「該経営健全化計画」 第五項又は次項の規定により提出したものをいう。 「当該経営健全化計画を当該特定対象子法人等と連名で提 当該特定対象子法人等又は組織再編成の後に 「承継子法人等」という。 لح (承継子法人等」 は 承継金融機関等」 必要な技術的読替えは 前項第一号の経営健全化計 特定対象子法人等のうち経 同項第二号中 経営の合理化のため 画 ح を金融機関等子 (第百二 という。 前項中 「対象金融 一十六条 政令で 0

債務者であるもの た場合における次項第 権に係る発行者又は債務者であるものをいい、 うとするときは、 に保有する取得特定株式等又は取得特定貸付債権に係る発行者又は おいて準用する前条第 という。 て準用する同条第二項第 象金融機関等以外の特定金融機関等 機構が現に保有する取得特定株式等又は取得特定貸付債 を含む。 あらかじめ (以下この条において 次項において同じ。 一項の認可を受けた場合における第八項にお 号に規定する他の金融機関等又は第八項に 一号に規定する会社であつて、 内閣総理大臣 「組織再編成後金融機関等 (前条第 は (当該特定金融機関等 この項の認可を受け 組織再編成を行お 項 の金融機関等 機構が現

5

受けなければならない。

受けなければならない。

受けなければならない。

受けなければならない。

受けなければならない。

受けなければならない。

受けなければならない。

受けなければならない。

- ものを含む。) であること。 ものを含む。) であること。 ものを含む。) であることとなると、 を金融機関等であること又は当該特定金融機関等に係る対象子法人等 を金融機関等であること又は当該特定金融機関等に係る対象子法人等 を金融機関等であることととする他の金融機関等に係る対象子法人等 を金融機関等であることとは当該特定金融機関等に係る対象子法人等
- 等の経営管理が阻害されないこと。
 | 融機関等を含む。)による当該特定金融機関等に係る対象子法人| 組織再編成により当該特定金融機関等(前号に規定する他の金
- になると認められる場合でないこと。
 一つき、その処分をし、又は償還若しくは返済を受けることが困難三 組織再編成により当該取得特定株式等又は取得特定貸付債権に
- 四 その他政令で定める要件
- 金融機関等が第五項の認可を受けて組織再編成を行つた場合におい権に係る発行者又は債務者であるものをいう。) 又は組織再編成後権に係る発行者又は債務者であるものをいう。) 又は組織再編成後人債 対象金融機関等以外の特定金融機関等(前条第一項の金融機関等

8 健全化計画 総理大臣及び厚生労働大臣とし、 特定対象子法人等が労働金庫等子法人等である場合にあつては内閣 当該経営健全化計画を連名で提出した金融機関等の経営体制に係る つては内閣総理大臣、 金融機関等又は組織再編成後金融機関等に係る特定対象子法人等は その実施している経営健全化計画 なければならない。 制の確立のため 分を除く。 画をいう。 第百二十六条の二十四第 前項第一号に規定する他 を 当該他 のほか、 に代えて、 の方策その他の政令で定める方策を記載した経営 財務大臣及び経済産業大臣とする。 の金融機関等と連名で、 当該他の金融機関等における責任ある経営 当該経営健全化計画 の金融機関等があるときは、 商工組合子法人等である場合にあ (第四項に規定する経営健全化 内閣総理大臣 に記載された方策 当該 (当該 特定

庫等子法人等である場合にあつては内閣総理大臣及び厚生労働大臣 より提出を受けた経営健全化計画について、 を提出した金融機関等が労働金庫 株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等である場合 (第四項において準用する場合を含む。 財務大臣及び経済産業大臣とする。 項の規定は内閣総理大臣 労働金庫連合会又は労働金 同条第一 又は前項の規定に 一項の規定はこ (経営健全化

れらの

経営健全化計画を提出した金融機関等

計画を連名で提出した金融機関等を含む。

について、

前条の規定

(これらの経営健全化

る株式の発行者であるもの又は組織再編成後金融機関等であつて機

承継金融機関等であつて機構が現に保有する取得特定株式等であ

にあ

つては内閣総理大臣

項

計

画

ついて、 するほか、 構が現に保有する取得特定株式等である株式の発行者であるものに に従い機構が特定株式等の引受け等を行つた金融機関等の対象子法 又は同条第六項の決定 に限る。 百二十六条の二十二第六項の決定 「次条第四項に規定する特定対象子法人等」と読み替えるものと (次条第四項に規定する承継子法人等を含む。 それぞれ準用する。 に従い機構が特定株式等の引受け等を行つた金融機関等 必要な技術的読替えは、 (同条第三項の申込みに係る決定に限る。 この場合において (同条第 政令で定める。 一項の申込みに係る決定 同条第三項中 とあるのは

(取得特定株式等又は取得特定貸付債権の処分)

第百二十六条の二十七 する。 等である場合にあつては内閣総理大臣及び財務大臣並びに厚生労働 行者又は債務者が労働金庫 及び財務大臣 権について譲渡その他の処分を行おうとするときは、 る場合にあつては内閣総理大臣及び財務大臣並びに経済産業大臣と 又は債務者が株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等であ 大臣とし 次項において同じ。 当該取得特定株式等又は取得特定貸付債権に係る発行者 (当該取得特定株式等又は取得特定貸付債権に係る発 機構は、 労働金庫連合会又は労働金庫等子法人 の承認を受けなければならない。 取得特定株式等又は取得特定貸付債 内閣総理大臣

前項の処分を行つたときは、速やかに、その内容を内閣によりて同じ、」の承認を受じなじればならなり

総理大臣及び財務大臣に報告しなければならない。

2

機構は、

(新設)

(特定資金援助の申込み)

第百二 特定破綻金融機関等でない者 号に掲げるものを除く。 特定合併等を行う特定持株会社等 という。)でない者 置に係る特定認定に係る金融機関等(以下「特定破綻金融機関等」 百四十一条第二項に規定する保険持株会社等 一十六条の二十八 「特定資金援助」という。 は、 機構が、 特定合併等を援助するため、 (以 下 特定合併等を行う金融機関等で特定第二号措)又は指定親会社をいう。 「特定救済金融機関等」 以下 を行うことを、 (銀行持株会社等) 「特定救済持株会社等」という (同項第二号及び第四 機構に申し込むこと 次に掲げる措置 という。 以下同じ。 保険業法第二)又は

金銭の贈与

ができる。

資金の貸付け又は預入れ

七六五四三 資産の買取り

債務の保証

債務の引受け

特定優先株式等の引受け等

損害担保

2 前 頭の「特定合併等」とは、 次に掲げるものをいう。

特定破綻金融機関等と他の金融機関等が合併して金融機関等を

特定破綻金融機関等と合併する金融機関等が存続する合併

設立する合併

事業譲渡等で特定破綻金融機関等がその事業を他の金融機関等

に譲渡するもの

け」という。) よる引受け(事業譲渡等に伴うものを除く。以下「特定債務引受」 特定破綻金融機関等の債務の全部又は一部の他の金融機関等に

大臣及び財務大臣が定めるものを実施するために行うものは特定持株会社等による取得で当該特定破綻金融機関等の業務の 株式会社である特定破綻金融機関等の株式の他の金融機関等又

の全部又は一部を他の金融機関等に承継させるものより当該特定破綻金融機関等がその事業に関して有する権利義務大 特定破綻金融機関等を当事者とする吸収分割で当該吸収分割に

等に承継させるもの 等に承継させるもの 特定破綻金融機関等を当事者とする新設分割で当該新設分割により新たに設立される金融機関等がその事業に関して有する権利義務

3

以外のものの出資の引受け又は基金の拠出をいう。 株式会社及び優先出資法第一 で定める金銭の消費貸借に該当するものをいう。 の自己資本の充実その他の財務内容の改善に資するものとして政令 費貸借(元利金の支払について劣後的内容を有する特約が付された 金銭の消費貸借であつて、 引受け等、 項第六号の 特定劣後特約付社債の引受け 「特定優先株式等の引受け等」とは、 金融機関及び銀行持株会社等以外のもの 二条第 項に規定する協同組織金融機関 特定劣後特約付金銭消 による貸付け、 優先株式等

4 特定資金援助のうち第二項第二号に掲げる合併又は同項第七号に 掲げる新設分割を援助するために行うものは、特定救済金融機関等 には、第一項の規定による申込みは、当該二以上の特定救済金融機関等 合には、第一項の規定による申込みは、当該二以上の特定救済金融機関等 合には、第一項の規定による申込みは、当該二以上の特定救済金融機関等

5 する。 名で、 融機関等又は特定救済持株会社等は、 特定資金援助のうちに特定合併等に係る特定破綻金融機関等の資産 める資産について行うものとし、 の買取りが含まれているときは、 の資産又は次の各号に掲げる特定合併等の区分に応じ当該各号に定 定する特定合併等をいう。 機構が当該資産の買取りを行うことを機構に申し込むものと 項第三号に掲げる資産の買取りは、 以下同じ。 当該特定合併等に係る特定救済金 第 項の規定による申込みに係る 当該特定破綻金融機関等と連 に係る特定破綻金融機関等 特定合併等 (第二 一項に規

に限る。) 等の資産(当該合併前に特定破綻金融機関等の資産であつたもの 第二項第一号に掲げる合併 当該合併により存続する金融機関

のに限る。) 関等の資産(当該合併前に特定破綻金融機関等の資産であつたも関等の資産(当該合併前に特定破綻金融機関等の資産であつたも

三 第二項第三号に掲げる事業譲渡等 同号の他の金融機関等の資

産で当該事業譲渡等により譲り受けたもの

- 融機関等の資産 第二項第五号に掲げる株式の取得 当該株式の取得をされた金
- で当該吸収分割により承継したもの 第二項第六号に掲げる吸収分割 同号の他の金融機関等の資産
- 産であつたものに限る。) る金融機関等の資産 (当該新設分割前に特定破綻金融機関等の資産 (当該新設分割前に特定破綻金融機関等の資
- の区分に応じ当該各号に定める資産である貸付債権について行うもの区分に応じ当該各号に定める資産である貸付債権について行うも。第一項第七号に掲げる損害担保は、前項各号に掲げる特定合併等
- 7 第一項又は第五項の規定による申込みを行つた金融機関等及び特 (定特株会社等は、速やかに、その旨を内閣総理大臣(労働金庫、労 厚生労働大臣とし、株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人 厚生労働大臣とし、株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人 に報告しなければならない。
- 工組合子法人等である場合は、この限りでない。当該申込みを行つた金融機関等が株式会社商工組合中央金庫又は商速やかに、その旨を財務大臣に報告しなければならない。ただし、機構は、第一項又は第五項の規定による申込みを受けたときは、
- いて準用する第五十九条の二第一項若しくは第六十条第一項に規定委員会は、第一項若しくは第五項又は第百二十六条の三十一にお

できる。
できる。
できる。
できる。
できる。
できる。

(特定適格性認定)

第百二十六条の二十九 前条第一項の規定又は第百二十六条の三十一第百二十六条の二十九 前条第一項の規定による申込みに係る特定合併等については、当該特定合併等にわれる時までに、当該特定合併等は、これらの規定による申込みが行機関等及び特定救済金融機関等又は特定破綻金融機関等及び特定救済金融機関等又は特定破綻金融のれる時までに、当該特定合併等については、当該特定合併等にわれる時までに、当該特定合併等について、内閣総理大臣の認定を

2

第一項の認定を行うことができる。 内閣総理大臣は、次に掲げる要件の全てに該当する場合に限り、

行うために不可欠であること。

- 三 当該特定合併等に係る特定救済金融機関等又は特定救済持株会社等が当該特定合併等に係る特定破綻金融機関等から当該特定合併等の業務の全部の廃止又は解散が行われる場合には、その廃止又は不履行により我が国の金融システムの著しい混乱を生じさせるは不履行により我が国の金融システムの著しい混乱を生じさせるおそれがあること。
- 4 内閣総理大臣は、労働金庫、労働金庫連合会又は労働金庫等子法 ならない。 なられぞれ得なければ ならない。 なられぞれ得なければ ならない。 なられぞれぞれ得なければ ならない。 なられぞれぞれ得なければ ならない。 ならない。 なられぞれぞれの同意を、株式 ならない。 ならな、 ならな、 ならな、 ならない。 ならない。 ならない。 ならない。
- びならない。 のうち、いずれが特定破綻金融機関等であるかを明らかにしなけれ のうち、いずれが特定破綻金融機関等であるかを明らかにしなけれ するという。

- 8 特定破綻金融機関等の株式を取得しようとする会社が、当該株式

社とする持株会社、 法第二百七十一条の十八第 る場合には、 する長期信用銀行を子会社とする持株会社又は保険業法第二百七十 の規定による認定を行うことができない。 の取得により銀行法第五十二条の十七第一 条の十八第一項に規定する保険会社を子会社とする持株会社とな 十七第一項、 内閣総理大臣は、 長期信用銀行法第十六条の二の四第一項又は保険業 長期信用銀行法第十六条の二の四第 一項の認可をした後でなければ 当該会社について銀行法第五十二条 項に規定する銀行を子会 項に規定 第

(特定合併等のあつせん)

第百二 八第一 融機関等及び他の金融機関等又は当該特定破綻金融機関等及び特定 項第三号に掲げる要件に該当すると認めるときは、 負債の秩序ある処理に資するものであり、 持株会社等に対し、 ものに限る。 金援助が行われることが当該特定合併等を行うために不可欠である われることが当該特定合併等に係る特定破綻金融機関等の資産及び い場合においても、 一十六条の三十 一項第二号に掲げる合併を除くものとし、 のあつせんを行うことができる。 特定破綻金融機関等の業務又は債務が同条第三 書面により、 内閣総理大臣は、 特定合併等 前条第二項の申請が行われな かつ、 (第百二十六条の二十 当該特定合併等が行 機構による特定資 当該特定破綻金

(新設)

第五十九条の二の規定は特定合併等(第百二

(新設)

第百二十六条の三十

(資金援助に関する規定の準用)

条の二 機関等又は特定救済持株会社等 優先株式等の引受け等をいう。 等を受けた特定救済金融機関等について、 で特定合併等を援助するものについて、 機関等がその事業に関して有する権利義務の一部を新たに設立され 継させるもの又は同項第七号に掲げる新設分割 等がその事業に関して有する権利義務の 債務引受け、 融機関等がその事業の 先株式等の引受け等 又は特定持株会社等につい 六十六条の規定は第百二十六条の二十九第 条において準用する第五十九条の二第 る金融機関等に承継させるものに限る。 十六条の二十八第二項第三号に掲げる事業譲渡等のうち特定破 せん 規定による申込みについて、 格性認定等に係る特定合併等のための機構による特定資金援助に 十八 規定は第百一 規定は前条のあつせんについて、 以 第六十八条の二及び第六十八条の三 て、 第 下 同項第六号に掲げる吸収分割のうち特定破綻金融機関 第六十条の規定は内閣総理大臣の指定する金融機関等 「特定適格性認定等」という。 項の規定による申込みについ 一十六条の二十八第 (第百二十六条の二十八第三項に規定する特定 部を他 以下同じ。 第六十四条の二の規定は第百二十六 第六十七条の の金融機関等に (この条において準用する第六十 項若しくは第六十条第 第六十四条 項若しくは第五項又はこの 第六十二条 を行う特定救済金融機関 第六十八条の規定は特定 部を他の金融機関等に承 一の規定は機構が特定優 規定は特定適格性認定 を行つた特定救済金融 項 て を受けた金融機関等 の認定又は前条のあ のうち特定破綻金融 譲渡するも 第六十五条及び第 (第 (第 一項を除く 項を除く 0 総金

るのは 衡平」 融機関等を除く。 融機関等をいう。 綻金融機関等 第六十八条の三第 に係る第百二十六条の二第二 十六条の二十八第 該合併等に係る銀行持株会社等」とあるのは 条の二第 一十六条の二第二 用する第六十八条の三第四項に規定する承継金融機関等を含む。 第 項中 一十八第七項」 とあるのは 第六十二条第二 項中 項に規定する特定持株会社等 「特定破綻金融機関等につい (第百二十六条の二十八第 条の一 . て 下同じ。 同条第一 「合併等に係る金融機関 項 同条第三項中 「破綻金融機関の債権者間の衡平」とあるのは それぞれ準用する。 0 (第百二十六条の二十八第 第 一承認を受けた場合におけるこの条において準用する 二項に規定する金融機関等をいう。 一項中 |第百二十六条の二十九第四 کر 以下同じ。 項中 又は当該特定合併等に係る第百二十六条の二十 一項に規定する特定合併等をいう。 項の承認を受けた場合におけるこの条において 一項に規定する会社及びこの条において準用する 「金融機関」とあるのは 一破綻金融機関につい 「前条第六項」とあるのは 同条第四項中 銀行持株会社等」 一項に規定する金融機関等 の債権者その この場合において、 (破綻金融機関を除く。 項に規定する特定持株会社等を 7 (特定破綻金融機関等を除く。 同条第八項」 「前条第四項から第七 項に規定する特定破綻金 て、 項 とあるのは 他の利害関係人 「特定合併等 「金融機関等 同条第七項」とあ 第六項及び第七項 以下同じ。 「第百二十六条 کے 以下同じ。 第五十九条の (特定破綻 「特定持株 第六十条 「特定破 (第百) 又は当 ハの間 (第 百 項ま

二項第 をいう。 等 第五項第五号に掲げる会社を除く」とあるのは 下同じ。 中央金庫又は商工組合子法人等 下同じ。 先株式等の引受け等」とあるのは とあるのは 子法人等」と、 合中央金庫」とあるのは 容の改善」 いう」と、 条の二十八第三項に規定する特定優先株式等の引受け等をいう。 (第百二十六条の二十八 労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等」 引受け等」とあるのは 同条第六項中 又は特定救済持株会社等 (同条第一項に規定する特定救済金融機関等をいう。 労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等 「株式会社商工組合中央金庫」とあるのは 第六十四条第一 以下同じ。 号に規定する労働金庫等子法人等をいう。 同 項第 同条第一 Ł, と 「取得特定優先株式等又は取得特定貸付債権」 同条第五項中 同条第三項中 号中 「取得優先株式等」 同条第三項中 一項中 数済金融機関又は救済銀行持株会社等 項中 と 第 優先株式等の引受け等」 「株式会社商工組合中央金庫又は商工組合 「充実」とあるのは 「特定優先株式等の引受け等 「資金援助」とあるのは (同項に規定する特定救済持株会社等を 第六十四条の一 項に規定する特定資金援助をいう。 「取得優先株式等又は取得貸付債権 「又は労働金庫連合会」とあるのは 「又は労働金庫連合会」とあるの (同号に規定する商工組合子法人等 「特定優先株式等の引受け等」と とあるの 第 لح は (第百二十六条の二第 「充実その他の財務内 「特定救済金融機関 「株式会社商工組合 項中 とあるのは 「取得特定優先株式 株式会社商工組 以下同じ。 「特定資金援 (第百二十六 「優先株式等 以下同じ。 ٢ (第二条 「特定

等が、 合併、 協同組織金融機関以外のもの 優先株式等、 四号に規定する特定債務引受けをいう。 法 労働金庫連合会」 次に掲げるものに類するものを含む。 劣後特約付社債、 優先株式等にあつては次に掲げるものを含み、 後特約付社債、 優先株式等の引受け等」と、 子法人等」 合中央金庫」 「基づき合併 人等」 同意を必要とする場合において、 労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等」と、 工組合中央金庫又は商工組合子法人等」 組 その他 事業譲渡等、 織金融機関以外のものの出資又は基金に係る債権をいう。 この法律若しくは会社法の規定又は定款の定めに基づき株式 事業譲渡等、 定債務引受け」と لح کر て株主総会等の決議又は の政令で定める株式等」 とあるのは 第百二十六条の二十二 事業譲渡等、 株式会社商工組合中央金庫」 株式会社及び優先出資法第二条第 ならない とあるのは 株式会社及び優先出資法第二条第 特定債務引受け 付保預金移転」とあるのは 「株式会社商工組合中央金庫又は商工 付保預金移転」とあるのは の出資又は基金に係る債権にあ 適格性の認定等を受けた銀行持株会社 優先株式等 又は労働金庫連合会」 労働金庫連合会又は労働金庫等子 (第百二 |第六項第一号に規定する特定劣 とあるの 当該適格性の認定等に係る株式 総株主若しくは全ての種類株主 以下同じ。 と 一十六条の二 کر (次に掲げるものを含む とあるのは は 同号に規定する特定 第六十六条第 第六十五条中 「係る合併、 「特定優先株式等 「株式会社商工 項に規定する協 項に規定する とあるのは بح 「基づき合 株式会社 第 事業譲 つては 項第 「又は 項中 「係る 組

限る」 るのは 社商 るのは 法律」 商工組合子法人等」 社商工組合中央金庫」 商 文の規定」 労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等」 式会社である金融機関等又は特定持株会社等」 会社等にあつては、 六十五条の十 をいう」 会社等にあつてはその財務及び営業又は事業の方針を決定する機関 社員総会又は総代会を、これらの者以外の金融機関等又は特定持株 交換についての決議又は同意を得たとき又は得られ 「特定債務引受け」と、 三 紅 組 の規定」 [人等] -央金庫」 銀行持株会社等又は株式会社商工組合中央金庫」 同様とする」 工組合中央金庫」 とあるのは とあるのは 合子法人等」 「を لح ٢ 労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等」 ٢ とあるのは とあるのは 同項第 同条第三 保険業法第二条第五項に規定する相互会社にあつては 第 とあるのは 「に規定する場合」 一含む」と ح 第 ٢ 一項に規定する場合」 項中 号中 とあるのは とあるのは 金融機関の合併及び転換に関する法律」と、 「又は保険業法第百六十五条の十 一条第五項 一株式会社商工組合中央金庫又は商工 第六十八条の二 同条第一 第六十七条中 「又は金融機関の合併及び転換に関する 「又は労働金庫連合会」 「ならない」 項中 第 財務大臣」 「株式会社商工組合中央金庫又は 株式会社商工組合中央金庫又は とあるの 号又は第三号に掲げるものに 「又は労働金庫連合会」とあ 第 ٢ کے 付保預金移転」 ٢ 一項中 とあるの 同条第四項中 は 同 と 条第 「又は保険業法第百 「株式会社商工 「含み、 とあるのは なかつたときも とあるのは 「をいう」とあ 項 ٤ は とあるのは 中 第 財務大臣 銀行持株 「株式会 「株式会 **-組合子** 銀 項 組

社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等」 は労働金庫連合会」とあるのは あるのは 生労働大臣とし、 子法人等である場合にあっては内閣総理大臣及び財務大臣並びに厚 るほか、 子法人等」 する。 る場合にあつては内閣総理大臣及び財務大臣並びに経済産業大臣と |びに厚生労働大臣及び経済産業大臣」と、 とあるのは (第二条第五項第) と 必要な技術的読替えば 「金融機関等又は特定持株会社等」 Ł 第六十八条の三第二 「株式会社商工組合中央金庫」 「財務大臣 当該発行救済金融機関等が商工組合子法人等であ 一号及び第三号に掲げるものに限る。 (当該発行救済金融機関等が労働金庫等 政令で定める。 一項中「金融機関又は銀行持株会 労働金庫連合会又は労働金庫等 と読み替えるものとす ٢ 同条第三項中 とあるのは 同条第三項中 「株式会 財 務大

(追加的特定資金援助)

第百二十六条の三十二 機構は、特定資金援助に係る特定合併等の後第百二十六条の三十二 機構は、特定資金援助に係る特定会援助に係る特定を援助に係る特定を援助に係る特定を受けた場合において、必要があると認めるときは、当該申込みを行つた金融機関等又は特定持た資金援助に係る特定を追加の特定資金援助に係る特定を済持で第五項において「追加的特定資金援助に係る特定合併等の後できる。

2

前項の規定による申込みに係る資産の買取りは、

特定合併等

業の一 を機構に申し込むものとする。 特定破綻金融機関等と連名で 同項第七号に掲げる新設分割のうち特定破綻金融機関等がその事業 第六号に掲げる吸収分割のうち特定破綻金融機関等がその事業に関 二項第三号に掲げる事業譲渡等のうち特定破綻金融機関等がその事 規定による申込みに係る特定資金援助のうちに特定合併等 に係る特定破綻金融機関等の資産又は次の各号に掲げる特定合併等 割により新たに設立される金融機関等に承継させるものに限る。 に承継させるもの又は同項第七号に掲げる新設分割のうち特定破綻 機関等がその事業に関して有する権利義務の一部を他の金融機関等 特定債務引受け、 綻金融機関等がその事業の ているときは、 おいて同じ。 れる金融機関等に承継させるものに限る。 に関して有する権利義務の して有する権利義務の 金融機関等がその事業に関して有する権利義務の一部を当該新設分 百二十六条の二十八第二項第三号に掲げる事業譲渡等のうち特定破 区分に応じ当該各号に定める資産について行うものとし、 部を他の金融機関等に譲渡するもの、 当該特定合併等に係る特定救済金融機関等は、 に係る特定破綻金融機関等の資産の買取りが含まれ 同項第六号に掲げる吸収分割のうち特定破綻金融 部を他 部を当該新設分割により新たに設立さ 部を他の金融機関等に譲渡するもの、 機構が当該資産の買取りを行うこと の金融機関等に承継させるもの又は 以下この項及び第四項に 特定債務引受け、 (同条第 前項 同項

より存続する金融機関等の資産 第百二十六条の二十八第二項

(当該合併前に特定破綻金融機関

第

号に掲げる合併

当該合併に

ずの資産であつたものに限る。)

- 関等の資産であつたものに限る。) より設立された金融機関等の資産(当該合併前に特定破綻金融機二 第百二十六条の二十八第二項第二号に掲げる合併 当該合併に
- 六 第百二十六条の二十八第二項第七号に掲げる新設分割 当該新他の金融機関等の資産で当該吸収分割により承継したもの 第百二十六条の二十八第二項第六号に掲げる吸収分割 同号の

設分割により設立された金融機関等の資産(当該新設分割前に特

定破綻金融機関等の資産であつたものに限る。

いて行うものとする。 特定合併等の区分に応じ当該各号に定める資産である貸付債権につ 第一項の規定による申込みに係る損害担保は、前項各号に掲げる

4

株式等の引受け等に係るものに限る。)を行つた特定救済金融機関特定救済金融機関等について、第六十四条の二並びに第百二十六条の二十八第七項及び第八項の規定は第一項又は第二項の規定による申込みについて、第六十七条及び第六十八条の二並びに第百二十六条の二十八第七項及び第八項の規定第五十九条の二の規定は特定資金援助に係る特定合併等を行つた

るのは 条の二 る。 号に規定する労働金庫等子法人等をいう。 条第六項」とあるのは 債権者間の衡平」とあるのは 項に規定する承継金融機関等を含む。 等に係る特定資金援助を行い 分割により 金庫連合会又は労働金庫等子法人等 する追加的特定資金援助をいう。 取得特定優先株式等 又は労働金庫連合会を当事者とする合併等」 項の承認を受けた場合におけるこの項において準用する同条第四 項に規定する会社及びこの項において準用する第六十八条の三第 る特定合併等 融機関について、 るものを除くものとし、)債権者その他の利害関係 一十八第一項に規定する特定破綻金融機関等をいう。 項の この場合において、 特定救済持株会社等又は特定資金援助に係る合併若しくは 一第六項に規定する取得特定優先株式等をいう。 「追加的特定資金援助 承認を受けた場合におけるこの項において準用する同条第 設立された金融機関等 同条第八項」と、 (第百二十六条の二十八第二 同条第七項」とあるのは (この項において読み替えて準用する第六十四 「第百二十六条の二十八第七項」 第五十九条の二 この項において準用する第六十八条のこ 第六十四条第 人の間の衡平」 「特定破綻金融機関等 (第百二十六条の三十二第 か 以下同じ。 つ、 (機構が特定優先株式等の引受け (第百二十六条の 現に当該特定資金援助に係る 第 について、 以下同じ。 一項に規定する特定合併) 」 と、 項中 項中 ٢ 「特定破綻金融機関等 とあるのは 同条第三 「資金援助」 「破綻金融機関 それぞれ準用す (第百二十六条 同条第三項中 第 を当事者と を保有して 以下同じ。 項中 項に規定 項第 一破綻 新設

株式等 あるの 者とする合併等」 とあるの 特定優先株式等の引受け等」 優先株式等又は取得貸付債権」とあるのは 労働金庫連合会」とあるのは 以下同じ。 項に規定する金融機関等をいう。 銀行持株会社等」 組合子法人等 等をいう。 五号に掲げる会社を除く。 (第百二十六条の二十八第 取得特定貸付債権」と、 (人等) 第三 工組合中央金庫又は商工 引受け等」 とあるのは 一金融機関等又は特定持株会社等」 کر を当事者とする特定合併等」 は |項に規定する特定優先株式等の引受け等をいう。 (次に掲げるものを含む) と は 充実その他 救済金融機関又は救済銀行持株会社等 以下同じ。 「取得特定優先株式等」 とあるのは (同号に規定する商工組合子法人等をいう。 「株式会社商工組合中央金庫」 ٢ 「特定優先株式等の引受け等 とあるのは とあるの 第六十四条の一 の財務内容の改善」 「特定優先株式等の引受け等」 ٤ 以下この条において同じ。 組合子法人等」 は کر 「優先株式等の引受け等」 項に規定する特定持株会社等をいう。 株式会社商工組合中央金庫 金融機関等 と 労働金庫連合会又は労働金庫等子 一株式会社商工組合中央金庫を当事 以下同じ。 同条第六項中 その ٢ 第 と 同条第四項中 同項第 他の政令で定める株式等」 項中 بح ٢ 同条第二項中 「取得特定優先株式等又 (第百 とあるのは (第百二十六条の二十 「優先株式等の引受け 又は特定持株会社等 同条第五項中 同条第三項中 号中 「取得優先株式等 一十六条の二第二 (第二条第五項第 「金融機関又は)」とあるの とあるのは 「優先株式等 以下同じ。 「充実」と 「株式会社 以下同じ 又は商工 「又は 取得

第六項 条の二 閣総理大臣及び財務大臣並びに厚生労働大臣とし、 発行救済金融機関等が労働金庫等子法人等である場合にあつては内 大臣」 財務大臣」 による資金援助」 働金庫等子法人等」 資法第二条第一項に規定する協同組織金融機関以外のものの出資又 融機関等が商工組合子法人等である場合にあつては内閣総理大臣及 条の二十八第二項第四号に規定する特定債務引受け」 又は基金に係る債権にあつては次に掲げるものに類するものを含む 出資法第二条第一項に規定する協同組織金融機関以外のものの出資 は基金に係る債権をいう。 とあるの を含み、 項中 「株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等」と、 財務大臣並びに経済産業大臣とする。 号又は第三号に掲げるものに限る」 「又は労働金庫連合会」とあるのは 「その行おうとする適格性の認定等に係る合併等のために機構 بح 第 第二項中 一金融機関又は銀行持株会社等 は とあるのは 号に規定する特定劣後特約付社債 同条第三項中 第六十七条中 同号に規定する特定劣後特約付社債 「特定優先株式等 一含み、 とあるの ح 財務大臣並びに厚生労働大臣及び経済産業 銀行持株会社等にあつては、 「財務大臣」とあるのは 「付保預金移転」 「株式会社商工組合中央金庫」 は (優先株式等、 (優先株式等にあつては次に掲げるも 追加的特定資金援助」 (第二条第五項第一号及び第 とあるのは とあるのは と 労働金庫連合会又は労 第 株式会社及び優先出 百二十六条の二十二 第六十八条の三 株式会社及び優先 「財務大臣 当該発行救済金 「含む」と、 بح 第 ٢ 「第百一 とあるのは 一条第五 第六十八 同条第一 第六十八 二十六 (当該

5 委員会は、第一項若しくは第二項又は前項において準用する第五十九条の二第一項に規定する申込みに係る追加的特定資金援助につに照らし当該追加的特定資金援助に係る特定合併等が行われるために必要な範囲を超えていないと認めるときは、当該追加的特定資金援助にのこめであるときは、第一項若しくは第二項又は前項において準用する第五援助を行う旨の決議をすることができる。

(特定適格性認定等に係る特定合併等に対する破産法等の規定の適

用関係)

第百二 条 等の更生手続の特例等に関する法律第二十三条 項を除く。 及び第三項、 法第四十一条、 六条並びに第八十一条、 一十六条の三十三 第百九十条 第四十五条、 第四十二条、 第三十二条、 (第 一項を除く。 破産法第七十八条及び第九十三条、 会社更生法第三十二条、 第四十六条並びに第七十二条、 第三十三条、 第五十四条第二項及び第四項 第百九十七条、 第四十五条、 第 第三十五条第二項 一十五条 第百九十八条 第百八十八 民事再生 金融機関 第六十 (第

合併等については、適用しない。
三条及び第五十五条第一項の規定は、特定適格性認定等に係る特定認援助に関する法律第三十一条、第三十四条、第三十五条、第五十認援助に関する法律第三十一条、第三十四条、第三十五条、第五百三十一条、会社法第五百二十七条第一項、第五百三十五条及び第二百十一条、会社法第五百二十七条第一項、第五百三十五条

(特定承継金融機関等の設立の決定)

第百二 継ぎ、 等承継 げる決定を行うことができる。 特定承継金融機関等を活用する必要があると認めるときは、 特定事業譲受け等に係る業務又は債務をいう。 務の弁済をいう。 は会社分割 一十六条の三十四 かつ、 (特定承継金融機関等が事業の譲受け、 (以 下 債務等の弁済等 以下同じ。 「特定事業譲受け等」という。 内閣総理大臣は、)を円滑に行うことをいう。 (その業務の暫定的な維持継続又は債 特別監視金融機関等の債務 以下同じ。 債務引受け、 により債務等 合併又 のため を引き 次に掲

(新設)

ぐため特定事業譲受け等を行うべき旨の決定 特定承継金融機関等が特別監視金融機関等から債務等を引き継

譲受け等を行う特定承継金融機関等を子会社として設立する旨の

機構が特別監視金融機関等から債務等を引き継ぐため特定事業

決定

- 2 内閣総理大臣は、必要があると認めるときは、前項の決定を取り
- 3 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該

各号に定めるところによる。

| 特定承継保険会社 特定事業譲受け等により特別監視金融機関 | 特定承継保険会社 特定事業譲受け等により特別監視金融機関 | 下方。

三 特定承継金融商品取引業者 特定事業譲受け等により特別監視金融機関等(金融商品取引業者であつて、機構の子会社として設立されたかつ、当該引き継いだ債務等の弁済等を円滑に行うことを目的とかっ、当該引き継いだ債務等の弁済等を円滑に行うことを目的といる。

金融商品取引業者を除く。)をいう。

・ 特定承継会社 特定承継銀行、特定承継保険会社及び特定承継設立されたもの(特定承継銀行、特定承継保険会社及び特定承継設立されたもの(特定承継銀行、特定承継保険会社及び特定承継会社 特定事業譲受け等により特別監視金融機関等の

承継金融商品取引業者又は特定承継会社をいう。特定承継金融機関等 特定承継銀行、特定承継保険会社、特定

特定承継会社は、第百二十六条の二十八、第百二十六条の三十、

4

の二の規定(これらの規定に係る罰則を含む。 並びに第百二十六条の二十八第七項及び第八項並びに第百三十三条 第百二十六条の三十一において準用する第五十九条の二、 を除く。 金融機関等とみなす。 から第六十八条の三まで、 第六十二条 同項において準用する第五十九条の二、 第六十四条の二、 (第 項を除く。 第百二十六条の三十二(第四項を除く 第六十七条から第六十八条の三まで 及び第六十四条 第六十四条 の適用については (第二項を除く。 第六十条 (第二項

(特定承継金融機関等の設立等)

第百二十六条の三十五一機構は、前条第一項又は第二項の規定による

資の内容について委員会の議決を経て、特定承継金融機関等となる同条第一項第一号に掲げる決定があつたときは、当該決定に係る出

株式会社の設立の発起人となり、

及び当該設立の発起人となつた株

機構は、前項に規定する場合のほか、特定承継金融機関等に対す式会社を子会社として設立するための出資をしなければならない。

○ 機構は、前項に規定するときは、委員会の議決を経なければならないる出資を行おうとするときは、委員会の議決を経なければならないる機構は、前項に規定する場合のほか、特定承継金融機関等に対す

| 容を内閣総理大臣及び財務大臣に報告しなければならない。 | 3 | 機構は、前二項に規定する出資をしたときは、速やかに、その内

(特定承継金融機関等の経営管理)

第百二十六条の三十六 機構は、特定承継金融機関等が次に掲げる事

(新設)

項を適確に実施できるようその経営管理を行わなければならない。 項第二号に掲げる決定があつたときは、 を行うこと。 特別監視金融機関等から債務等を引き継ぐため特定事業譲受け等 第百二十六条の三十四第 項又は第二 当該決定の対象とされた 一項の規定による同条第

及び処分を含む。 け並びに保険業法第二百六十条第十項に規定する保険契約の管理 債務等の弁済等その他の業務 同項に規定する指針に従うこと。 次項第二号において同じ。 (預金等の受払事務、 の実施に際しては 資金の貸付

2|公表しなければならない。 次に定めるところにより作成し 機構は、 特定承継金融機関等の債務等の弁済等についての指針を 内閣総理大臣の承認を受けた後、

ずるおそれを回避しつつ特定承継金融機関等の円滑な債務等の弁 機関等の目的を踏まえ、 済等を確保する観点に立つて作成されるものであること。 当該指針は、 債務等の弁済等を円滑に行うという特定承継金融 我が国の金融システムの著し い混乱が生

務のうち機構の指定する取引について機構の承認を受けて行うこ とを内容として含むものであること。 当該指針は、 特定承継金融機関等が債務等の弁済等その他の業

助言を行うことができる。 (承継銀行に関する規定の準用) 機構は、 その経営に必要な指導及び

3 |

特定承継金融機関等に対し、

(新設)

第百二十六条の三十七 条第一 要な技術的読替えは、 承継銀行」 等をいう。 に限る。 規定する特別監視指定をいう。 する特別監視金融機関等をいう。 とあるの とあるのは「債務等 承継銀行が保有する資産として適当であることの確認がされたもの 定する特定事業譲受け等に係る」 よる確認がされた」とあるのは 第 この場合において、 一項及び第三項中 項を除く。 は とあるのは 「特別監視金融機関等 とあるのは と の規定は (第百二十六条の三十四第一項に規定する債務 政令で定める。 「被管理金融機関に対する管理を命ずる処分」 第九十五条から第百条まで及び第百三十五条 権利 「協定特定承継金融機関等」 第九十五条中「第九十三条第二項の規定に 権利」 (第九十三条第二項の規定により当該 ر ا ا 特定承継金融機関等について準用す 「第百二十六条の三十四第 Ł, と読み替えるものとするほか、 (第百二 に対する特別監視指定 第九十六条第 第九十七条第 |十六条の三第| ٤ 項中 項中 第百三十五 一項に規定 (同項に 「業務」 項に規 協定

(特定再承継金融機関等に対する特定資金援助)

第百二十六条の三十八第一項第三号、第六号又は第七号に掲げるも等でない者(以下この条において「特定再承継を接助けるため、特定資金援助(いう。)又は特定再承継を行う特定持株会社等で特定承継金融機関等でない者(以下この条において「特定再承継特定持株会社等」とという。)は、機構が、特定再承継を行うな融機関等で特定承継金融機関等でない者(以下この条において「特定再承継を融機関等で特定承継金融機関等でない者(以下この条において「特定再承継金融機関等で特定承継金融

- のに限る。)を行うことを、機構に申し込むことができる。

2 前項の「特定再承継」とは、次に掲げるものをいう。

設立する合併 特定承継金融機関等と他の金融機関等が合併して金融機関等を

特定承継金融機関等と合併する金融機関等が存続する合併

三 特定承継金融機関等がその事業の全部(当該特定承継金融機関 等の資産の一部を機構が買い取る場合にあつては、その買い取ら 事による取得で当該特定承継金融機関等の業務の健全かつ適切な 事による取得で当該特定承継金融機関等の業務の健全かつ適切な 事による取得で当該特定承継金融機関等の業務の健全かつ適切な 事による取得で当該特定承継金融機関等の業務の健全かつ適切な 事による取得で当該特定承継金融機関等の業務の健全かの適切な 事による取得で当該特定承継金融機関等がその事業の全部(当該特定承継金融機関

五 特定承継金融機関等に承継させるもの しの金融機関等に承継金融機関等がその事業に関して有する権利義務 はり当該特定承継金融機関等がその事業に関して有する権利義務 して有する権利義務 して有する権利義務

では、その買い取られる金融機関等に承継させるもより当該特定承継金融機関等がその事業に関して有する権利義務の全部(当該特定承継金融機関等がその事業に関して有する権利義務場にあつては、その買い取られる資産の一部を機構が買い取る場合にあっては、その買い取られる資産の一部を機構が買い取る当該新設分割に当該新設分割に

- に限る。)
 等の資産(当該合併前に特定承継金融機関等の資産であつたもの等の資産(当該合併前に特定承継金融機関等の資産であつたものが、前項第二号に掲げる合併、当該合併により設立される金融機関
- で当該事業の譲渡により譲り受けたもの 一 一 前項第三号に掲げる事業の譲渡 同号の他の金融機関等の資産
- 機関等の資産四前項第四号に掲げる株式の取得とされた金融四が可能を関する機関の関係をされた金融の対象の対象の対象の対象の対象を対象の対象の対象の対象を対象を対象の対象の対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象
- | 「「「「「「「「「「」」」」」 | 「「」」」 | 「「」」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」 | 「」」 | 「」」 | 「」」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「」 | 「

十九第 継金融機関等をいう。 金融機関等 百 項において準用する同条第 の三十八第一 金融機関等」とあるのは この場合において 継特定持株会社等をいう。 特定持株会社等 必要な技術的読替えは、 一十六条の三十八第二項に規定する特定再承継をいう。 ٤ ٢ 項中 同条第七項中 (第百] 項に規定する特定再承継金融機関等をいう。 「係る特定破綻金融機関等」 「係る特定合併等」 (第百二十六条の三十八第 一十六条の三十四第三 以下同じ。 第百 政令で定める。 特定持株会社等」 一十六条の二十八第四項 以下同じ。 特定再承継金融機関等 項の認定について、 とあるの)」と読み替えるものとするほ とあるのは |項第五号に規定する特定承 は と とあるのは 「係る特定再 項に規定する特定再 それぞれ準用する 第百二十六条の一 中 「係る特定承継 (第百二十六条 承継 特定再承 以下 以下同じ 特定救済 同じ

6

内閣総理大臣は、

前項において準用する第百二

項

の申請が行われない場合においても、

特定承継金融機関等の業

一十六条の二

一十九

特定再承継を行うために不可欠であるものに限る。

0

あつせんを

継いだ特別監視金融機関等の資産及び負債の

当該特定再承継が行われることが当該特定承継金融機関等が引き

ものであり

か

機構による特定資金援助が行われることが当該

秩序ある処理に資する

機関等又は当該特定承継金融機関等及び特定持株会社等に対し、

該当すると認めるときは、

当該特定承継金融機関等及び他の

金融

面により、

特定再承継

(第

一項第一

一号に掲げる合併を除くものとし

務又は債務が前項において準用する同条第三項第三号に掲げる要件

行うことができる。

7 援助 ついて、 融機関等をいう。 場合において、 認を受けた場合におけるこの項において準用する同条第四項に規定 定する会社及びこの項において準用する第六十八条の三第 特定持株会社等 は新設分割により設立された金融機関等を含む。 第六十八条の規定は特定再承継のため 等について、 項の認定又は前項のあつせんを受けた金融機関等又は特定持株会社 の二十八第一 承認を受けた場合におけるこの項において準用する同条第1 定再承継金融機関等 十六条の規定は第五項において準用する第百二十六条の二十九第 十六条の三十八第五項において準用する第百二十六条の二十九第 とあるのは る承継金融機関等を含む。 規定は第一項の規定による申込みについて、 んについて、 第六十二条第二項及び第四項から第六項までの規定は前 同条第四項中 (特定優先株式等の引受け等に係るものに限る。 第六十八条の二及び第六十八条の三の規定は当該特定資金 項に規定する特定持株会社等をいう。 第六十七条の規定は特定再承継金融機関等について、 「金融機関等 第六十四条 第六十二条第二項中 (この項において準用する第六十八条の二第 以下同じ。 「前条第四項から第七項まで」 (当該特定優先株式等の引受け等に係る合併又 (第二項を除く。 (第百二十六条の二第二項に規定する金 又は特定持株会社等 について、 「金融機関又は銀行持株会社等 の機構による特定資金援助に それぞれ準用する。 及び第六十四条の 第六十五条及び第六 とあるのは 又は特定再承継 以下同じ。 (第百 を受けた特 頭のあ 一十六条 一項の承 一項に規 第 項

るのは 金援助」 等の引受け等をいう。 銀行持株会社等 央金庫又は商工組合子法人等 中央金庫を当事者とする合併等」とあるのは 綻金融機関となる蓋然性が高いと認められる金 定持株会社等 する特定再承継金融機関等をいう。 定する特定再承継をいう。 する特定承継金融機関等をいう。 「特定承継金融機関等 は 第 項、 引受け等 同条第三項中 号、 第 を当事者とする特定再承継 「特定再承継金融機関等 『条第1 項中 第六項及び第七項」と、 以下同じ。 一項第一 第六号又は第七号に掲げるものをいう。 同条第三項中 とあるのは 労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等 二項中 「優先株式等の引受け等」とあるの (第百二十六条の二十八第三 (同項に規定する特定再承継特定持株会社等をいう) 号に規定する労働金庫等子法人等をいう。 「又は労働金庫連合会を当事者とする合併等」とあ (第二条第五項第五号に掲げる会社を除く」とある 「充実」とあるのは を当事者とする特定再承 特定資金援助 以下同じ。 (第百二十六条の三十四第三項第五号に規定 「又は労働金庫連合会」 以下同じ。 (第百二十六条の三十八第一 (同号に規定する商工組合子法人等を 同条第五項中 (第百二十六条の三十八第二 以下同じ。 (第百二十六条の二十八第 と بح 一項に規定する特定優先株式 充実その他の財務内容の改 بح 第六十四条第 継 救済金融機関又は救済 「破綻金融機関又は破 「株式会社商工組合中 とあるのは 融機 は 以下同じ。 又は特定再承継特 と 株式会社商工 「特定優先株式等 関 (第百二 第六十四条の とあるの 項に規定 以下同じ 項中 一項に規 一十六条 祖合

付社債、 式等の 金庫 式等、 業譲渡等 第六項中 規定する特定債務引受けをいう。 織金融機関以外のものの出資又は基金に係る債権にあつては次に掲 約付社債、 式等にあつては次に掲げるものを含み、 等の引受け等」 合中央金庫又は商工組合子法人等」と、 金融機関以外のものの出資又は基金に係る債権をいう。 他の ,業譲渡等 同項第 は 連合会」 るものに類するものを含む。 庫連合会又は労働金庫等子法人等」 引受け等」 - 取得特定優先株式等又は取得特定貸付債 第百二十六条の二十二第六項 政令で定める株式等」とあるのは とあるのは 株式会社商工組合中央金庫」とあるのは 事業譲渡等、 株式会社及び優先出資法第二 同条第五項中 「取得優先株式等」とあるのは 号 中 とあるのは 特定債務引受け 株式会社及び優先出資法第三 付保預金移転」 とあるのは 「優先株式等の引受け等」 Ł 株式会社商工組合中央 付保預金移転」 「取得優先株式等又は取得貸付債権」 優先株式等 労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等 (第百二十六条の二十八第 とあるのは 「特定優先株式等の引受け等」 ر ا ا 下同じ。 第一 一条第 と (次に掲げるものを含む。 とあるの 一条第一 第六十六条第 第六十五条中 同号に規定する特定劣後特 号に規定する特定劣後特約 「取得特定優先株式等」と 「特定優先株式等 係る合併 とあるのは 金庫又は商工 株式会社商工組合中央 項に規定する協同 権 は 項に規定する協同 「株式会社商工 「基づき合併、 事業譲渡等 「又は労働 「特定優先株 一項第四号に 「係る合併、 項中 組 優先株式 合子法人 (優先株 (優先株 とある 基 組織 同条 事

金庫」 金庫連合会又は労働 庫 特定債務引受け」と、 とあるのは にあつてはその財務及び営業又は事業の方針 会又は総代会を、 である金融機関等又は特定持株会社等」 持株会社等又は株式会社商工組合中央金庫」 とする」とあるのは ついての決議又は同意を得たとき又は得られなかつたときも、 を必要とする場合において、 この法律若しくは会社法の規定又は定款の定めに基づき株式交換に 合中央金庫」 連合会又は労働金庫等子法人等」 いて株主総会等の決議又は総株主若しくは全ての種類株主の同意 と + とあるのは とあるのは とあるのは 同 同条第三項中 保険業法第二条第五項に規定する相互会社にあつては社員総 第 項第一号中 「に規定する場合」とあるのは 「ならない。 |項に規定する場合| とあるのは 金融機関の合併及び転換に関する法律」 「株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等 これらの者以外の金融機関等又は特定持株会社等 ては保険業法第百六十五条の 「株式会社商工組合中央金庫 金庫等子法人等」 「又は労働金庫連合会」 「又は金融機関の合併及び転換に関する法律」 「ならない」 適格性の認定等を受けた銀行持株会社等が、 「又は労働金庫連合会」 一株式会社商 当該適格性の認定等に係る株式交換に بح Ł, Ł 同条第一 と 同条第四 Ł 工組合中央金庫又は商工 「又は保険業法第百六十 株式会社商工組合中央金 株式会社商工組合中央 とあるのは 「を決定する機関をいう とあるのは 三項中 とあるのは 頃中 「をいう」 又は商工組合子法人 +第 「銀行等、 「株式会社商 と 項 とあるのは 「株式会社 本文の規 労働金 「の規 同様 銀

(第百二

関又は銀行持株会社等 債務引受け」と、 同条第三項中 に経済産業大臣とする。 組合子法人等である場合にあつては内閣総理大臣及び財務大臣並び 臣並びに厚生労働大臣とし、 労働金庫等子法人等である場合にあつては内閣総理大臣及び財務大 持株会社等にあつては、 合子法人等」と、 組合中央金庫」とあるのは み替えるものとするほか あるのは 会又は労働金庫等子法人等」と、 のに限る。 務大臣」とあるのは 大臣並びに厚生労働大臣及び経済産業大臣」 のに限る」とあるのは 合子法人等」と、 は 労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等」 「発行特定再承継金融機関等」と、 「株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等」と読 一又は労働金庫連合会」 とあるのは 同条第一 第六十八条の二中 第六十七条中 「財務大臣 (第二条第五項第一号及び第三号に掲げるも 「含む」と、 第二条第五項第一号又は第三号に掲げるも 一項中 必要な技術的読替えは 「金融機関等又は特定持株会社等」と、 と 「株式会社商工組合中央金庫又は商工組 当該発行特定再承継金融機関等が商工 「付保預金移転」とあるのは (当該発行特定再承継金融機関等が 「又は労働金庫連合会」とあるのは 第六十八 「株式会社商工組合中央金庫」と 「発行救済金融機関等」とある とあるのは 「財務大臣」 同条第二項中 条の三第 と と 同条第三項中 とあるのは 政令で定める。 項中 「株式会社商工 労働金庫連合 一含み、 「金融機 「特定 銀行 「財務 財

第百二十六条の三十九 金融機関等は、第百二十三条第四項(特定負担金の納付等)

業務 されたときは、 金 のに限る。 十四条第三項において準用する場合を含む。) 〇 以 下 (特定認定に係る金融機関等又は特定承継金融機関等に係るも 「特定負担金」という。 の実施に要した費用に充てるため、 当該公告において定められた期 を納付しなければならない。 間 の規定による公告が 機構に対し、 機構の危機対応 負担

- 2当該金融機関等を金融機関等子法人等とする金融機関等がある場合 保険持株会社又は指定親会社がある場合にはこれらの者を通じて、 閣府令・ には当該金融機関等を金融機関等子法人等とする金融機関等のうち 用銀行持株会社、 当該金融機関等を金融機関等子法人等とする銀行持株会社、 ものとする。 定負担金を納付するものとする。 内閣府令・財務省令で定める者を通じて められた期間に含まれる各事業年度の末日までに、 融機関等子法人等とする銀行持株会社、 項の公告がされたときは、 財務省令で定める書類を提出して、 この場合において、 保険持株会社又は指定親会社がない場合であつて 金融機関等は、 金融機関等は、 当該書類を提出して、 長期信用銀行持株会社、 特定負担金を納付する 当該公告において定 当該金融機関等を 機構に対し、 長期信
- 3 負債 定められた負担率を乗じて計算した金額とする。 金を納付すべき日を含む事業年度の直前の事業年度の末日における 月数を乗じて計算した金額に、 一で除し、 (内閣府令・ 項の特定負担金の額は、 これに当該特定負担金を納付すべき日を含む事業年度 財務省令で定めるものを除く。 各金融機関等につき、 第百二十三条第 一項の規定により \mathcal{O} 当該特定負担 額の合計額を

4|令 • 金融機関等の負債の額が連結負債合計額に占める割合として内閣府 付金融機関等に該当する各金融機関等につき、 務省令で定めるもの れに当該特定負担金を納付すべき日を含む事業年度の月数を乗じて る金融機関等のうち第二項の内閣府令・ 会社若しくは指定親会社又は金融機関等を金融機関等子法 |納付金融機関がその経営を支配している法人として内閣府令・財 を乗じて計算した金額とする。 の負債 て記載した貸借対照表その他 金融機関等につき内閣府令・ 以下この項において同じ。 (以下この項において 財務省令で定める割合を乗じて計算した金額を十二で除し、こ 付金融機関 た金額に、 き日を含む事業年度の直前の事業年度の 0 第一 (内閣府令・ 項の特定負担金の額は、 (銀行持株会社、 第百一 (以下この項において「納付金融機関等」とい 財務省令で定めるものを除く。 一十三条第 「連結負債合計額」 財務省令で定めるところにより連結 及び当該納付金融機関の子会社その の内閣府令 長期信用銀 一項の規定により定められた負担 前項の規定にかかわらず、 財務省令で定める者をいう という。 財務省令で定める書類 行持株会社、 当該特定負担金を納 末日における当該 に、 の額の合計 保険持株 人等とす 当 |該各

5

第五十条第二項及び第五十二条の規定は、

いて準用する。

この場合において、

第五十条第一

項

中

金融機関

第

項の特定負担

一金に

認定等が」とあるのは

|適格性の認定等又は第百二十六条の三十

融機関等をいう。

以下同じ。

 \mathcal{O}

Ł,

同項第一

一号中

「適格性

とあるのは

「金融機関等

(第百1

一十六条の一

第

一項に規定する

替えは、 のは 融機関」とあるのは 条の五第 理を命ずる処分が」とあるのは 分に係る金融機関等」と、 十八第一項に規定する特定破綻金融機関等」と、 に規定する特定適格性認定等が」と、 「破綻金融機関又は当該特定適格性認定等に係る第百1 「金融機関等」 政令で定める。 項に規定する特定管理を命ずる処分が」 と読み替えるものとするほか、 「被管理金融機関又は当該特定管理を命ずる処 第五十二条第一 「管理を命ずる処分又は第百二十六 「破綻金融機関」 項中 「金融機関」 同項第三号中 بح 必要な技術的読 一十六条の二 とあるのは 「被管理金 とある

る種類の債務の弁済のために必要とする資金の貸付け)(金融システムの著しい混乱を生じさせるおそれがあると認められ

第百二十七条の二 機構は、次に掲げる者からその不履行により我が第百二十七条の二 機構は、次に掲げる者からその不履行により我が

特定管理を命ずる処分を受けた金融機関等

支店に限る。)

「古を除く。)又は外国銀行に係る特定破綻金融機関等(外国銀行店を除く。)又は外国銀行に係る特定破綻金融機関等(外国銀行支

三 破産法第九十一条第一項の規定による保全管理人による管理を

支店に限る。)

「店を除く。)又は外国銀行に係る特定破綻金融機関等(外国銀行」

「関生手続開始の決定を受けた特定破綻金融機関等(外国銀行支

五 会社更生法第三十条第一項又は金融機関等の更生手続の特例等 金融機関等(外国銀行支店を除く。)又は外国銀行に係る特定破綻金 をによる保全管理人による管理を命ずる処分を受けた特定破綻金 でによる保全管理人による管理を命ずる処分を受けた特定破綻金 でによる保全管理人による管理を命ずる処分を受けた特定破綻金 を融機関等の更生手続の特例等

限る。)

「民事再生法第七十九条第一項の規定による保全管理人による管」
、「民事再生法第七十九条第一項の規定による保全管理人による管」

関等(外国会社、外国銀行支店及び外国保険会社等に限る。)、二条第一項の規定により清算開始の命令を受けた特定破綻金融機外国銀行支店及び外国保険会社等を除く。)、会社法第八百二十外別清算開始の命令を受けた特定破綻金融機関等(外国会社、

会社等に限る。)
一項の規定により清算を開始した特定破綻金融機関等(外国保険一項の規定により清算を開始した特定破綻金融機関等(外国銀行支店に限る。)又は保険業法第二百十二条第融機関等(外国銀行支店に限る。)又は保険業法第二百十二条第一項の規定により清算を開始した特定破綻金

2 関等」 株会社等」とあるのは 労働金庫等子法人等」と、 定する商工組合子法人等」と、 する合併等」とあるのは をしたときについて、 第六十四条第三項の規定は前項の規定による決定をしたときにつ 三項中 労働金庫連合会又は第百二十六条の二第二項第一号に規定する と読み替えるものとする。 同条第四項の規定は前項の規定により貸付けを行う旨の決定 「又は労働金庫連合会を当事者とする合併等」とあるのは それぞれ準用する。 「第百二十六条の二第二項に規定する金融機 「株式会社商工組合中央金庫又は同号に規 「株式会社商工組合中央金庫を当事者と 同条第四項中 この場合において、 「金融機関又は銀行持 同条

等が外国銀行支店である場合にあつては、 外国銀行の再生手続。 該外国銀行支店に係る外国銀行の更生手続) 合にあつては、 金融機関等が外国会社、 る場合にあつては、 当該金融機関等に係る破産手続 更生手続 項の規定により次の各号に掲げる者に対してされた貸付けは (金融機関等が外国銀行支店である場合にあつては、 会社法第八百二十二条 当該外国銀行支店に係る外国銀行の破産手続) 第三号において同じ。 外国銀行支店又は外国保険会社等である場 (金融機関等が外国銀行支店であ (保険業法第二百十三条にお 当該外国銀行支店に係る 再生手続 又は特別清算手続 (金融機関

3

百十二条の規定による清算手続)における機構以外の債権者との関いて準用する場合を含む。)、銀行法第五十一条又は保険業法第二

*|-|保においては、当該各号に定める行為より前にされたものとみなす

つと言 第一項第二号に掲げる特定破綻金融機関等 当該破産手続開始

二 第一項第四号に掲げる特定破綻金融機関等 当該更生手続開始の決定

三 再生手続開始の決定を受けた特定破綻金融機関等 当該再生手 の決定

続開始の決定

法第二百十二条第一項の規定による清算の開始) である場合にあつては、会社法第八百二十二条第一項おしくは保険業よる清算開始の命令又は銀行法第五十一条第一項若しくは保険会社等である場合にあつては、会社法第八百二十二条第一項の規定に 第一項第八号に掲げる特定破綻金融機関等 当該特別清算開始

(預金等の払戻しに関する会社法の特例)

項に規定する預金等の払戻し」と、同条第四項及び第五項中「弁済資金の貸付けを行う旨の決定があるときについて準用する前条第一合において、第六十九条の四第三項中「前条第一項に規定する決済合において準用するの決定があるときについて準用する。この場第百二十七条の三 第六十九条の四第三項から第五項までの規定は、

(預金等の払戻しに関する会社法の特例)

する預金等の払戻し」と、同条第四項及び第五項中「弁済を行う決付けを行う旨の決定があるときについて準用する前条第一項に規定、第六十九条の四第三項中「前条第一項に規定する決済債務の弁て、第六十九条の四第三項中「前条第一項の規定による資金の貸前条において準用する第六十九条の三第一項の規定による資金の貸第百二十七条の二 第六十九条の四第三項から第五項までの規定は、

のは「払戻しをする」と読み替えるものとする。と、「弁済の」とあるのは「払戻しの」と、「弁済をする」とあるを行う決済債務の種類」とあるのは「払戻しを行う預金等の種別」

る種類の債務の弁済に関する破産法等の特例)
(金融システムの著しい混乱を生じさせるおそれがあると認められ

第百二十七条の四 ことができる。 滅させる行為(以下この条において「弁済」という。 破産管財人、 及び民事再生法第八十五条第 更生法第四十七条第一項 の貸付けを行う旨の決定があるときは、 ては、 場合にあつては、 させるおそれがあると認められる種類の債務の弁済その他これを消 によるその不履行により我が国の金融システムの著しい混乱を生じ する再生債務者等の申立てにより、 法律第三十四条及び第百九十九条において準用する場合を含む。 あつた金融機関等に対し第百二十七条の二第一項の規定による資金 定又は再生手続開始 あつては、 の決定、 当該外国銀行支店に係る外国銀行の再生手続開始) 当該外国銀行支店に係る外国銀行の更生手続開始) 更生手続開始 更生手続における管財人又は同法第二条第二号に規定 当該外国銀行支店に係る外国銀行の破産手続開始 破産手続開始 (金融機関等が外国銀行支店である場合にあつ (金融機関等の更生手続の特例等に関する (金融機関等が外国銀行支店である場合に 項の規定にかかわらず、 (金融機関等が外国銀行支店である 第百二十七条の二第一 破産法第百条第)を許可する 裁判所は、 項の規定 項、 の決定が の決

戻しをする」と読み替えるものとする。済の」とあるのは「払戻しの」と、「弁済をする」とあるのは「払済債務の種類」とあるのは「払戻しを行う預金等の種別」と、「弁

日より前の日でなければならないものとする。) を定めなければな限度額及び弁済をする期間(当該期間の末日は、債権届出期間の末2 裁判所は、前項の許可と同時に、弁済を行う債務の種類、弁済の

らない。

を聴かなければならない。 度額及び弁済をする期間を定めるときは、あらかじめ、機構の意見度額及び弁済をする期間を定めるときは、あらかじめ、機構の意見

る種類の債務の弁済に関する会社法の特例) (金融システムの著しい混乱を生じさせるおそれがあると認められ

第百一 決済債務」とあるのは その不履行により我が国の金融システムの著しい混乱を生じさせる を開始した特定破綻金融機関等に対し第百二十七条の二第 よる清算開始の命令を受けた特定破綻金融機関等又は銀行法第五十 特別清算開始の命令若しくは会社法第八百二十二条第一項の規定に において 行う」とあるのは おそれがあると認められる種類の債務」 する決済債務」とあるのは 定による資金の貸付けを行う旨の決定があるときについて準用する この場合において、 条第 一十七条の五 項若しくは保険業法第二 「弁済」という。 第六十九条の四第三項から第五項までの規定は、 「弁済その他これを消滅させる行為 第六十九条の四第三項中 「債務」と読み替えるものとするほか、 「第百二十七条の二第一項の規定による を行う」と、 一百十二 一条第一項の規定により清算 ٢ 同項及び同条第五項中 同条第四項中 「前条第 (以下この条 項に規定 項の規 「弁済を

新設

な技術的読替えは、政令で定める。

(資産価値の減少防止のための資金の貸付け)

第百二十八条 場合において、同項中 破産手続開始、 より計算した保険金の額の合計額に達するまでを限り」とあるのは の規定及び同条第二項において準用する第五十四条第三項の規定に とする資金の貸付けの申込みを受けた場合について準用する。この 保有する貸付債権その他の資産の価値の減少を防止するために必要 掲げる者にあつては特定認定に係る金融機関等を除く。)からその 別清算開始の命令があつた後に限り、 「その必要の限度において」と読み替えるものとする。 同条第一項各号に掲げる者 第六十九条の三(第三項及び第四項を除く。)の規定 更生手続開始若しくは再生手続開始の申立て又は特 「当該決済債務に係る第五十四条の二第一項 (同項第一号に掲げる者にあつては 同項第二号から第八号までに

第百二十八条の二 機構は、次に掲げる者(第一号に掲げる者にあつ

破産手続開始

(同号に掲げる者が外国

銀

行支店である場合に

別清算開始の命令(同号に掲げる者が外国会社、外国銀行支店又は当該外国銀行支店に係る外国銀行の再生手続開始)の申立て又は特手続開始(同号に掲げる者が外国銀行支店である場合にあつては、当該外国銀行支店に係る外国銀行の更生手続開始)若しくは再生生手続開始(同号に掲げる者が外国銀行支店である場合にあつては、当該外国銀行支店に係る外国銀行の破産手続開始)、更あつては、当該外国銀行支店に係る外国銀行の破産手続開始)、更

(資産価値の減少防止のための資金の貸付け)

第百二十八条 同項中 は、 限度において」と読み替えるものとする。 険金の額の合計額に達するまでを限り」とあるのは、 第二項において準用する第五十四条第三項の規定により計算した保 付けの申込みを受けた場合について準用する。この場合において、 権その他の資産の価値の減少を防止するために必要とする資金の貸 特別清算開始の命令があつた後に限る。)からその保有する貸付債 破産手続開始、 同条第一項各号に掲げる者 「当該決済債務に係る第五十四条の二第一項の規定及び同条 第六十九条の三 更生手続開始若しくは再生手続開始の申立て又は (第三項及び第四項を除く。 (同項第一号に掲げる者にあつては 「その必要の の規定

ことができる。 要の限度において 項の規定による清算開始の命令又は銀行法第五十一条第 後に限る。 は保険業法第二百十二条第 外国保険会社等である場合にあつては、 を防止するために必要とする資金の貸付けの申込みを受けた場合に 必要があると認めるときは、 からその保有する貸付債権その他の資産の価値の減少 当該申込みに係る貸付けを行う旨の決定をする 一項の規定による清算の開始) 委員会の議決を経て、 会社法第八百二十二条第一 項若しく があつた その必

- 一 特定管理を命ずる処分を受けた金融機関等
- 支店に限る。)

 「大学・学生を受けた特定破綻金融機関等(外国銀行店を除く。)又は外国銀行に係る特定破綻金融機関等(外国銀行支一一破産手続開始の決定を受けた特定破綻金融機関等(外国銀行支
- 。)

 「一破産法第九十一条第一項の規定による保全管理人による管理を一一破産法第九十一条第一項の規定による保全管理人による管理を
- 支店に限る。)

 | 支店に限る。)

 | 大国銀行に係る特定破綻金融機関等(外国銀行型 | 更生手続開始の決定を受けた特定破綻金融機関等(外国銀行支
- 融機関等(外国銀行支店を除く。)又は外国銀行に係る特定破綻定による保全管理人による管理を命ずる処分を受けた特定破綻金に関する法律第二十二条第一項若しくは第百八十七条第一項の規会社更生法第三十条第一項又は金融機関等の更生手続の特例等

五.

金融機関等(外国銀行支店に限る。)

Rる。)

 限る。)
 限る。)

限る。)

 民事再生法第七十九条第一項の規定による保全管理人による管

会社等に限る。) 会社等に限る。) 会社等に限る。) 会社等に限る。) 会社等に限る。) 会社等に限る。) 会社等に限る。) 一項の規定により清算を開始した特定破綻金融機関等(外国会社、外国銀行支店及び外国保険会社等に限る。)、 銀行法第五十一条第一項の規定により清算を開始した特定破綻金融機 一項の規定により清算を開始した特定破綻金融機関等(外国会社、 会社等に限る。)

労働金庫等子法人等」と、「株式会社商工組合中央金庫を当事者といて、同条第四項の規定は前項の規定により貸付けを行う旨の決定をしたときについて、それぞれ準用する。この場合において、同条第四項の規定は前項の規定により貸付けを行う旨の決定。

2

| | 定する商工組合子法人等」と読み替えるものとするほか、必要な技する合併等」とあるのは「株式会社商工組合中央金庫又は同号に規

(資産の買取り)

術的読替えは、

政令で定める

定特定承継金融機関等が保有する資産の買取りを行うことができるか、協定承継銀行、特別危機管理銀行、特別監視金融機関等又は協第百二十九条 機構は、第三章第四節及び前章の規定による場合のほ

2 (略)

4 (略)

契約を締結するものとする。 等又は協定特定承継金融機関等との間で当該資産の買取りに関するときは、当該協定承継銀行、特別危機管理銀行、特別監視金融機関 機構は、第三項の規定による資産の買取りを行う旨の決定をした

(信用金庫等の総会等の招集手続の特例)

等が行う事業譲渡等及びその実施に必要な定款の変更について議決第百三十条 適格性の認定等又は特定適格性認定等を受けた信用金庫

(資産の買取り)

承継銀行又は特別危機管理銀行が保有する資産の買取りを行うこと第百二十九条 機構は、第三章第四節の規定による場合のほか、協定

2 (略)

ができる。

ばならない。 て、当該申込みに係る資産の買取りを行うかどうかを決定しなけれて、当該申込みに係る資産の買取りを行うかどうかを決定しなけれ買取りに係る申込みがあつたときは、遅滞なく、委員会の議決を経3 機構は、協定承継銀行又は特別危機管理銀行から第一項の資産の

4 (略)

の買取りに関する契約を締結するものとする。ときは、当該協定承継銀行又は特別危機管理銀行との間で当該資産を、機構は、第三項の規定による資産の買取りを行う旨の決定をした

(信用金庫等の総会等の招集手続の特例)

びその実施に必要な定款の変更について議決するための当該信用金第百三十条。適格性の認定等を受けた信用金庫等が行う事業譲渡等及

、招集の手続を経ることなく開催することができる。、関係の手続を経ることなく開催することができる。、労働金庫法第十三条第一項に規定する個人会員を除く。)又は総するための当該信用金庫等の総会は、総会員(労働金庫にあつては

2

(事業譲渡等における債権者保護手続の特例等)

第百三十一条 り受ける譲渡禁止の特約のある債権に係る債務者 事業譲渡等により救済金融機関又は特定救済金融機関等が引き受け 務引受けをいい 援助を行う旨の決定又は第百二十六条の二十八第二項第三号に掲げ る債務に係る債権者及び救済金融機関又は特定救済金融機関等が譲 条第二項第三号に掲げる事業譲渡等若しくは付保預金移転又は第百 金援助を行う旨の決定があつたときは、 条の三十一において準用する第六十四条第一項の規定による特定資 る事業譲渡等若しくは特定債務引受けを援助するための第百二十六 付保預金移転を援助するための第六十四条第一項の規定による資金 一十六条の二十八第二項第三号に掲げる事業譲渡等若しくは特定債 移転債権者等」という。 て同じ。 (第六項において)に係る債務の引受け及び譲渡禁止の特約のある債権の 第五十九条第二項第三号に掲げる事業譲渡等若しくは これらに伴う資産の譲渡を含む。 「債務の引受け等」という。 の承諾を得ないでこれをすることがで 特定事業譲渡等 (第六項において 以下この条にお は、 (第五十九 当該特定

となく開催することができる。

で労働金庫法第四十九条の規定にかかわらず、招集の手続を経るこで労働金庫法第四十九条の規定にかかわらず、招集の手続を経るこの労働金庫法第四十五条、中小企業等協同組合法第四十九条及第一項に規定する個人会員を除く。)又は総組合員の同意があると庫等の総会は、総会員(労働金庫にあつては、労働金庫法第十三条

2 (略

(事業譲渡等における債権者保護手続の特例

(債権者」という。)の承諾を得ないでこれをすることができる。 預金移転を援助するための第六十四条第一項の規定による資金援助 第金融機関が引き受ける債務に係る債権者(第六項において「移転 に係る債務の引受けは、当該事業譲渡等又は付保預金移転により救 に係る債務の引受けは、当該事業譲渡等又は付保預金移転 に係る債務の引受けは、当該事業譲渡等又は付保預金移転 による資金援助

きる。

3 第一項の決定があつた場合における当該決定に係る特定事業譲渡 等がされたときは、当該破綻金融機関等は、その日から二週間以内に たる債権者以外の知れている債権者及び譲渡禁止の特約のある債権に係る債務者は一定の期間内に 異議を述べるべき旨を公告し、かつ、預金者等その他政令で定める債権者以外の知れている債権者及び譲渡禁止の特約のある債権に係る債務者は一定の期間内に 国債権者以外の知れている債権者及び譲渡禁止の特約のある債権に係る情務者には、各別にこれを催告しなければならない。

4 (略)

5 特定破綻金融機関等及び特定救済金融機関等が同項の規定による公 一項若しくは第四項 行支店又は外国 第三項の規定にかかわらず、 によりするときは、 官報のほか、 一項若しくは第四項の規定による公告の方法。 保険 その定款で定めた公告の方法 銀行法第四十九条の二第一 会社等にあ 当該破綻金融機関及び救済金融機関又は 破綻金融機関及び救済金融機関又は つては、 会社法第九百三十九条第 項又は保険業法第 (外国会社) 以下同 外国

おける当該決定に係る事業譲渡等については、適用しない。いて準用する場合を含む。)の規定は、前項の決定があつた場合に、定関する法律第六条第一項及び労働金庫法第九十四条第一項にお業に関する法律第六条第一項及び労働金庫法第九十四条第一項におり、協同組合による金融事法第八十五条(これらの規定を長期信用銀行

は付保預金移転がされたときは、各別にこれを催告しなければな議を述べるべき旨を公告し、かつ、預金者等その他政令で定める債機を述べるべき旨を公告し、かつ、預金者等その他政令で定める債機を述べるべき旨を公告し、かつ、預金者等その他政令で定める債権者以外の知れている債権者には、当該破綻金融機関及び救済金融機関を述べるべき旨を公告し、かつ、預金者等その他政令で定める債権者以外の知れている債権者には、各別にこれを催告しなければなる事業の決定があった場合における当該決定に係る事業譲渡等又らない。

4 (略)

の規定による各別の催告は、することを要しない。
「によりするときは、当該破綻金融機関及び救済金融機関による同項による公告を、官報のほか、その定款で定めた公告の方法の規定にかかわらず、破綻金融機関及び救済金融機関が同

よる各別の催告は、することを要しない。 |特定破綻金融機関等及び特定救済金融機関等による第三項の規定に |

- に遡つてその効力を失う。ただし、第三者の権利を害することがでに遡つてその効力を失う。ただし、第三者の権利を害することがで当該移転債権者等に係る債務の引受け等は当該債務の引受け等の時6 移転債権者等が第三項に規定する期間内に異議を述べたときは、
- 十八第一 受けた債務以外の破綻金融機関の債務に係る債権者に限る。 号に掲げる事業譲渡等又は付保預金移転により救済金融機関が引き 機関又は特定救済金融機関等に対し、 受けることができないこととなった金額があるときは、 債権者の債権につき第一項に規定する特定事業譲渡等により弁済を 特定破綻金融機関等の債権者 払を請求することができる。 務に係る債権者に限る。 定救済金融機関等が引き受けた債務以外の特定破綻金融機関等の債 破綻金融機関の債権者 当該破綻金融機関の債権者又は当該特定破綻金融機関等の |項第三号に掲げる事業譲渡等又は特定債務引受けにより特 債権者又は当該特定破綻金融機関等の債権者は、 (第一項に規定する第五十九条第二項第三 が第三項の期間内に異議を述べた場合に (第 項に規定する第百二十六条の二 当該金額に相当する金銭の支 当該破綻金 救済金融) 又 は 7
- 特定救済金融機関等の債権者(第一項に規定する第百二十六条の二受けた債務以外の救済金融機関の債務に係る債権者に限る。)又は一号に掲げる事業譲渡等又は付保預金移転により救済金融機関が引きる救済金融機関の債権者(第一項に規定する第五十九条第二項第三

- ない。 「ぼつてその効力を失う。ただし、第三者の権利を害することができ 該移転債権者に係る債務の引受けは当該債務の引受けの時にさかの のは、当

は、当該救済金融機関は、弁済し、又は相当の担保を提供し、若し債務に係る債権者に限る。)が第三項の期間内に異議を述べたとき金移転により救済金融機関が引き受けた債務以外の救済金融機関の債権者(第一項に規定する事業譲渡等又は付保預

十八第二項第三号に掲げる事業譲渡等又は特定債務引受けにより特定救済金融機関等が引き受けた債務以外の特定救済金融機関等の債権者と害するお務に係る債権者に限る。)が第三項の期間内に異議を述べたときはの担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関等が当該救済金融機関の債権者又は当該特定教済金融機関等の債権者又は当該特定教済金融機関等の債権者又は当該特定教済金融機関等の債権者又は当該特定教済金融機関等の債権者とまするおる融機関の債権者とは当該特定教済金融機関等の債権者を害するおる融機関の債権者とは、この限りでない。

(信託業務の承継における受託者の変更手続の特例)

第百三十二条 該資金援助に係る救済金融機関又は当該特定資金援助に係る特定救 受けた信託につき、 たときは、 する事業の譲渡を援助するための第六十四条第一項の規定による資 業務を営む者が同項の規定により信託業務を営む金融機関に対して 関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の規定により信託 済金融機関等 第六十四条第 金援助を行う旨の決定又は第百二十六条の三十一において準用する 項並びに第五十七条第 (大正十一年法律第六十二号) 当該破綻金融機関又は特定破綻金融機関等は、その引き 破綻金融機関又は特定破綻金融機関等であつて金融機 (以下この条及び次条において「新受託者」という。 項の規定による特定資金援助を行う旨の決定があつ 信託法 一項及び第二項並びに公益信託ニ関スル (平成十八年法律第百八号) 第五十六条 第七条の規定にかかわらず、 当

るおそれがないときは、この限りでない。くだし、当該事業譲渡等又は付保預金移転が当該債権者を害すくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならなくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若し

〈信託業務の承継における受託者の変更手続の特例

第百三十二条 信託法 る との間の事業の譲渡の契約をもつて受託者の変更をすることができ 済金融機関 律第六十二号)第七条の規定にかかわらず、 七条第一項及び第二項並びに公益信託ニ関スル法律(大正十一年法 るための第六十四条第一項の規定による資金援助を行う旨の決定が 定により信託業務を営む金融機関に対してする事業の譲渡を援助す 関する法律第一条第一項の規定により信託業務を営む者が同項の規 あつたときは、当該破綻金融機関は、 (平成十八年法律第百八号) (以下この条及び次条において「新受託者」という。) 破綻金融機関であつて金融機関の信託業務の兼営等に 第五十六条第一項並びに第五十 その引き受けた信託につき 当該資金援助に係る救

きる。
との間の事業の譲渡の契約をもつて受託者の変更をすることがで

2~7 (略)

2 · 3 (略)

う。 ついて前条第一項の規定による変更が行われた場合について準用すついて前条第一項の規定による変更が行われた場合について準用す特定目的信託の受託者たる破綻金融機関又は特定破綻金融機関等に4 信託法第七十五条第一項、第七十六条及び第七十七条の規定は、4

(委託者の地位の移転手続の特例)

2~7 (略)

において、同法第二百四十四条第三項の規定は、適用しない。
・ 当該変更についてその承認を求めなければならない。この場合なく、権利者集会(資産の流動化に関する法律第三編第三章第三節第一項の規定による変更が行われた場合は、新受託者は、遅滞第百三十二条の二 特定目的信託の受託者たる破綻金融機関について

2 3 (略)

による変更が行われた場合について準用する。 特定目的信託の受託者たる破綻金融機関について前条第一項の規定4 信託法第七十五条第一項、第七十六条及び第七十七条の規定は、

(新設)

(新設)

金融機関等(以下この条において「新委託者」という。)との間の金融機関等(以下この条において「新委託者」という。)との間の金融機関等(以下この条において「新委託者」という。)との間の金融機関等(以下この条において「新委託者」という。)との間の

2は、 第五項において たときは、 ,て「移転受益者」という。) であつて当該移転に異議のある者は 定の期間内に異議を述べるべき旨を公告し 新委託者は、 各別にこれを催告しなければならない。 直ちに、 前項の規定により信託契約の委託者の地位が移転し 「移転受託者」という。 当該移転に係る信託の受託者 又は受益者 かつ、 (以下この項及び 移転受託者に (第五項にお

3 前項の期間は、一月を下つてはならない。

(振替手続の特例)

第百三十二条の四 特定破綻金融機関等であつて口座管理機関(社債

載 設を受けた口座 機関とみなされる日本銀行を含む。 は、 合において、 破綻金融機関等と特定救済金融機関等との間で当該事業の譲渡に係 行う旨の決定があつた場合において は当該特定救済金融機関等若しくはその下位機関 十四条第 る契約が締結されたときは、 一条第二項に規定する振替機関 に規定する下位機関をいう。 金融機関等との間で当該事業の譲渡に係る契約が締結されたとき |渡を援助するための第百二十六条の三十一において準用する第六 一替を行うこととなるものに限る。 て同じ。 において準用する第六十四条第一 である者が行う事業の譲渡を援助するための第百二十六条の三十 株式等の振替に関する法律 特定破綻金融機関等であつて口座管理機関である者が行う事業の 「該特定救済金融機関等が開設した加入者の口座とみなす。 「項に規定する口座管理機関をいう。 同 該 又は記録することとなる口座に限る。 特定破綻金融機関等が社債 法第二条第三 項の規定による特定資金援助を行う旨の決定があ の口座 当該特定資金援助に係る特定破綻金融機関等と特定救 (当該事業の譲渡により当該特定救済金融機関等又 (当該事業の譲渡により特定救済金融機関等 一項に規定する加入者をいう。 当該特定破綻金融機関等が開設した加 (平成十三年法律第七十五号) 第二条 (同法第四十八条の規定により振替 の加入者が権利を有するものを記 項の規定による特定資金援助を 以下この 又は他の口座管理機関から開 当該特定資金援助に係る特定 株式等の 以 下この条において同じ。 項において同じ。 以下この項において同 振替に関する法律第 (同法第二条第九 以下この条にお つた場

2

は、 当該特定救済金融機関等が開設を受けた口座とみなす。

(根抵当権の譲渡に係る特例

(略)

第百三十三条

(略)

第百三十三条の二 特定破綻金融機関等は、 民法第三百九十八条の十

担保する根抵当権(以下この条並びに次条第二項及び第三項におい 項の規定にかかわらず、 事業の譲渡により譲渡される債権を

において「移転根抵当権設定者」という。 特定承継金融機関等(第百二十六条の三十四第三項第五号に規定 「移転根抵当権」という。 の承諾を得ることなく (以下この条

)に係る根抵当権設定者

金融機関等 する特定承継金融機関等をいう。 (以下この条において 第七項において同じ。 「承継金融機関等」という。)その他の

対する事業の譲渡により元本の確定前に移転根抵当権をその担保す き債権 (以下この条において 「移転債権」という。)の全部とと

四第一 もに譲渡することができる。 項の規定にかかわらず、 この場合には、 当該移転根抵当権設定者と当該承継 同法第三百九十八条の

意があつたものとみなす。 金融機関等との間において、 も当該移転根抵当権が当該移転債権を担保すべきものとする旨の合 当該移転根抵当権の譲渡の後において

2 とともに譲渡され 前項の規定により元本の確定前に移転根抵当権が移転債権の全部 かつ、 当該移転根抵当権の譲渡の後においても

(根抵当権の譲渡に係る特例)

2 6 第百三十三条 (略 (略)

(新設)

者は一 らない。 当該移転根抵当権が当該移転債権を担保すべきものとされたときは かつ、 特定破綻金融機関等及び承継金融機関等は、 定の期間内に担保すべき元本の確定を請求すべき旨を公告し 次に掲げる事項及びこれに対し異議のある移転根抵当権設定 移転根抵当権設定者には、 各別にこれを催告しなければな その日から二週間以

権が譲渡されたこと。 当該特定破綻金融機関等から当該承継金融機関等に移転根抵当

転債権を担保すべきものとされたこと。 当該移転根抵当権の譲渡の後においても当該移転根抵当権が 移

3 項の期間は、 月を下つてはならない。

4

機関等による同項の規定による各別の催告は、 関等が同項の規定による公告を、 告の方法によりするときは、 一項の規定にかかわらず、 当該特定破綻金融機関等及び承継金融 特定破綻金融機関等及び承継金融機 官報のほか、 することを要しない その定款で定めた公

5 限りでない。 ができる。 は、 も当該移転根抵当権が当該移転債権を担保すべきものとされたとき 部とともに譲渡され 移転根抵当権設定者は、 項 の規定により元本の ただし 第二項に規定する期間を経過したときは、この かつ、 当該移転根抵当権の譲渡の後において 担保すべき元本の確定を請求すること 確定前に移転根抵当権が移転債権の全

6 前項の規定による請求があつたときは、 担保すべき元本は、 移転

の譲渡の時に確定したものとみなす。根抵当権設定者に係る第一項の規定による移転根抵当権に係る事業

おいて、必要な技術的読替えは、政令で定める。 全部とともに譲渡しようとする場合について準用する。この場合に事業の譲渡により元本の確定前に根抵当権をその担保すべき債権の 事業の譲渡により元本の確定前に根抵当権をその担保すべき債権の

(根抵当権移転登記等の申請手続の特例)

に異議を述べなかつたことを証する情報を提供しなければならない 一合を含む。)の場合における根抵当権の移転の登記の申請には、そ の申請情報と併せて公告又は催告をしたこと及び根抵当権設定者が に異議を述べなかつたことを証する情報を提供しなければならない の期間内 に異議を述べなかつたことを証する情報を提供しなければならない の期間内 に異議を述べなかつたことを証する情報を提供しなければならない の期間内 に異議を述べなかったことを証する情報を提供しなければならない の期間内 に異議を述べなかったことを証する情報を提供しなければならない の期間内 に異議を述べなかったことを証する情報を提供しなければならない の期間内 に異議を述べなかったことを証する情報を提供しなければならない の期間内 に異議を述べなかったことを証する情報を提供しなければならない に異なる。

2 前条第一項(同条第七項において準用する場合を含む。)の場合2 前条第一項(同条第七項において準用する場合を含む。)の場合

当権の変更の登記は、その申請情報と併せて前二項に規定する情報譲渡に係る債権を追加することを内容とする根抵当権又は移転根抵場合における根抵当権又は移転根抵当権の担保すべき債権の範囲にの入り、第百三十三条第四項(同条第七項において準用する場合を含む。)の

、根抵当権移転登記等の申請手続の特例

(新設)

2

を提供したときは、 根抵当権者のみで申請することができる。

(課税の特例

第百三十五条 を含む。 の規定による登記については、 第七十九条 (第百二十六条の九において準用する場合 登録免許税を課さない。

2 • (略

(報告又は資料の提出

第百三十六条 内閣総理大臣 ときは、 含む。 命保険募集人、 会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等にあつては内閣総理大 庫等子法人等にあつては内閣総理大臣及び厚生労働大臣とし、 し報告又は資料の提出を求めることができる。 同条第一項及び第百四十九条第一項第二号イにおいて同じ。 は、この法律の円滑な実施を確保するため必要があると認める 財務大臣及び経済産業大臣とする。次項及び次条において同じ 又は特定持株会社等に対し、 金融機関等 損害保険募集人及び金融商品仲介業者をいう。 (金融機関代理業者等 (労働金庫、 その業務又は財産の状況に関 労働金庫連合会又は労働金 (金融機関代理業者、 株式 同項 生

2 社法第二条第三号に規定する子会社をいう。 若しくは特定持株会社等の金融機関等子法人等若しくは子会社 があると認めるときは、 十九条第二項第二号において同じ。 内閣総理大臣は、 この法律の円滑な実施を確保するため特に必要 その必要の限度において、 又は当該金融機関等若しくは 次項、 次条及び第百三 当該金融機関等 **会**

(課税の特例)

第百三十五条 第七十九条の規定による登記については、登録免許税 を課さない。

2 • (略

(報告又は資料の提出

第百三十六条 告又は資料の提出を求めることができる。 め必要があると認めるときは、 及び次条において同じ。)は、この法律の円滑な実施を確保するた にあつては内閣総理大臣、財務大臣及び経済産業大臣とする。次項 は内閣総理大臣及び厚生労働大臣とし、株式会社商工組合中央金庫 又は銀行持株会社等に対し、 内閣総理大臣 (労働金庫又は労働金庫連合会にあつて 金融機関 その業務又は財産の状況に関し報 (金融機関代理業者を含む

2 条第五項第一号に規定する銀行持株会社をいう。 いう。)の子会社 は銀行持株会社等 があると認めるときは、 内閣総理大臣は、 (当該金融機関等が銀行又は銀行持株会社 (以下この条及び次条において この法律の円滑な実施を確保するため特に必 その必要の限度において、 「金融機関等」と である場合には 当該金融機関又

考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。
学該金融機関等又は特定持株会社等の業務又は財産の状況に関し参いで、次項並びに次条第二項及び第五項において同じ。)に対し、特定持株会社等から業務の委託を受けた者(金融機関代理業者等を

しくは子会社又は当該金融機関等若しくは特定持株会社等から業務3 当該金融機関等若しくは特定持株会社等の金融機関等子法人等若

(立入検査)

報告又は資料の提出を拒むことができる。

の委託を受けた者は、

正当な理由があるときは、

前項の規定による

理業者等を含む。)又は特定持株会社等の営業所(信用金庫等又はめ必要があると認めるときは、当該職員に金融機関等(金融機関代第百三十七条 内閣総理大臣は、この法律の円滑な実施を確保するた

第 用協同組合又は信用協同組合連合会である場合には協同組合による ある場合には長期信用銀行法第十三条の二第二項に、 銀行法第二条第八項に、長期信用銀行又は長期信用銀行持株会社 務又は財産の状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出を求め 条第二項及び第五項において同じ。 ら業務の委託を受けた者 合中央金庫である場合には株式会社商工組合中央金庫法第1 会である場合には労働金庫法第三十二条第五項に、 信用金庫連合会である場合には信用金庫法第三十二条第六項に、 ることができる。 金融事業に関する法律第四条第 をいう。 一項にそれぞれ規定する子会社 一条第五項第三号に規定する長期信用銀行持株会社をいう。 次項及び次条において同じ。 (金融機関代理業者を除く。 一項に、 (子会社とみなされる会社を含む に対し、 労働金庫又は労働金庫連合 又は当該金融機関等か 当該金融機関等の業 株式会社商工組 信用金庫又は 次項並びに次 二十三条

を拒むことができる。 、正当な理由があるときは、前項の規定による報告又は資料の提出 3 金融機関等の子会社又は金融機関等から業務の委託を受けた者は

(立入検査)

理業者を含む。)の営業所(信用金庫等にあつては、事務所)そのめ必要があると認めるときは、当該職員に金融機関等(金融機関代第百三十七条 内閣総理大臣は、この法律の円滑な実施を確保するた

の物件を検査させることができる。
その業務若しくは財産の状況に関し質問させ、又は帳簿書類その他その業務若しくは財産の状況に関し質問させ、又は帳簿書類その他不の業務一項に規定する支店等)その他の施設に立ち入らせ、相互会社にあつては事務所、外国保険会社等にあつては保険業法第

| 内閣総理大臣は、前項の規定による立入り、質問又は検査を行う 2 内閣総理大臣は、前項の規定による立入り、質問又は検査を行う 2 っ。

3 • 4 (略)

る質問及び検査について準用する。 融機関等若しくは特定持株会社等から業務の委託を受けた者に対す は特定持株会社等の金融機関等子法人等若しくは子会社又は当該金 が多第三項の規定は、第二項の規定による当該金融機関等若しく

6 内閣総理大臣は、必要があると認めるときは、機構に、第一項又6 内閣総理大臣は、必要があると認めるときは、機構に、第一項又

√三 (略)

せ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。他の施設に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に関し質問が

3·4 (略)

は金融機関等から業務の委託を受けた者に対する質問及び検査につ5 前条第三項の規定は、第二項の規定による金融機関等の子会社又

いて準用する。

新設	(契約の解除等の効力) 「契約の解除等の効力」 「契約の解除等の効力」 「契約の解除等の効力」 「契約の解除等の効力」 「契約の解除等の効力」 「契約の解除等の効力」 「契約の解除等の効力」 「契約の解除等の効力」 「契約の解除等の効力を有しないこととする決定を行うことができる。」 「契約の解除等の効力を有しないこととする決定を行うことができる。」 「契約の解除等の効力を有しないこととする決定を行うことができる。」 「契約の解除等の効力を有しないこととする決定を行うことができる。」 「契約の解除等の効力を有しないこととする決定を行うことができる。」 「契約の解除等の効力を有しないこととする決定を行うことができる。」 「契約の解除等の効力を有しないこととする決定を行うことができる。」 「契約の解除等の効力。以下この項及び第四項において、関連措置等(は対応によいて定める者である金融機関又は金融機関等に対し関連措置等が講じられたことを理由として特定解除等の効力が生ずることを約定しているたことを理由として特定解除等の効力が生ずることを約定しているたことを理由として特定解除等の効力が生ずることを約定しているたことを理由として特定解決等の効力が生ずることを約定しているたことを理由として内閣総理とずるおそれを回避するために必要な期間として内閣総理とずるおそれを回避するために必要な期間という。とができる。) 「契約の解除等の効力 「契約の解除等の効力が生ずることができる。) 「契約の解除等の効力が生ずることを約定しているとができる。) 「契約の解除等の効力が生ずることを紹定している。) 「契約の解除等の効力が関連措置等に対して、関連措置等(対応に対して、対応に対して、関連措置等(対応に対して、関連措置等(対応に対して、対応に対して、対応に対して、対応に対して、対応に対して、対応に対して、対応に対して、対応に対して、対応に対して、対応に対して、対応に対応に対して、対応に対応に対して、対応に対して、対応に対して、対応に対して、対応に対して、対応に対して、対応に対して、対応に対して、対応に対して、対応に対して、対応に対して、対応に対して、対応に対して、対応に対して、対応に対して、対応に対して、対応に対して、対応に対して、対応に対し、対応に対し、対応に対して、対応に対し、対応に対し、対応に対し、対応に対し、対応に対し、対応に対して、対応に対し、対応に対し対し対し対し対に対し対し対し対に対し対し対し対し対し対し対し対し対し対
7 (略)	7 (略)
	機関等の業務の遂行並びに財産の該業務に附帯する業務の円滑な実
(新設)	四 前章の規定による特別監視その他同章の規定による業務及び当

2 前項の「特定解除等」とは、契約の終了又は解除、契約を解約する 前項の「特定解除等」とは、契約の終了又は解除、契約を解約すう。

の命令等)
(金融機関等の資産及び負債の秩序ある処理を円滑に実施するため

第百三十七条の四 は、 大臣、 場合にあつては内閣総理大臣及び厚生労働大臣とし、 機関等が労働金庫、 施の確保を図るために必要な措置が講じられていないと認めるとき 及び負債の秩序ある処理が必要となつた場合におけるその円滑な実 組合中央金庫又は商工組合子法人等である場合にあつては内閣総理 財務大臣及び経済産業大臣とする。 内閣総理大臣(この条に規定する命令に係る金融 労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等である は 金融機関等の資産 株式会社商工 (新設)

(国際協力)

該措置を講ずるよう命ずることができる。

金融機関等に対し

その必要の限度において、

期限を付して当

第百三十七条の五 を行わなければならない 際機関その他これらに準ずるものとの情報の交換その他必要な業務 あるときは、 外国政府、 機構は、 外国の地方公共団体、 その業務を国際的協調の下で行う必要が 外国の中央銀行、

(権限の委任)

第百三十九条 略)

任することができる。 任された権限のうち、 金融庁長官は、 政令で定めるところにより、 次に掲げるものを証券取引等監視委員会に委 前項の規定により委

(金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者、 第百三十六条第一項及び第百三十七条第一項の規定による権限

(新設)

第百三十九条 (権限の委任) (略)

(新設)

-431-

(新設)	る事務に関しては、証券取引等監視委員会が財務局長又は財務支局 6 前項の規定により財務局長又は財務支局長に委任された権限に係
	することができる。 規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任
(新設)	5 証券取引等監視委員会は、政令で定めるところにより、第二項の
	ことができる。
きる。	されたものを除く。)の一部を財務局長又は財務支局長に委任する
任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することがで	委任された権限(第二項の規定により証券取引等監視委員会に委任
2 金融庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委	4 金融庁長官は、政令で定めるところにより、第一項の規定により
	ものとする。
	使したときは、速やかに、その結果について金融庁長官に報告する
(新設)	3 証券取引等監視委員会は、前項の規定により委任された権限を行
	三 その他政令で定めるもの
	けた者に関するものに限る。)
	取引業者等の子会社及び金融商品取引業者等から業務の委託を受
	(金融商品取引業者子特定法人、指定親会社子会社等、金融商品
	二 第百三十六条第二項及び第百三十七条第二項の規定による権限
	各号に掲げる行為に係るものに限る。)に限る。)
	取引業者の委託を受けて当該金融商品取引業者のために行う同項
	に規定する登録金融機関に関するもの(同項に規定する金融商品
)に関するもの並びに金融商品仲介業者及び同法第二条第十一項
	び証券金融会社(次号において「金融商品取引業者等」という。
	定親会社、金融商品取引業者子特定法人、指定親会社子会社等及

長を指揮監督する。

(証券取引等監視委員会に対する不服申立て)

第百三十九条の二 昭和三十七年法律第百六十号) 行う報告又は資料の提出の命令 又は財務支局長が行う場合を含む。 証券取引等監視委員会が前条第二項の規定により による不服申立ては、 (同条第五項の規定により財務局長 についての行政不服審査法 証券取引等監

罰則

第百四十一条

視委員会に対してのみ行うことができる。 第九章

関し賄賂を収受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは 金融整理管財人又は金融整理管財人代理がその職務に 第百四十一条 関し賄賂を収受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは 三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

は約束したときは、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する 融整理管財人又は金融整理管財人代理の職務に従事するその役員又 は職員がその職務に関し賄賂を収受し、 金融整理管財人又は金融整理管財人代理が法人である場合におい 金融整理管財人又は金融整理管財人代理が法人であるときは、 又はこれを要求し、若しく 金

職務に関し金融整理管財人又は金融整理管財人代理に賄賂を収受さ

又はその供与を要求し、若しくは約束したときも、

同様とする

その役員又は職員が金融整理管財人又は金融整理管財人代理の

(新設

第九章 罰則

2 せ、 職務に関し金融整理管財人又は金融整理管財人代理に賄賂を収受さ 融整理管財人又は金融整理管財人代理の職務に従事するその役員又 は約束したときは、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する は職員がその職務に関し賄賂を収受し、 金融整理管財人又は金融整理管財人代理が法人である場合にお 金融整理管財人又は金融整理管財人代理が法人であるときは、 その役員又は職員が金融整理管財人又は金融整理管財人代理の 又はその供与を要求し、若しくは約束したときも、 又はこれを要求し、若しく 同様とする

金融整理管財人又は金融整理管財人代理がその職務に

きないときは、その価額を追徴する。 収受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することがで 収受しる。 犯人又は法人たる金融整理管財人若しくは金融整理管財人代理の 3 犯人又

第百四十一条の二 特別監視代行者又は機構代理がその職務に関し賄

下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。 賂を収受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以

2 同様とする。 賂を収受させ、 機構代理が法人である場合において、 者又は機構代理の職務に従事するその役員又は職員がその職務に関 代行者又は機構代理の職務に関し特別監視代行者又は機構代理に賄 年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。 し賄賂を収受し、 特別監視代行者又は機構代理が法人であるときは、 又はその供与を要求し、 又はこれを要求し、 その役員又は職員が特別監視 若しくは約束したときは、 若しくは約束したときも、 特別監視代行者又は 特別監視代行

東をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。しくは第二項に規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約第百四十二条(第百四十一条第一項若しくは第二項又は前条第一項若

きないときは、その価額を追徴する。収受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することがで3 犯人又は法人たる金融整理管財人若しくは金融整理管財人代理の

(新設)

円以下の罰金に処する。
又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万第百四十二条 前条第一項若しくは第二項に規定する賄賂を供与し、

第百四十二条の二 次に掲げる違反があつた場合においては、その違 (新設)

処し、又はこれを併科する。反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に

| 第百二十六条の三第三項の規定による命令に違反したとき。

第百二十六条の十七の規定による命令に違反したとき。

第百四十五条 綻金融機関である場合に限る。 行うべき社員) ある場合にあつては、 は株式会社商工組合中央金庫 は当該破綻金融機関を所属金融機関とする金融機関代理業者若しく 行うべき社員)若しくは支配人若しくは参事その他の使用人若しく 会計監査人(会計監査人が法人である場合にあつては、その職務を 一条第四項に規定する代理若しくは媒介に係る契約の相手方若しく 会計参与 執行役、 破綻金融機関若しくは特別監視金融機関等の理事、 (会計参与が法人である場合にあつては、 業務を執行する社員 監事、 その職務を行うべき者) 監査役若しくはこれらに準ずる者若しくは (株式会社商工組合中央金庫が当該破 の株式会社商工組合中央金庫法第 (業務を執行する社員が法人で 日本における代表 その職務を 取

する。

秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処。)又は第八十二条の規定に違反してその職務上知ることのできた第百四十四条 第二十二条(第三十三条において準用する場合を含む

第百四十五条 員 年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。 同項の規定による検査を拒み、 条第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は する金融機関代理業者(金融機関代理業者が法人である場合にあ は参事その他の使用人若しくは当該破綻金融機関を所属金融機関と は、 与 ては、その役員及び使用人)又はこれらの者であつた者が第三十七 (会計参与が法人である場合にあつては、 その職務を行うべき社員)若しくは監事若しくは支配人若しく 監査役、会計監査人(会計監査人が法人である場合にあつて 破綻金融機関の取締役、 妨げ、 若しくは忌避したときは、 執行役若しくは理事、 その職務を行うべき社 会計参

円以下の罰金に処する。 告をせず、若しくは虚偽の報告をし、 特別監視金融機関等を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介 別監視金融機関等である場合に限る。 拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、 会社等とする生命保険募集人若しくは損害保険募集人若しくは当該 くは媒介に係る契約の相手方、 は当該特別監視金融機関等を所属金融機関とする金融機関代理 又はこれらの者であつた者が第三十七条第三項の規定による報 (これらの者が法人である場合にあつては、その役員及び使用 商 工組合中央金庫 当該特別監視金融機関等を所属保険 (株式会社商工組合中央金庫 又は同項の規定による検査を の同項に規定する代理若し 一年以下の懲役又は五十万 該特 一業者

職務を行うべき社員)若しくは監事若しくは支配人若しくは参事そ による検査を拒み、 規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定 役員及び使用人) 係る契約の相手方 社商工組合中央金庫法第二条第四項に規定する代理若しくは媒介に 組合中央金庫が当該被管理金融機関である場合に限る。 融機関代理業者若しくは株式会社商工組合中央金庫 参与が法人である場合にあつては、その職務を行うべき社員) 他の使用人若しくは当該被管理金融機関を所属金融機関とする金 被管理金融機関の取締役、 会計監査人(会計監査人が法人である場合にあつては、 又はこれらの者であつた者が第八十一条第 (これらの者が法人である場合にあつては、 妨げ、 若しくは忌避したときも、 執行役若しくは理事、 会計参与 (株式会社商工 前項と同様と の株式会 (会計 一項の その その 監 2

む。 項

查役、 職務を行うべき社員)若しくは監事若しくは支配人若しくは参事そ は虚偽の報告をし、 その役員及び使用人)又はこれらの者であつた者が第八十一条第 融機関代理業者 の他の使用人若しくは当該被管理金融機関を所属金融機関とする金 参与が法人である場合にあつては、その職務を行うべき社員) 被管理金融機関の取締役、 (第七十七条第 以下この項におい 会計監査人(会計監査人が法人である場合にあつては、 若しくは忌避したときも、 (金融機関代理業者が法人である場合にあつては、 一項の規定により読み替えて適用される場合を含 又は第八十 て同じ。 執行役若しくは理事、会計参与 一条第一 の規定による報告をせず、 前項と同様とする。 項の規定による検査を拒

な。 の報告若しくは資料の提出をした者 及び第百二十六条の二十六第八項において準用する場合を含む。 八条の二第四項 四項及び第百二十六条の三十八第七項において準用する場合を含 百 場合を含む。 六条の八の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽 又は第百二十六条の二十四第 三十七において準用する場合を含む。 七項において準用する場合を含む。 三十二第四項及び第百二十六条の三十八第七項において準用する (第百二十六条の二十六第八項において準用する場合を含む。 第八十条、 の規定による報告をせず、 項、第百一条第七項、 第六十四条の二第五項 一条第七項、)及び第百八条の三第八項において準用する場合を含む。))、第六十九条第四項、 第百二十六条の三十二第四項及び第百二十六条の三十八第)、第六十八条の三第五項 第百十五条、 第百二十六条の三十一、 (第百八条の三第八項において準用する場合を含 第百二十六条の三十一、第百二十六条の (第六十八条の二第五項(第六十九条第 第百二十六条の三第五項又は第百二 又は虚偽の報告をした者 第百 項 (第百二)、第百条(第百二十六条の 条第七項 第百二十六条の三十二第 (第六十九条第四項、 一十六条の二十五第四項 第百八条第二項 第百二十六条の三 (第百 -

第百四十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の

罰金に処する。

表示十四条の二第五項(第六十八条の二第五項(第六十八条の三第五項(第六十八条の三第五項(第六十九条第四項及び第百一条第七項において準用する場合を含む。)、第六十九条第四項及び第百一条第七項において準用する場合を含む。)、第六十九条第四項及び第百一条第七項において準用する場合を含む。)、第六十九条第四項及び第百一条第七項において準用する場合を含む。)、第六十九条第四項及び第百一条第七項において準用する場合を含む。)、第六十九条第四項及び第百一条第七項において準用する場合を含む。)の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者第八十条又は第百十五条の規定による報告若しくは資料の提出

第百四十七条 為をした機構の役員又は職員は、 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行 五十万円以下の罰金に処する。

第百二十三条第一項、 準用する場合を含む。 第四項、 十六条の三十七において準用する場合を含む。)、 条第三項、第九十六条第三項 第百二十六条の三十八第七項、 第四項、 において準用する場合を含む。 第四項、 おいて準用する場合を含む。 条の三十五第三項又は第百二十九条第四項の規定による報告をせ 七において準用する場合を含む。 用する場合を含む。)、第九十七条第二項(第百二十六条の三十 二十八条の二第二項において準用する場合を含む。)、 第五十六条第四項 又は虚偽の報告をしたとき。 第六十九条の三第二項 第百七条第二項 第百二十六条の三十一、 (第五十七条第五項及び第七十二条第五項に 第百二十六条の二十七第二項、 (第百二十六条の二十二第七項において 第百九条第二項、 (第百二十六条の三十七において準 第百二十七条の二第1 (第百二十七条及び第百二十八条 第六十四条第三項 第百二十六条の三十二第四項 第百一条第七項、 第九十八条第二項 第百二十条第四項 第百一条の一 (第六十九条 一項及び第百 第百二十六 第百十八条 第九十二 (第百)

第百四十七条 為をした機構の役員又は職員は、 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行 五十万円以下の罰金に処する。

(略)

第四項、 条第四項において準用する場合を含む。)、第九十二条第三項 において準用する場合を含む。 おいて準用する場合を含む。 る報告をせず、 第九十六条第三項、第九十七条第二項、第九十八条第二項、 第四項、 条の二第四項、 第五十六条第四項 第百二十三条第一項又は第百二十九条第四項の規定によ 第六十九条の三第二項 又は虚偽の報告をしたとき。 第百七条第二項、 (第五十七条第五項及び第七十二条第五項に (第百二十七条及び第百二十八条 第六十四条第三項 第百九条第二項、 第百一条第七項及び第百十八 (第六十九条 第百二十条 第百

第百四十八条 次の 各号のい ずれかに該当する者は、 三十万円以下の

罰金に処する。

第百四十八条 よる資料を提出せず 第 一十七条第 又は虚偽の資料を提出した者は、 項又は第五十五条の二第 項 三十万円以 \hat{o} 規定に

第三十七条第 項の規定による報告若しくは資料の提出をせず

又は虚偽の報告若しく は資料の提出をした者

第五十五条の二第 一項の規定による資料を提出せず、 又は虚偽

資料を提出した者

第百四十九条 掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、そ 他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、 団等の管理人を含む。)又は法人若しくは人の代理人、使用人その の法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条 定めがあるもの を含む。以下この項において同じ。)の代表者 法人(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の (以下この条において「人格のない社団等」という (人格のない社 次の各号に

の罰金刑を科する。 第百四十二条の二又は第百四十三条 二億円以下の罰金刑

六条又は第百四十八条 各本条の罰金刑

第百四十五条(次に掲げる者に係る部分に限る。

)、第百四十

金融機関代理業者等 (法人に限る。

ハ ・ ニ 業務を執行する社員 (法人に限る。

(略)

2

第百五十条 おいてこれらの罪を犯した者にも適用する。 第百四十一条又は第百四十一条の二の罪は、 日本国外に

> 下の 一罰金に処する。

第百四十九条 。)を含む。以下この項において同じ。)の代表者 掲げる規定の違反行為をしたときは、 他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関し、 団等の管理人を含む。)又は法人若しくは人の代理人、使用人その の罰金刑を科する。 の法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条 定めがあるもの(以下この条において「人格のない社団等」という 法人(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の その行為者を罰するほか、そ (人格のない社 次の各号に

第百四十三条 二億円以下の罰金刑

六条又は第百四十八条 第百四十五条 (次に掲げる者に係る部分に限る。 各本条の罰金刑

第百四十

金融機関代理業者

(法人に限る。)

(略)

ロ・ハ

略

(新設)

2

第百五十条 した者にも適用する。 第百四十一条の罪は、 日本国外においてこれらの罪を犯

第百四十二条 (第百四十一条第一 項又は第二項に係る部分に限る 2

2 の罪は、 刑法第二条の例に従う。

第百五十一条 準ずる者は、百万円以下の過料に処する。 業務を執行する社員(業務を執行する社員が法人である場合にあつ 為をした金融機関等又は特定持株会社等の ては、 て刑を科すべきときは、この限りでない。 その職務を行うべき者)、 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行 日本における代表者又はこれらに 理事、 ただし、その行為につい 取締役、 執行役、

に違反したとき 第五十八条の三第二項又は第百三十七条の四の規定による命令

七項、 項におい 百八条の三第八項において準用する場合を含む。)、第百八条の 七項において準用する場合を含む。)、第百八条の二第三項 の規定を第六十九条第四項、 三第三項(同条第四項において準用する場合を含む。 第六十八条の二第四項若しくは第六十八条の三第四項 規定による提出をせず、 (同条第四項において準用する場合を含む。 第百二十六条の二十五第三項 第百二十六条の三十二第四項及び第百二十六条の三十八第 て準用する場合を含む。 又は虚偽の提出をしたとき。 第百 条第七項、 (第百二十六条の二十六第八 第百二十六条の)又は同条第七項 第百一 一十六条の三 一十六第三 これ 同条第 て準

> 第百四十二条の罪は、 刑法第二条の例に従う。

第百五十一条 べきときは、この限りでない。 為をした金融機関又は銀行持株会社等の 百万円以下の過料に処する。 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行 ただし、 取締役、 その行為について刑を科 執行役又は理事は

(略)

第五十八条の三第二項の規定による命令に違反したとき。

場合を含む。)、第百八条の二第三項(第百八条の三第八項に 出をせず、 において準用する場合を含む。 の規定を第六十九条第四項及び第百一条第七項において準用する いて準用する場合を含む。)、第百八条の三第三項 第六十八条の二第四項若しくは第六十八条の三第四項 又は虚偽の提出をしたとき。)又は同条第七項の規定による提 (同条第四 これ 項

兀 第百七条の三第二項又は第百七条の四第二項の規定に違反して

兀

第百七条の三第二項

(第百二十六条の二十二第七項におい

登記することを怠つたとき。

二十二第七項において準用する場合を含む。)の規定に違反して用する場合を含む。)又は第百七条の四第二項(第百二十六条の

五 第百八条の二第一項(第百八条の二第一項(第百二十六条の二十六第一項(同条第四項において準用する場合を含む。)若しくは同条第五項、第百二十六条の二十五第一項(第百二十六条の二十六第八項において準用する場合を含む。)若しくは同条第五項、第百二十六条の二十五第一項(同条第四項において準用する場がでこれらの規定に規定する行為をしたとき。

六 (略)

つた場合における機構に事務の引渡しをしないとき。 第百二十六条の五第一項の規定により特定管理を命ずる処分があて 第七十七条第二項の規定により選任された金融整理管財人又は

八 (略)

は、 ・ 金融整理管財人又は特定管理を命ずる処分があった場合における ・ 大変のでない。 ・ 金融整理管財人又は特定管理を命ずる処分が取り消されたにもかかわらず、 をがする。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限 を対する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限 を対する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限 を対する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限 を対する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限 を対する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限 とがない。

登記することを怠つたとき。

可を受けないでこれらの規定に規定する行為をしたとき。る場合を含む。)又は同条第五項の規定による内閣総理大臣の認合を含む。)、第百八条の三第一項(同条第四項において準用す第百八条の二第一項(第百八条の三第八項において準用する場

五.

六 (略)

務の引渡しをしないとき。
七 第七十七条第二項の規定により選任された金融整理管財人に事

八 (略)

この限りでない。金融整理管財人が、第七十五条の規定により管理を命ずる処分が金融整理管財人が、第七十五条の規定により管理を命ずる処分が

を科すべきときは、この限りでない。 合には、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑 合における機構は、 の各号に掲げる金融機関等に対し特定管理を命ずる処分があつた場 第一号から第七号までに掲げる金融機関の金融整理管財人又は次 当該各号に定める規定のいずれかに該当する場

3

三 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一 により信託業務を営む金融機関 同法第二十二条各号 項の規定

四~七 (略)

条各号 外国銀行支店 会社法第九百七十六条各号又は銀行法第六十五

保険業法第三百三十三条第一項各号若しくは第三百三十四条各号 保険会社又は外国保険会社等 会社法第九百七十六条各号又は

九

前号までに掲げるものを除く。 会社である金融機関等 (第一号から第三号まで及び第七号から 会社法第九百七十六条各号

 $4 \mid$

ない。 する。 を命ずる処分があつた場合における機構は、 八条各号のいずれかに該当する場合には、 金融商品取引業者、 その行為について刑を科すべきときは、この限りで 指定親会社又は証券金融会社に対し特定管理 三十万円以下の過料に処 金融商品取引法第一

5 処分があつた場合における機構は、 信用協同組合若しくは信用協同組合連合会に対し特定管理を命ずる 信用協同組合若しくは信用協同組合連合会の金融整理管財人又は 中小企業等協同組合法第百十五

> 3 る規定のいずれかに該当する場合には、 次の各号に掲げる金融機関の金融整理管財人は、当該各号に定め ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない 百万円以下の過料に処する

(略)

により信託業務を営む金融機関 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第 同法第十五条各号 項 の規定

四~七 (略

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

4には、二十万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑 企業等協同組合法第百十五条第一項各号のいずれかに該当する場合 信用協同組合又は信用協同組合連合会の金融整理管財人は、 中小

)ではい。 に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限 条第一項各号のいずれかに該当する場合には、二十万円以下の過料

為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。第百五十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行

一~七 (略)

準用する場合を含む。)、第百一条第五項及び第百十八条第二項 第四項において準用する場合を含む。 第七項、 において準用する場合を含む。)、第六十六条第四項 いて準用する場合を含む。)、第六十条第三項(第百二十六条の の二第三項(第六十九条第四項において準用する場合を含む。 十八第五項において準用する場合を含む。 及び第百二十六条の三十二第四項において準用する第五十九条の 条第三項、 六十二条第四項(第百一条第七項及び第百十八条第四項において 三十一において準用する場合を含む。)、第六十一条第七項 十九第七項 二第三項 六条の三十八第七項において準用する場合を含む。 第六十九条第四項、第百一条第五項及び第百十八条第二項にお 第五十五条第三項及び第四項、 第百十八条第四項、 第百 第百二十六条の二十八第八項(第百二十六条の三十 (第百二十六条の三十一において準用する第六十二条 一十六条の三 \pm 第百二十六条の三十一及び第百二十 第五十九条第七項 第四項並びに第百日 又は第百二十六条の三十 第百二十六条の二 (第五十九 一十六条の三 (第百一条 第百 条

を科すべきときは、この限りでない。

為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。第百五十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行

一~七 (略)

報告をしたとき。 第五十五条第三項及び第四項、第五十九条第七項(第五十九条第四項(第五十五条第三項の規定によいて準用する場合を含む。)、第六十条第三項、第六十二条第四項(第百一条第七項及び第百十八条第四項において準用する場合を含む。)、第六十条第三項、第六十一条第七項及び第百十八条第四項において準用する場合を含む。)、第六十条第三項及び第百十八条第四項において準用する場合を含む。)、第六十条第二項とおいて準用する場合を含む。)又は第百二十条第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

報告をしたとき 八第五項において準用する第百二十六条の二十九第七項 て準用する場合を含む。 十六条の三十八第七項にお の規定による報告をせず、 て準用する第六十二条第四項におい 又は虚偽 (第百二

附 則

(協定銀行に係る業務の特例

第七条 及び負債の整理を行い、 置をいう。 後勘定に移した資産の管理及び処分を行うこと(以下 及び附則第十 た預金等に係る債務若しくはその不履行により我が国の金融システ 機管理銀行、 を受けて買い取つた資産又は同条第七項に規定する措置により協定 ムの著しい混乱を生じさせるおそれのある債務 分割により くは破綻金融機関等から譲り受けた事業、 十六条の三十四第三項第五号に規定する特定承継金融機関等をいう 又は移管措置 |第二項第二号に規定する勘定をいう。 以下同じ。 機構は、 次条において同じ。)により協定後勘定 承継した権利義務若しくは破綻金融機関等から引き受け 特別監視金融機関等又は特定承継金融機関等 条第 をいう。 破綻金融機関等 (附則第十五条の三第一項第六号に規定する移管措 項において 並びに附則第十条第一項の規定による委託 以下同じ。 (破綻金融機関、 一預金等に係る債務等」)との合併により承継し、 以下同じ。) 破綻金融機関等から吸収 (次条第 承継銀行 (附則第八条の に移した資産 「整理回収業 項第 という。 (第百二 特別危 若し 一号

則

附

(協定銀行に係る業務の特例

第七条 次の業務を行うことができる。 下 回収業務」という。 り協定後勘定に移した資産の管理及び処分を行うこと る委託を受けて買い取つた資産又は同条第七項に規定する措置によ た資産及び負債の整理を行い、 係る債務又は移管措置 は破綻金融機関等から譲り受けた事業若しくは引き受けた預金等に 危機管理銀行をいう。 に関する協定(附則第十五条の二及び附則第十五条の五を除き、 八条の二第二項第二号に規定する勘定をいう。 移管措置をいう。次条において同じ。)により協定後勘定 「協定」という。 機構は、 破綻金融機関等)を目的の 以下同じ。 を締結し、 (附則第十五条の三第一項第六号に規定する 並びに附則第十条第一項の規定によ 一つとする一の銀行と整理回収業務 (破綻金融機関、)との合併により承継し、 並びに当該協定を実施するため 以下同じ。)に移し 承継銀行又は特別 (以 下 (附則第 若しく 「整理

務を行うことができる。 定」という。)を締結し、並びに当該協定を実施するため、次の業る協定(附則第十五条の二及び附則第十五条の五を除き、以下「協務」という。)を目的の一つとする一の銀行と整理回収業務に関す

2 (略) (略)

(協定)

第八条 協定は、 当該あつせんに係る破綻金融機関等との合併により事業を承継し 資金援助又は特定資金援助を行うことを申し込み、当該資金援助 当該事業の譲受け等又は特定事業譲受け等を援助するため必要な その預金等に係る債務等を引き受けて、 又は特定資金援助について機構との間で契約を締結したときは、 理大臣のあつせんを受けた場合においては、機構に対し、機構が 六条の三十又は第百二十六条の三十八第六項の規定による内閣総 六十二条第一項、 その事業を譲り受け、 協定銀行は、事業の譲受け等又は特定事業譲受け等について第 次に掲げる事項を含むものでなければならない。 第百 一条第六項、 吸収分割により権利義務を承継し、 第百十八条第三項、 当該破綻金融機関等の事 第百二十 又は

一~七 (略)

2 (略)

事業又は預金等に係る債務に係る整理回収業務を行うこと。 一 協定銀行は、事業の譲受け等について第六十二条第一項、第百 一 協定銀行は、事業の譲受け等について第六十二条第一項、第百 第八条 協定は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。 事業又は預金等に係る債務を引き受けて、当該破綻金融機関等の 又はその預金等に係る債務を引き受けて、当該破綻金融機関等 と合併し、その事業を譲り受け、あつせんに係る破綻金融機関等と合併し、その事業を譲り受け、あつせんに係る破綻金融機関等と合併し、その事業を譲り受け、当該の世人に係る破綻金融機関等と合併し、その事業を譲り受け、当該の世人に係るでは、当該の場合による。

定銀行をいう。以下この条及び附則第十条において同じ。) は、 |の二 承継協定銀行 (附則第十五条の二第三項に規定する承継協

の二 承継協定銀行

権利義務又は預金等に係る債務等に係る整理回収業務を行う

定銀行をいう。

以下この条及び附則第十条において同じ。)は、

(附則第十五条の二第三項に規定する承継協

資産及び負債に係る整理回収業務を行うこと。
、当該移管措置を講じ、当該移管措置により協定後勘定に移した助又は特定資金援助について機構との間で契約を締結したときはおいては、機構に対し、機構が当該移管措置を援助するため必要おいては、機構に対し、機構が当該移管措置を援助するため必要がでは、機構に対し、機構が当該移管措置を援助するため必要がでは、機構に対し、機構が当該移管措置を援助するため必要がでは、機構に対し、機構が当該移管措置を援助するため必要ができる。

二~三 (略)

成し、機構の承認を受けること。

事業譲受け等又は第二号の規定による資産の買取りを行つたとき事業譲受け等又は第二号の規定による資産の買取りを行つたときの規定銀行は、第一号の規定による事業の譲受け等若しくは特定

四の二~十(略)

2 · 3 (略)

(資産の買取りの委託等)

つて資産の買取りを行うことを委託することができる。第十条 機構は、次に掲げる場合には、協定銀行に対し、機構に代わ

の二第七項において準用する場合を含む。)の規定により資産のの三十八第七項、附則第十五条の四第七項及び附則第十五条の四二十六条の三十一、第百二十六条の三十二第四項、第百二十六条

及び負債に係る整理回収業務を行うこと。

該移管措置を講じ、当該移管措置により協定後勘定に移した資産
該移管措置を援助について機構との間で契約を締結したときは、当
該移管措置を援助するため必要な資金援助を行うことを申し込み
大臣のあつせんを受けた場合においては、機構に対し、機構が当

二~三 (略)

金計画を作成し、機構の承認を受けること。 譲受け等又は資産の買取りに係る整理回収業務の実施計画及び資規定による資産の買取りを行つたときは、速やかに、当該事業の四 協定銀行は、第一号の規定による事業の譲受け等又は第二号の

四の二~十(略)

2·3 (略)

(資産の買取りの委託等)

より資産の買取りを含む資金援助を行う旨の決定をする場合 一 第六十四条第一項(第六十九条第四項、第百一条第七項及び附一 第六十四条第一項(第六十九条第四項、第百一条第七項及び附第十条 機構は、次に掲げる場合には、協定銀行に対し、機構に代わ

- 買取りを含む資金援助又は特定資金援助を行う旨の決定をする場

買取りを行う旨の決定をする場合銀行、特別監視金融機関等又は協定特定承継金融機関等の資産の二 第百二十九条第三項の規定により協定承継銀行、特別危機管理

三 (略)

2·3 (略)

管理銀行、 くは特定合併等若しくは第百一条第二項若しくは附則第十五条の四 金融機関 にかかわらず、資産の買取りに関する契約は、 項において準用する場合を含む。 八第七項、 第六十四条第四項 掲げる場合に係るものに限る。 に規定する金融機関等をいう。 しくは承継協定銀行の資産を取得した者、 金融機関、 くは附則第十五条の四の二第二 六条の三十一、 機構が協定銀行との間で前項の委託 |項に規定する再承継若しくは第百| 当該資産を保有している金融機関等 (破綻金融機関若しくは特定破綻金融機関等、 承継銀行、 特別監視金融機関等又は協定特定承継金融機関等であ 附則第十五条の四第七項及び附則第十五条の四の 第百二十六条の三十二 (第六十九条第四項、 特定破綻金融機関等、 一項に規定する特定再承継により破綻)に関する契約を締結したときは、 以下同じ。)及び第百二十九条第五項の規定 一第四項、 (第一項第一号又は第二号に 一十六条の三十八第二 第百一条第七項、 (第百二十六条の二第)) をいう。 協定承継銀行、 特定承継金融機関等若 協定銀行が資産保有 第百二十六条の三十 次項及び附則 合併等若し 第百二十 特別危機 一項若し 二第七

理銀行の資産の買取りを行う旨の決定をする場合第百二十九条第三項の規定により協定承継銀行又は特別危機管

三 (略)

2·3 (略)

4

とする。 第 掲げる場合に係るものに限る。) に関する契約を締結したときは 協定承継銀行又は特別危機管理銀行であつて、 綻金融機関、 銀行が資産保有金融機関 条第五項の規定にかかわらず、 第六十四条第四項 十五条の四第七項において準用する場合を含む。)及び第百二十九 いる金融機関をいう。 機構が協定銀行との間で前項の委託 一項若しくは附則第十五条の四第二 承継銀行若しくは承継協定銀行の資産を取得した者 (第六十九条第四項、 次項において同じ。)との間で締結するもの (破綻金融機関、 資産の買取りに関する契約は、 一項に規定する再承継により破 (第一項第一号又は第二号に 第百一条第七項及び附則第 合併等若しくは第百一条 当該資産を保有して 協定

三十一 当該契約は、 産を取得した者に限る。)との間で前項の契約を締結したときは、 規定により機構が当該資産保有金融機関との間で締結したものとみ び附則第十五条の四の二第七項において準用する場合を含む。)の 若しくは第百日 第百一条第二項若しくは附則第十五条の四第二項に規定する再承継 第十条の三において同じ。)との間で締結するものとする。 五条の四の二第七項において準用する場合を含む。)の規定を適用 なして、 定破綻金融機関等、 しくは特定破綻金融機関等又は合併等若しくは特定合併等若しくは 第 十六条の三 項の規定により協定銀行が資産保有金融機関 一項に規定する特定再承継により破綻金融機関、 第六十五条 第百二十六条の三十八第七項、 第六十四条第四項 一十六条の三 八第七項、 特定承継金融機関等若しくは承継協定銀行の資 (第百一条第七項、 一十八第一 附則第十五条の四第七項及び附則第十 (第百一条第七項、 一項若しくは附則第十五条の四の 第百二十六条の三十 附則第十五条の四第七項及 (破綻金融機関若 第百二十六条の 承継銀行、 特 5

5

6 9

(略)

する。

(損失の補塡)

計算した金額の範囲内において当該損失の補塡を行うことができるにより協定銀行に生じた損失の額として政令で定めるところにより第十条の二機構は、協定銀行に対し、協定の定めによる業務の実施

用する場合を含む。)の規定を適用する。 六十五条(第百一条第七項及び附則第十五条の四第七項において準 機構が当該資産保有金融機関との間で締結したものとみなして、 第十五条の四第七項において準用する場合を含む。 ときは、 銀行の資産を取得した者に限る。)との間で前項の契約を締結した に規定する再承継により破綻金融機関、 は合併等若しくは第百一条第二項若しくは附則第十五条の四第1 前項の規定により協定銀行が資産保有金融機関 当該契約は、 第六十四条第四項 承継銀行若しくは承継協定 (第百一条第七項及び附則 (破綻金融機関又)の規定により 項

6~9 (略)

(損失の補てん)

る。 計算した金額の範囲内において当該損失の補てんを行うことができにより協定銀行に生じた損失の額として政令で定めるところにより第十条の二 機構は、協定銀行に対し、協定の定めによる業務の実施

(根抵当権の担保すべき元本の確定)

第十条の三 同じ。 第 債権管理回 該公告の日に、 権回収会社が当該根抵当権の担保すべき債権の全部を買い取ること 銀行が当該根抵当権の担保すべき債権の全部を買い取ることを内容 の旨を官報のほかその定款で定めた方法により公告したときは、 を内容とするものに限る。 有する根抵当権の担保すべき債権の買取りを含むものであつて、 とするものに限る。 する根抵当権 定銀行との間で資産の買取りに関する契約 元本について、 一条第三項に規定する債権回収会社をいう。 一項の規定による請求があつたものとみなす。)との間で資産の買取りに関する契約 資産保有金融機関は、 収業に関する特別措置法 の担保すべ これらの契約に含まれる根抵当権の担保すべき債権 資産保有金融機関から民法第三百九十八条の十九 を締結しようとする場合又は債権回収会社 き債権の買取りを含むものであつて、 を締結しようとする場合において、 附則第十条第四項の規定により協 (平成十年法律第百] (資産保有金融機関が有 (資産保有金融機関が 以下この条において 一十六号) 協定

(新設

(資金の貸付け及び債務の保証)

必要とする資金その他の協定の定めによる整理回収業務の円滑な実保る債務等の弁済若しくは協定の定めによる資産の買取りのために又は特定事業譲受け等により承継し、若しくは引き受ける預金等に第十一条 機構は、協定銀行から、協定の定めによる事業の譲受け等

(資金の貸付け及び債務の保証

めによる整理回収業務の円滑な実施のために必要とする資金又は特定めによる資産の買取りのために必要とする資金その他の協定の定により承継し、若しくは引き受ける預金等の払戻し若しくは協定の第十一条 機構は、協定銀行から、協定の定めによる事業の譲受け等

、当該貸付け又は債務の保証を行うことができる。 た場合において、必要があると認めるときは、委員会の議決を経て協定銀行によるその資金の借入れに係る債務の保証の申込みを受け滑な実施のために必要とする資金について、その資金の貸付け又は施のために必要とする資金又は特別協定の定めによる特別合併の円

2 (略

(承継機能協定)

まる。 をあっ、内閣総理大臣は、機構に対し、協定銀行(機構の子会) をある。 という。)を協定銀行と締結することを指示することがで別監視金融機関等の債務等を引き継がせ、その業務を暫定的に維持継続させ、又は特別監視金融機関等の債務等を引き継がせ、その業務を暫定的に維持継続させ、又は特別を協定。 という。)を協定銀行と締結することを指示することがで にはで理金融機 という。)を協定銀行と締結することを指示することがで という。)に被管理金融機 第十五条の二 内閣総理大臣は、機構に対し、協定銀行(機構の子会)

2 (略)

3 く。)、第九十二条 十条の二第二号、 くは協定特定承継金融機関等である特定承継銀行とみなして (第百二十六条の三十四第三項第 承継機能協定を締結した協定銀行 については、 以下この項及び附則第十五条の 第五十条第二項、 承継銀行若しくは協定承継銀行又は特定承継銀行 (第 一項を除く。) 第九十一条 六第 号に規定する特定承継銀行をい (以下「承継協定銀行」という から第九十四条まで、 項において同じ。 第一 項第一号を除 若し 第九 第四

> うことができる。 のるときは、委員会の議決を経て、当該貸付け又は債務の保証を行いるときは、委員会の議決を経て、当該貸付け又は債務の保証をと認に係る債務の保証の申込みを受けた場合において、必要があると認いのいて、その資金の貸付け又は協定銀行によるその資金の借入れ別協定の定めによる特別合併の円滑な実施のために必要とする資金

2 (略

ļ

(承継機能協定)

を協定銀行と締結することを指示することができる。 目的とする協定(以下この条において「承継機能協定」という。) 関の業務を引き継がせ、その業務を暫定的に維持継続させることを関の業務を引き継がせ、その業務を暫定的に維持継続させることをの業務を暫定的に維持継続させることを

2 (略)

3

場合において、必要な技術的読替えは、 項を除く。 第二項、 までの規定(これらの規定に係る罰則を含む。)を適用する。 百二十九条及び第百三十三条から第百三十五条 承継機能協定を締結した協定銀行 については、 第九十一条 から第九十五条まで、 承継銀行又は協定承継銀行とみなして、 (第 一項第一号を除く。)、第九十二条 第九十八条から第百条まで、 (以下「承継協定銀行」という 政令で定める。 (第一項を除く。 第五十 (第 第

めるものに限る。 融機関等及び」とあるのは 適用する。 十九、 条の三十七において準用する場合を含む。 三十九第一項中 する場合を含む。 百三十五条第二項及び第三項 十五条及び第九十八条から第百条まで(これらの規定を第百二十六 一十六条の三十四 承継機能協定は、次に掲げる事項を含むものでなければならない とあるのは とするほか、 (第一 一係るもの」 第百二十九条、 項を除く。 この場合において、 もの 必要な技術的読替えは、 一又は」とあるのは)の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)を とあるのは (第 (内閣府令・財務省令で定めるものに限る。 第百三十三条から第百三十四条まで並びに第 一項第一号を除く。 第百二十六条の三十六、 第百二 「特別監視金融機関等に係るもの及び」 「係るもの (第百二十六条の三十七において準用 第四十条の一 十 「に係るもの又は」と、 一条第 政令で定める。 (内閣府令・財務省令で定 第 項及び第百二十六条の 第百二十六条の三十 第百 一号中 第百二十六条の三 \pm 「特別監視金 条、 もの 4

。 「海絡検育協気に、どに掛ける事項を含むものでたけ者にたらだい

に掲げる事項を実施すること。なる第九十四条第一項各号又は第百二十六条の三十六第一項各号一、承継協定銀行は、前項の規定によりみなして適用されることと

二 (略)

場合を含む。)に規定する債務の保証の対象となる資金の借入れなる第九十八条第一項(第百二十六条の三十七において準用する三 承継協定銀行は、前項の規定によりみなして適用されることと

* 承継機能協定は、次に掲げる事項を含むものでなければならない

なる第九十四条第一項各号に掲げる事項を実施すること。承継協定銀行は、前項の規定によりみなして適用されることと

(略)

借入れに関する契約の締結をしようとするときは、当該締結をしなる第九十八条第一項に規定する債務の保証の対象となる資金の三 承継協定銀行は、前項の規定によりみなして適用されることと

する契約の内容について機構の承認を受けること。 に関する契約の締結をしようとするときは、当該締結をしようと

兀 機関等ごとに、特別の勘定 他の業務に係る経理と区分し、 監視金融機関等から引き継いだ債務等に係る経理について、その て整理すること 承継協定銀行は、 被管理金融機関から引き継いだ業務又は特別 (以下「承継勘定」という。)を設け 被管理金融機関又は特別監視金融

五. おいて、 関の業務承継 機構に納付すること 勘定に属する資産があるときは、 いて同じ。 定的に維持継続することをいう。 ことをいう。 融機関等の債務等を引き継ぎ、 承継協定銀行は、 当該被管理金融機関又は特別監視金融機関等に係る承継 以下同じ。)に係る事業の経営管理を終えた場合に 又は特別監視金融機関等の債務等承継 (被管理金融機関の業務を引き継ぎ、その業務を暫 機構が次条第一 その債務等の弁済等を円滑に行う 当該資産の額に相当する金額を 以下附則第十五条の四までにお 項の規定により被管理金融機 (特別監視金

5

(経営管理の終了等)

第十五条の三 に掲げる措置を講ずることにより承継協定銀行の当該被管理金融機 だ特別監視金融機関等に係る特別監視指定の日から二年以内に、 金融機関に対する管理を命ずる処分の日又はその債務等を引き継い 機構は、 承継協定銀行がその業務を引き継いだ被管理 次

ようとする契約の内容について機構の承認を受けること。

兀 すること。 ごとに、特別の勘定 理について、その他の業務に係る経理と区分し、 承継協定銀行は、 被管理金融機関から引き継いだ業務に係る経 (以下「承継勘定」という。) を設けて整理 被管理金融機関

Ŧī. 被管理金融機関に係る承継勘定に属する資産があるときは、 関の業務承継 資産の額 いて同じ。)に係る事業の経営管理を終えた場合において、 定的に維持継続することをいう。 承継協定銀行は、 に相当する金額を機構に納付すること。 (被管理金融機関の業務を引き継ぎ、その業務を暫 機構が次条第一 以下附則第十五条の四までにお 項の規定により被管理金融機 当該 当該

5

略

(経営管理の終了等)

第十五条の三 務承継に係る事業の経営管理を終えるものとする。ただし、やむを 金融機関に対する管理を命ずる処分の日から二年以内に、 る措置を講ずることにより承継協定銀行の当該被管理金融機関の業 機構は、 承継協定銀行がその業務を引き継いだ被管理 次に掲げ

を限り、この期限を延長することができる。この期限内に当該経営管理を終えることができない場合には、一年の経営管理を終えるものとする。ただし、やむを得ない事情により関の業務承継又は当該特別監視金融機関等の債務等承継に係る事業

及び協定銀行子会社のいずれでもないものに限る。) 等承継に係る事業の全部を他の金融機関又は金融機関等が機構の子会社 はるものであつて、当該金融機関又は金融機関又は金融機関等の債務 該被管理金融機関の業務承継又は当該特別監視金融機関等の債務

一 承継協定銀行子会社のいずれでもないものに限る。) 等承継に係る事業の全部を承継させるものに限る。)により設立 等承継に係る事業の全部を承継させるものに限る。)により設立 等承継に係る事業の全部を承継させるものに限る。)により設立 等承継に係る事業の全部を承継させるものに限る。)により設立 を入り、 を入

視金融機関等の債務等承継に係る事業の全部の譲渡三 承継協定銀行の当該被管理金融機関の業務承継又は当該特別監

新設分割設立銀行又は新設分割設立金融機関等の株式の譲渡

兀

協定銀行子会社でなくなるものに限る。)

機関等の解散
五 株主総会の決議による新設分割設立銀行又は新設分割設立金融

い場合には、一年を限り、この期限を延長することができる。得ない事情によりこの期限内に当該経営管理を終えることができな

銀行子会社のいずれでもないものに限る。) 承継させるものであつて、当該金融機関が機構の子会社及び協定該被管理金融機関の業務承継に係る事業の全部を他の金融機関に乗継協定銀行を当事者とする吸収分割(当該吸収分割により当

承継協定銀行を当事者とする新設分割(当該新設分割により当承継協定銀行を当事者とする新設分割(当該新設の業務承継に係る事業の全部を承継させるもの言された法人が機構の子会社及び協定銀行子会社のいずれでもないう。)の合併(当該合併後存続する法人又は当該合併により設立された法人が機構の子会社及び協定銀行子会社のいずれでもない。)の合併(当該合併後存続する新設分割(当該新設分割により当本継協定銀行を当事者とする新設分割(当該新設分割により当

部の譲渡 一番継協定銀行の当該被管理金融機関の業務承継に係る事業の全

銀行が協定銀行子会社でなくなるものに限る。)四新設分割設立銀行の株式の譲渡(当該譲渡により新設分割設立

五 株主総会の決議による新設分割設立銀行の解散

、以下「移管措置」という。) 一 京に繰り入れる措置(次条第六項又は附則第十五条の四の二第 がら協定後勘定に移すとともに、その移した資産の価額から負債 から協定後勘定に移すとともに、その移した資産の価額から負債 がら協定後勘定に移すとともに、その移した資産の価額から負債 がら協定後勘定に移すとともに、その移した資産の価額から負債 がら協定後勘定に移すとともに、その移した資産の価額から負債 がら協定後勘定がら当該承継勘定

2~4 (略

(再承継金融機関等に対する資金援助

第十五条の四 (略)

(略

規定は第一項の規定による申込みについて、 とあるのは とあるのは 第五十九条第三項中 条第一項の認定について、それぞれ準用する。この場合において、 まで及び第六項から第八項までの規定はこの項において準用する同 承継金融機関」 第五十九条第三項、第六項及び第七項並びに第六十一条第一項 は 「綻金融機関」とあるのは 「再承継銀行持株会社等」と、 第六十一条第一項中 「再承継金融機関」と、 「承継協定銀行」と、 كر 「救済金融機関」とあるのは 「救済銀行持株会社等」とあるのは 「合併等」とあるのは 「承継協定銀行」と、 「救済金融機関 同条第二項中 「救済銀行持株会社等」とある 同条第二項から第四項 「救済金融機関 「再承継」と、 「再承継金融機関 「破綻金融機関 とあるのは 「再承継銀 再

2~4 (略)

、再承継金融機関等に対する資金援助

第十五条の四 (略)

2 { 4

5 のは 規定は第一項の規定による申込みについて、 とあるのは とあるのは 破綻金融機関」とあるのは 条第一項の認定について、それぞれ準用する。この場合において まで及び第六項から第八項までの規定はこの項において準用する同 承継金融機関 第五十九条第三項中 と 第五十九条第三項、第六項及び第七項並びに第六十一条第一項 「再承継銀行持株会社等」と、 第六十一条第一項中 「承継協定銀行」と、 「再承継金融機関」と、 بح 「救済金融機関」とあるのは 「救済銀行持株会社等」とあるのは 「合併等」とあるのは 「承継協定銀行」と、 「救済金融機関 同条第二項中 「救済銀行持株会社等」とある 同条第二項から第四 「再承継」と、 「再承継金融機関 「救済金融機関 「破綻金融機関 とあるのは 「再承継銀

中 F, 行持株会社等」 ŧ のとするほか、 破綻金融機関」 破綻金融機関 Ł 必要な技術的読替えは、 同条第三項中 とあるのは とあるのは 「新設分割設立銀行」と読み替える 「合併等」とあるのは 「承継協定銀行」 政令で定める。 と 同 「再承継 条第八項

6 (略

7 第十五条の四第五項において準用する前条第一項」 合において、 する会社及びこの項において準用する第六十八条の三第一項の承認 認を受けた場合におけるこの項において準用する同条第二項に規定 第六十八条の三の規定は当該資金援助(優先株式等の引受け等に係 再承継のための機構による資金援助について、 第六十七条の規定は再承継金融機関について、 十六条の規定は第五項において準用する第六十一条第一項の認定又 せ る承継金融機関等を含む。 を受けた場合におけるこの項において準用する同条第四項に規定す 行持株会社等 け等に係る合併により設立された金融機関を含む。 るものに限る。 規定は第一項の規定による申込みについて、 んについて、第六十四条 第六十二条第二項及び第四項から第六項までの規定は前項のあつ 項のあつせんを受けた金融機関又は銀行持株会社等について、 項又は第五十九条の 第六十二条第 (この項において準用する第六十八条の二第)を受けた再承継金融機関 一第 項中 (第二項を除く。) 及び第六十四条の二 について、 項」とあるのは 「前条第一 それぞれ準用する。 (当該優先株式等の引受 項」とあるのは 第六十八条の二及び 第六十八条の規定は 第六十五条及び第六)又は再承継銀 と 「附則第十五条の 「第五十九 一項 この場 「附則 かの承

> ۲, ものとするほか、 中 行持株会社等」 破綻金融機関」 「破綻金融機関」 と 必要な技術的読替えは、 とあるのは 同条第三項中 とあるのは 「新設分割設立銀行」と読み替える 「合併等」とあるのは 「承継協定銀行」 政令で定める。 と 同条第八項 承 継

6 (略)

7

条第 する会社及びこの項において準用する第六十八条の三第 認を受けた場合におけるこの項において準用する同条第二項に規定 第六十八条の三の規定は当該資金援助 再承継のための機構による資金援助について、 十六条の規定は第五項において準用する第六十一条第一項の認定又 の規定は第一項の規定による申込みについて、 せんについて、第六十四条 第十五条の四第五項において準用する前条第一項」 合において、 る承継金融機関等を含む。 を受けた場合におけるこの項において準用する同条第四項に規定す 行持株会社等(この項において準用する第六十八条の二第 け等に係る合併により設立された金融機関を含む。 るものに限る。 第六十七条の規定は再承継金融機関について、 は前項のあつせんを受けた金融機関又は銀行持株会社等について 第六十二条第二項及び第四項から第六項までの規定は前 項 又は第五十九条の 第六十二条第一)を受けた再承継金融機関 一第 項中 (第二項を除く。) 及び第六十四条の1 について、 項」とあるのは 「前条第一項」とあるのは (優先株式等の引受け等に係 それぞれ準用する。 (当該優先株式等の引受 第六十八条の二及び 第六十八条の規定は 第六十五条及び第六)又は再承 一附則第十五条の Ł, 項の 「第五十九 項 一項 この場 0 附則 承認 への承 継 あ

四第一 項及び第七項」と、同条第五項中 とあるのは 再承継」と、 第十五条の四第二項第三号」と、 株会社等」とあるのは 第六十四条の二第一項及び第二項中 等」とあるのは 再承継」と、同条第四項及び第五項中「金融機関又は銀行持株会社 銀行」と、第六十四条第三項及び第五項中 となる蓋然性が高いと認められる金融機関」とあるのは \mathcal{O} えるものとするほか、 十五条及び第六十八条中 会社等」と、 融機関」 は 同項中 所則第十五条の四第五項において準用する前条第四項、 項」と、 (同条第二項第二号又は第六号」とあるのは 「再承継金融機関又は再承継銀行持株会社等」と、第六 同条第六項第二号中「金融機関又は銀行持株会社等」 同条第五項中 「合併等」とあるのは 「救済銀行持株会社等」とあるのは 同条第四項中 「再承継金融機関又は再承継銀行持株会社等」と、 必要な技術的読替えは、 「再承継金融機関又は再承継銀行持株会社等 「合併等」とあるのは 「救済金融機関」とあるのは 「前条第四項から第七項まで」とある 「当該合併等」とあるのは 「破綻金融機関又は破綻金融機関 「再承継」 「救済金融機関又は救済銀行持 「合併等」とあるのは と 政令で定める。 「再承継」と読み替 「再承継銀行持株 同条第四項中 「再承継 「再承継金 「承継協定 「当該 (附則 第六

(特定再承継金融機関等に対する特定資金援助)

第十五条の 五号までに掲げるものにあつては、 この条におい 兀 **の** 二 特定再承継を行う金融機関等 「特定再承継金融機関等」 承継協定銀 という 行でない者 (次項 第 又は特定 に限 号 から第

> 合併等 四第 するほか、 四第二項第三号」と、 株会社等」とあるのは 再承継」と、同条第四項及び第五項中「金融機関又は銀行持株会社 銀行」と、第六十四条第三項及び第五項中 項及び第七項」と、 \mathcal{O} 第六十八条中 第六十四条の二第一項及び第二 等」とあるのは となる蓋然性が高いと認められる金融機関」 Ł, 「再承継金融機関又は再承継銀行持株会社等」と、 同条第六項第二号中 同条第五項中「救済金融機関」とあるのは は 「救済銀行持株会社等」とあるのは 項 同項中「合併等」とあるのは 所則第十五条の四第五項において準用する前条第四項、 (同条第二項第二号」とあるのは Ł 必要な技術的読替えは、 「合併等」とあるのは 同条第四項中 「再承継金融機関又は再承継銀行持株会社等」と、 同条第五項中 「金融機関又は銀行持株会社等」とあるの 「当該合併等」とあるのは 「再承継金融機関又は再承継銀行持株会社 二項中 「前条第四項から第七項まで」とある 「破綻金融機関又は破綻金融機関 政令で定める。 「再承継」と、 「再承継」と読み替えるものと 「救済金融機関又は救済銀行持 「再承継銀行持株会社等」と 「再承継 「合併等」とあるのは とあるのは 「再承継金融機関」と 「当該再承継 (附則第十五条の 第六十五条及び 同条第四項中 「承継協 ىل

(新設)

ができる。

第七号に掲げるものに限る。)を行うことを、機構に申し込むこと
第七号に掲げるものに限る。)を行うことを、機構に申し込むこと
、特定資金援助(第百二十六条の二十八第一項第三号、第六号又は
定持株会社等」という。)は、機構が、特定再承継を援助するため

- 2 前項の「特定再承継」とは、次に掲げるものをいう。
- 等に承継させる吸収分割 は、その買い取られる資産に係る部分を除く。)を他の金融機関は、その買い取られる資産に係る部分を除く。)を他の金融機関は、その買い取ら場合にあつて全部(承継協定銀行が特別監視金融機関等の債務等承継に係る事業の
- 等に譲渡するもの

 一字に譲渡するもの

 一字に譲渡するとの

 一字に譲渡するとの

 一字に譲渡するとの

 一字に譲渡するとの

 一字に譲渡するとの

 一字に譲渡するとの

 一字に譲渡するとの

 一字に渡渡するとの

 一字に渡渡
- び財務大臣が定めるものを実施するために行うもの 一つ適切な運営を確保するために必要な事項として内閣総理大臣及会社等による取得で当該新設分割設立金融機関等の業務の健全か 新設分割設立金融機関等の株式の他の金融機関等又は特定持株

六 移管措置

3

第一項の規定による資産の買取りは、次の各号に掲げる特定再承

あつたものに限る。)
した金融機関等の資産(当該吸収分割前に承継協定銀行の資産でした金融機関等の資産(当該吸収分割前に承継協定銀行の資産で一一前項第一号に掲げる吸収分割 当該吸収分割により事業を承継継の区分に応じ、当該各号に定める資産について行うものとする。

一)等の資産(当該合併前に承継協定銀行の資産であつたものに限る)前項第三号に掲げる合併 当該合併により設立される金融機関

で当該事業の譲渡により譲り受けたもの 前項第四号に掲げる事業の譲渡 同号の他の金融機関等の資産

機関等の資産 | 一 前項第五号に掲げる株式の取得 | 当該株式の取得をされた金融

に移された資産 当該移管措置により協定後勘定 一

のとする。 区分に応じ、当該各号に定める資産である貸付債権について行うも 国分に応じ、当該各号に定める資産である貸付債権について行うも 第一項の規定による損害担保は、前項各号に掲げる特定再承継の

機関等の資産及び負債の秩序ある処理に資するものであり、 金融機関等」 定再承継 債務が前項において準用する同条第三項第三号に掲げる要件に該当 下同じ。 則第十五条の四の一 めに不可欠であるものに限る。 承継が行われることが当該承継協定銀行が引き継いだ特別監視金融 すると認めるときは、 十九第一 承継特定持株会社等をいう。 この場合において、 構による特定資金援助が行われることが当該特定再承継を行うた 行及び特定持株会社等又は承継協定銀行に対し 項 政令で定める。 行 特定持株会社等 四の二第一 第六十二条第二項及び第四項から第六項までの規定は前項のあつ 内閣総理大臣は、 \mathcal{O} と لح 申請が行われない場合においても、 附 一項中 <u>:</u>則第十五条の二第三項に規定する承継協定銀行をいう。 (第二項第三号に掲げる合併を除くものとし、 同条第七項中 「係る特定破綻金融機関等」 と読み替えるものとするほ 項に規定する特定再承継金融機関等をいう。 とあるのは 「係る特定合併等」とあるのは 第 (附則第十五条の四 前項において準用する第百二十六条の二十 第百二十六条の二十八第四項 承継協定銀行及び他の金融機関等、 一項に規定する特定再承継をいう。 「特定持株会社等」とあるのは 以下同じ。 特定再承継金融機関等 のあつせんを行うことができる。 の 二 とあるのは カ 第 承継協定銀行の業務又は と 必要な技術的読替えは 「係る特定再承継 項に規定する特定再 第百二十六条の一 中 書面により、 「係る承継協定 (附則) 当該特定再 「特定再承 以下 以下同じ 特定救済 承継協定 第十五条 か 九第 一同じ

6

7

援助 等 機関等を含む。 合におけるこの項において準用する同条第四 びこの項において準用する第六十八条の三第 場合におけるこの項において準用する同条第二項に規定する会社及 第六十八条の規定は特定再承継のための機構による特定資金援助に つせんが附則第十五条の四の二 に規定する特定持株会社等をいう。 より設立された金融機関等を含む。 定再承継金融機関等 十六条の規定は第五項において準用する第百二十六条の二十九第 ついて、 「金融機関等 (まで」とあるのは (附則第十五条の一 第六十二条第二 である場合に限る。 の認定又は前項のあつせんを受けた金融機関等又は特定持株会社 規定は第一 んについて、 $\Xi_{\mathcal{O}}$ 以下同じ。 (特定優先株式等の引受け等に係るものに限る。 第六十八条の二及び第六十八条の三の規定は当該特定資金 $\dot{\tau}$ 項において準用する第六十八条の二 第六十七条の規定は特定再承継金融機関等について 項の規定による申込みについ (第百二十六条の二 第六十四条 二項中 について、 第二 特定持株会社等 (当該特定優先株式等の引受け等に係る合併に 附則第十五条の四 「金融機関又は銀行持株会社等」とあるのは 一項に規定する承継協定銀行をい ۲ (第二項を除く。 それぞれ準用する。 第 同条第四項中 第 一項第六号に掲げる措置に係るも 以下同じ。 (第百二十六条の二十八第 |項に規定する金融機関等をい 又は特定再承継特定持株会社 0 $\overline{\zeta}$ 一第五項において準用す |項に規定する承継金融 第 「前条第四項から第七 項の承認を受けた場 及び第六十四条の二 第六十五条及び第六 又は承継協定銀 この場合において 項の承認を受けた V) を受けた特 そのあ

をいう。 改善」 るのは 条の一 資金援助」 等の引受け等 あるの 項 特定持株会社等 規定する特定再承継をいう。 項に規定する承継協定銀行をいう。 定する特定再承継金融機関等をいう。 済銀行持株会社等 合中央金庫を当事者とする合併等」とあるの れる金融機関」 る第百二十六条の二十九第四項、 央金庫又は商工組合子法人等 第三 第 \dot{O} 同条第三項中 第 は 号、 引受け等をいう。 を当事者とする特定再承継 破 同 「特定再承継金融機関等 項中 条第 | 綻金融機関又は破綻金融機関となる蓋然性が高 以下同じ。 一項第一 とあるのは 同条第三項中 第六号又は第七号に掲げるものをいう。 労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等 「優先株式等の引受け等」 項 とあるのは (第百二十六条の二十八第三項に規定する特定優先株 (同項に規定する特定再承継特定持株会社等をいう 号に規定する労働金庫等子法人等をいう。 单 「又は労働金庫連合会を当事者とする合併等」と (第二条第五項第五号に掲げる会社を除く」とあ 「充実」 を当事者とする特定再承継」 特定資金援助 以下同じ。 又は労働金庫連合会」 「承継協定銀行 とあるのは 以下同じ。 (同号に規定する商工組合子法人等 (附則第十五条の四の二第 第六項及び第 (附則第十五条の四の1 以下同じ。 と とあるのは (第百二十六条の二十八 ٢ 充実その他の財務内 (附則第十五条の二第) لح 第六十四条第 は 七項」 救済金融機関又は救 「株式会社商工組合 とあるのは 株式会社商工組 以下同じ。 又は特定再承継 「特定優先株式 ٤ (第百] 第六十四条 V 第 と認 同条第五 項に規 以下同 項 三項 二十六 めら 单 容 第 労

株式等、 株式等の 央金庫」 金庫連合会」 特約付社 約付社債、 るのは 事業譲渡等 組合中央金庫又は商工組合子法人等」と、 掲げるものに類するものを含む。 株式等にあつては次に掲げるものを含み、 その他の 条第六項中 人等」 うき合併、 事業譲渡等 規定する特定債務引受けをいう。 織金融機関以外のものの出資又は基金に係る債権にあつては次に 金融機関以外のものの出資又は基金に係る債権をいう。 |金庫連合会又は労働金庫等子法人等| 同項第 引受け等」 「取得特定優先株式等又は取得特定貸付債権」 債 第百二十六条の二十二第六項第 政令で定める株式等」とあるのは 引受け等」 とあるのは 「株式会社商工組合中央金庫」とあるのは 事業譲渡等、 同条第五項中 株式会社及び優先出資法第二 「取得優先株式等」とあるのは 号中 特定債務引受け とあるのは 株式会社及び優先出資法第二 付保預金移転」 とあるのは 「優先株式等の引受け等」 کر 「株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法 付保預金移転」 「取得優先株式等又は取得貸付債権」 優先株式等 労働金庫連合会又は労働金庫等子法人 (第百二十六条の二十八第 とあるのは 特定優先株式等 以下同じ。 と 一条第一 (次に掲げるものを含む。 と とあるのは 一条第一 第六十六条第 第六十五条中 号に規定する特定劣後特 同号に規定する特定劣後 「取得特定優先株式等」 「特定優先株式等 係る合併 とあるのは 「株式会社商工組 項に規定する協同 の引受け等」 項に規定する協同 一株式会社商工 「基づき合併、 ٢ 事業譲渡等 「又は労働 一項第四号 「特定優先 項中 「係る合併 لح 優 (優先 (優先 先株 合中 基

規定」 等にあ 央金庫」 規定」 金庫 働金庫連合会又は労働 総会又は総代会を、 社 様とする」とあるのは 工組合中央金庫」 五条の十 金庫連合会又は労働金庫等子法人等」 行持株会社等又は株式会社商工組合中央金庫」 意を必要とする場合において、 人等」 この法律若しくは会社法の規定又は定款の定めに基づき株式交換 とあるのは である金融機関等又は特定持株会社等」 ついて株主総会等の決議又は総株主若しくは全ての種類株主の同 特定債務引受け」と、 を と بح とあるのは ての決議又は同意を得たとき又は得られなかつたときも、 とあるのは つてはその財務及び営業又は事業の方針 とあるのは 同項第一号中 同条第三項中 保険業法第二条第五項に規定する相互会社にあつては社員 一第 「に規定する場合」とあるのは ならない。 項 とあるのは (に規定する場合」 金融機関の合併及び転換に関する法律」 「又は保険業法第百六十五条の十 「株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人 これらの者以外の金融機関等又は特定持株会社 「株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法 金庫等子法人等」 「又は労働金庫連合会」とあるのは 「又は金融機関の合併及び転換に関する法律 「ならない」 適格性の認定等を受けた銀行持株会社等が 「又は労働金庫連合会」とあるのは 「株式会社商工組合中央金庫又は商工 当該適格性の認定等に係る株式交換 と と と 同条第一 لح 同条第四項中 Ł, 「又は保険業法第百六十 「株式会社商工組合中央 株式会社商工組合中 を決定する機関をい とあるのは 一項中 をいう」 第 「銀行等、 「株式会社 と 項本文の とあるの 「株式会 労働 労

(特定回収困難債権の買取りの委託等)

(特定回

[収困難債権の買取りの委託等]

読み替えるものとするほか 定債務引受け」 ものに限る。 機関又は銀行持株会社等 びに経済産業大臣とする。 が労働金庫等子法人等である場合にあつては内閣総理大臣及び財務 財務大臣」とあるのは 務大臣並びに厚生労働大臣及び経済産業大臣」 ものに限る」 組合子法人等」 とあるのは 合会又は労働金庫等子法人等」と、 工組合子法人等である場合にあつては内閣総理大臣及び財務大臣並 大臣並びに厚生労働大臣とし、 行持株会社等にあつては、 るのは 工組合中央金庫」 合子法人等」 同条第一 労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等」と、 「発行特定再承継金融機関等」と、 三項中 「株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等」と とあるのは ٢ ٢ ح 又は労働金庫連合会」 とあるのは とあるのは 同条第一 第六十八条の二中 第六十七条中 「財務大臣 「含む」 (第二条第五項第一号及び第三号に掲げる 第二条第五項第一号又は第三号に掲げる 項中 必要な技術的読替えは 「金融機関等又は特定持株会社等」と 「株式会社商工組合中央金庫又は商工 ٤ 当該発行特定再承継金融機関等が商 ٢ 「付保預金移転」 (当該発行特定再承継金融機関等 「又は労働金庫連合会」 第六十八 「株式会社商工組合中央金庫」 「発行救済金融機関等」とあ とあるのは 財務大臣 同条第二項中 条の三第 ۲ 同条第三項中 とあるのは とあるのは 政令で定める 一項中 「株式会社 労働金庫連 「含み、 とあるの 「金融 特

第十五条の五 (略)

2~6 (略)

をいう。 管理銀行、 協定(附則第十五条の二及び附則第十五条の五を除き、 受けて買い取つた資産又は同条第七項に規定する措置により協定後 び負債の整理を行い、 び附則第十一 預金等に係る債務若しくはその不履行により我が国の金融システム 割により 以下同じ。 六条の三十 買取りの委託を行う場合について準用する。この場合において、 又は移管措置 一定に移した資産の管理及び処分を行うこと(以下 破綻金融機関等から譲り受けた事業 困難債権協定銀行に対し第一項の規定による特定回収困難債 附則第七条第一項 一項第二号に規定する勘定をいう。 項中「破綻金融機関等 次条において同じ。)により協定後勘定 混乱を生じさせるおそれのある債務 承継した権 四第三項第五号に規定する特定承継金融機関等をいう。 特別監視金融機関等又は特定承継金融機関等 をいう。 を締結し を目的の 条第一項において (附則第十五条の三第一 利義務若しくは破綻金融機関等から引き受けた (第 並びに附則第十条第一項の規定による委託を 以下同じ。 一つとする一の銀行と整理回収業務に関する 並びに当該協定」とあるのは 一号及び第四号を除く。 (破綻金融機関、 「預金等に係る債務等」という。)との合併により承継し、 項第六号に規定する移管措置 以下同じ。) 破綻金融機関等から吸収分 (次条第 承継銀行、)の規定は、 (附則第八条の二 に移した資産及 「整理回. 「附則第十五 以下 項第 (第百二十 特別危機 若しく 回収業務 一号及 「協定 機構 権 同 \mathcal{O}

第十五条の五 (略)

~6 (略)

7

の財産 関する協定(附則第十五条の二及び附則第十五条の五を除き、 収業務」という。)を目的の一つとする一の銀行と整理回収業務に 協定後勘定に移した資産の管理及び処分を行うこと(以下 委託を受けて買い取つた資産又は同条第七項に規定する措置により 条の二第二項第二号に規定する勘定をいう。 管措置をいう。次条において同じ。)により協定後勘定 破綻金融機関等から譲り受けた事業若しくは引き受けた預金等に係 機管理銀行をいう。以下同じ。 条第一項中「破綻金融機関等 買取りの委託を行う場合について準用する。この場合において、 が 金融機関から買い取つた特定回収困難債権 第十五条の五第二項に規定する困難債権整理回収協定 資産及び負債の整理を行い、 る債務又は移管措置 において「困難債権整理回収協定」という。)」と、 「協定」という。 とあるのは 協定」とあるのは 困難債権協定銀行に対し第一項の規定による特定回収困難債 附則第七条第一 (以 下 「業務」 「譲受債権等」という。 項 を締結し、 困 (附則第十五条の三第一項第六号に規定する移 (第 と .難債権整理回収協定」 一号及び第四号を除く。 「承継し、 並びに附則第十条第一項の規定による (破綻金融機関、)との合併により承継し、若しくは 並びに当該協定」とあるのは 又は取得した貸付債権その に係る債権」とあるのは (次号において 以下同じ。)に移した と、 承継銀行又は特別危)の規定は 「整理回収業務 同項第五号中 (以下この (附則第八 「整理回 「買取: 附則 以下 権 同

るのは 等に係る債権」 関から買い取つた特定回収困難債権(次号において「買取債権」と 条の五第二項に規定する困難債権整理回収協定 いう。)」と、 とあるのは 「困難債権整理回収協定」という。 必要な技術的読替えは、 「譲受債権等」という。 「業務」と、 「困難債権整理回収協定」と、 「整理回収業務」とあるのは とあるのは 同項第六号中 「承継し、 「買取債権」と読み替えるものとするほ 政令で定める。 「協定」とあるのは 又は取得した貸付債権その他の財)に係る債権」とあるのは) 노 「業務」 「整理回収業務」とあ 同項第五号中 (以下この条におい 「困難債権整理 と 「譲受債 金 「協定 融機 産

難債権協定銀行が困難債権整理回収協定に従い困難債権整理回 資金又は特別協定の定めによる特別合併の円滑な実施のために必要 くは協定の定めによる資産の買取りのために必要とする資金その他 により承継し、若しくは引き受ける預金等に係る債務等の弁済若し 定の定めによる業務を行う場合について準用する。 おいて読み替えて準用する附則第七条第 な実施のために必要とする資金」 とする資金その他の困難債権整理回収協定の定めによる業務の円滑 とする資金」とあるのは 協定の定めによる整理回収業務の円滑な実施のために必要とする 附則第十条の二及び附則第十一条から第十五条までの規定は、 附則第十一条第一項中 「附則第七条第一項」とあるのは 「特定回収困難債権の買取りのために必要 「事業の譲受け等又は特定事業譲受け等 と、 附則第十三条及び附則第十四 「附則第十五条の五第七項に 項」 بح 附則第十四条の この場合にお 収協 木

8

8

するほか、 受債権等に係る債権」 整理回収協定」 権」という。 必要な技術的読替えは、) 」 と、 と とあるのは 整理回収業務」とあるのは 同項第六号中 「買取債権」 政令で定める。 「協定」とあるのは と読み替えるものと 「業務」と、 困 難 債

第一 条の五第七項において読み替えて準用する附則第七条第一項」 及び附則第十四条中 りのために必要とする資金その他の困難債権整理回収協定の定めに 施のために必要とする資金」とあるのは する資金その他の協定の定めによる整理回収業務の円滑な実施のた 等の払戻し若しくは協定の定めによる資産の買取りのために必要と 務を行う場合について準用する。 困難債権整理回収協定に従い困難債権整理回収協定の定めによる業 附則第十四条の二第 よる業務の円滑な実施のために必要とする資金」 めに必要とする資金又は特別協定の定めによる特別合併の円滑な実 附則第十条の二から第十五条までの規定は、 項中 「事業の譲受け等により承継し、 「附則第七条第一 項各号列記以外の部分中 この場合において、 項 「特定回収困難債権の買 とあるのは 若しくは引き受ける預金 困難債権協定銀行 一附則第七条第 Ł, 附則第十一条 附則第十三条 「附則第十 一項

号に掲げる業務」と読み替えるものとするほか、 より金融機関から買い取つた特定回収困難債権」 げる業務を」と、 五第七項において読み替えて準用する附則第七条第一項第五号に掲 ら第四号までの規定中 七項において読み替えて準用する附則第七条第一項第五号に規定す 特定業務に係る債務者」とあるのは 用する附則第七条第一項第五号に掲げる業務」と、同項第一号中 買取りにより機構が取得した債権(次項において「特定債権」とい 業務又は附則第十六条第五項に規定する特別資金援助に係る資産の 五条の五第七項において読み替えて準用する附則第七条第一 る債務者をいう。 一第一項各号列記以外の部分中「附則第七条第一項第五号に掲げる 権」とあるのは 」とあるのは 「附則第七条第一項第六号に掲げる業務」とあるのは の 政令で定める。 同条第二項中 回収に係る業務 以下この条において同じ。)」と、同項第二号か 「当該業務に係る困難債権整理回収協定の定めに 「特定業務に係る譲受債権等に係る債権又は特定 「附則第十五条の五第七項において読み替えて準 「特定業務に係る債務者」とあるのは 「特定業務を」とあるのは (以下この条において「特定業務」という 「債務者(附則第十五条の五第 Ł, 必要な技術的読替 「附則第十五条の 附則第十五条 「附則第十 項第六 「債務

特定第二号措置に係る特定認定の特例等)

一項に規定する特定認定をいう。以下この条において同じ。)に係第十五条の六 特定第二号措置に係る特定認定(第百二十六条の二第

のは 要な技術的読替えは、 収協定の定めにより金融機関から買い取つた特定回収困難債権」と 附則第十五条の五第七項において読み替えて準用する附則第七条第 第五号に規定する債務者をいう。 同項第一号中「特定業務に係る債務者」とあるのは「債務者 特定債権」という。 助に係る資産の買取りにより機構が取得した債権(次項において「 七条第一項第六号に掲げる業務」 る債権又は特定債権」とあるのは あるのは 第十五条の五第七項において読み替えて準用する附則第七条第一項 て読み替えて準用する附則第七条第一 定業務」という。)」とあるのは 第五号に掲げる業務又は附則第十六条第五項に規定する特別資金援 項第五号に掲げる業務を」と、 同項第二号から第四号までの規定中「特定業務に係る債務者」と 附則第十五条中 「附則第十五条の五第七項において読み替えて準用する附則第 「債務者」と、 「附則第七条第)の回収に係る業務 政令で定める。 同条第二項中 と読み替えるものとするほか、 以下この条において同じ。)」と 「当該業務に係る困難債権整理 「特定業務に係る譲受債権等に係 「附則第十五条の五第七項におい 項第六号に掲げる業務」とある 項第五号に掲げる業務」と、 「特定業務を」とあるのは (以下この条において (附 則

(新設)

条第一 これらの規定に係る罰則を含む。 れぞれみなして、 に対する特定認定は被管理金融機関に対する管理を命ずる処分とそ に係る金融機関は被管理金融機関と、 いものに関しては、 に係る特定合併等により承継され、 る金融機関の事業及び預金等に係る債務のうち、 一十三条第四項の規定を適用し 項、 附則第十条 附則第十五条の二 特定承継銀行は承継銀行とみなして、 (同条の規定に係る罰則を含む。 を適用する。 から第十五条の四までの規定 特定第一 譲渡され、 当該特定認定に係る金融機関 一号措置に係る特定認定 又は引き受けられな 特定適格性認定等 及び附則 附則第七

2 特定第二号措置に係る特定認定に係る罰則を含む。)を適用する条の二の七の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)を適用する条の二の七の規定(これらの規定に係る保険会社又は外国保険会社

3 前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(区分経理)

けて整理しなければならない。経理と区分し、特別の勘定(以下「特例業務勘定」という。)を設第十八条 機構は、次に掲げる業務に係る経理については、その他の

一〜三の二 (略)

四 附則第十九条第一項に規定する特別保険料の収納

五 (略)

第十八条 機構は、(区分経理)

けて整理しなければならない。 経理と区分し、特別の勘定(以下「特例業務勘定」という。)を設第十八条 機構は、次に掲げる業務に係る経理については、その他の

一〜三の二(略)

四 次条第一項に規定する特別保険料の収納

五 (略)

略

第十八条の二 機構は、 附則第七条第 項に規定する業務 (第百 一

六条の三十 第百二十六条の三十八第七項又は附則第十五条の

一第七項において準用する第六十四条第

項の決定に基づく特定

条第一 資金援助、 項の決定に基づく第百二十六条の三十二第 第百二十六条の三十二第四項において準用する第六十四 項に規定する追

加的特定資金援助、 (特別監視金融機関等及び協定特定承継金融機関等に係るものに限 第百二十九条第 項の規定による資産の買取り

る。

及び附則第十条第七項に規定する措置

(特別監視金融機関等

号の規定に基づき承継協定銀行から納付される金銭の収 ものに限る。 て設けた承継勘定に属する資産に係るものに限る。 次項において同じ。 附則第十五条の二第四項第五 納 (特別監 に係る

視金融機関等について設けた承継勘定に属する資産に係るものに限 る。 及び附則第十五条の四の一 |第七項において準用する第六十四

条第 理しなければならない。 務に附帯する業務に係る経理については 項 (の決定に基づく特定資金援助に係る業務並びにこれらの業 危機対応勘定において整

2 費用の額その他政令で定める事項を併せて報告しなければならない 号に掲げる事項のほか、 構が第百二十三条第 項の規定により危機対応勘定において整理する場合において、 附則第七条第 項の規定による報告を行うときは、 項に規定する業務に要した 同項各

(新設)

(略)

2

(特別保険料等)

に充てるため、機構に対し、特別保険料を納付しなければならない条第一項に規定する業務をいう。以下同じ。)の実施に要する費用十条第一項に規定する保険料のほか、機構の特例業務(附則第十八第十九条 金融機関は、平成八年度から平成十三年度までの間、第五

2 (略)

3 特別保険料率は、特定の金融機関に対し差別的なものであつて おる特別保険料率は、特定の金融機関に対し差別的なものであつて を勘案し、政令で定めるものとする。この場合において、政令で定 を勘案し、政令で定めるものとする。この場合において、政令で定 める特別保険料率は、特例業務に要する費用の予想額(附則第十八条)3

担金及び同項の特別保険料を免除することができる。 第百二十六条の三十九第 ところによるほか、 三十九第五項及び第二項において準用する場合を含む。)に定める 定款で定めるところにより、 機構は、 第五十条第二項 第五十条第一項、 一項の規定又は第一項の規定にかかわらず (第百二十二条第四項) 協定銀行の保険料、 第百二十二条第 負担金、 第百一 項若しくは 一十六条の 特定負

(課税の特例)

第二十二条 協定銀行が協定の定めにより附則第八条第一項第一号に

(特別保険料等)

ため、機構に対し、特別保険料を納付しなければならない。に規定する業務をいう。以下同じ。)の実施に要する費用に充てる十条第一項に規定する保険料のほか、機構の特例業務(前条第一項第十九条 金融機関は、平成八年度から平成十三年度までの間、第五

2 (略)

い。 保険料率は、特定の金融機関に対し差別的なものであつてはならな見込まれる費用の額を除く。)及び金融機関の財務の状況を勘案し規定による一般勘定から特例業務勘定への繰入れにより賄われると規定による一般勘定から特例業務に要する費用の予想額(前条第二項の特別保険料率は、特例業務に要する費用の予想額(前条第二項の

同項の特別保険料を免除することができる。「項若しくは第百二十二条第一項の規定又は第一項の規定にかかわ一項若しくは第百二十二条第一項の規定又は第一項の規定にかかわるところによるほか、第五十条第一項の規定及び第二項においる。

(課税の特例)

第二十二条 協定銀行が協定の定めにより附則第八条第一項第一号に

機構の委託を受けて行う資産の買取り(以下この条において「協定 業の譲受け等若しくは特定事業譲受け等又は同項第二号に規定する 財務省令で定めるところにより当該取得後三年以内に登記を受ける に基づく譲受け等」という。)により不動産に関する権利の取得を 規定する内閣総理大臣のあつせんを受けて行う破綻金融機関等の事 ものに限り、 した場合には、当該不動産に関する権利の移転の登記については、 登録免許税を課さない

2 (略)

(法律の適用)

第 十三条 (略) (略)

2 •

に定めるところによる。 附則第七条第一項に規定する機構の業務が行われる場合には、 次

準用する第六十四条第 第一号に掲げる業務に係る勘定をいう。以下同じ。)」とあるの 政令で定めるものに限り、 に規定する特定資金援助 る第六十四条第 の三十八第七項又は附則第十五条の四の二 に規定する業務(平成十四年四月一日以後に開始するものとして 第四十一条の規定の適用については、 「一般勘定 (前条第一号に掲げる業務及び附則第七条第一項 項の決定に基づく第百二十六条の二十八第 一項の決定に基づく第百二十六条の三十二 第百二十六条の三十一、第百二十六条 第百二十六条の三十二第四項において 同条中「一般勘定 一第七項において準用す (前条

> 。)により不動産に関する権利の取得をした場合には、当該不動産 課さない。 より当該取得後三年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税を に関する権利の移転の登記については、 産の買取り(以下この条において「協定に基づく譲受け等」という 業の譲受け等又は同項第二号に規定する機構の委託を受けて行う資 規定する内閣総理大臣のあつせんを受けて行う破綻金融機関等の事 財務省令で定めるところに

(略)

2

(法律の適用)

第 十三条 (略)

2 • 3 (略

4 に定めるところによる。 附則第七条第一項に規定する機構の業務が行われる場合には、 次

とする。 政令で定めるものに限る。 に規定する業務 第一号に掲げる業務に係る勘定をいう。以下同じ。)」とあるの 第四十一条の規定の適用については、 「一般勘定 (平成十四年四月一日以後に開始するものとして (前条第一号に掲げる業務及び附則第七条第一項 に係る勘定をいう。 同条中「一般勘定 以下同じ。)」 (前

において同じ。 定めるものに限り、 する業務(平成十四年四月一日以後に開始するものとして政令で 勘定に属する資産に係るものに限る。 第七項に規定する措置 二第四項において準用する第六十四条第一 八第七項又は附則第十五条の四の二第七項において準用する第六 び協定特定承継金融機関等に係るものに限る。 十九条第一項の規定による資産の買取り 二十六条の三十二第 十四条第一項の決定に基づく特定資金援助、 第四十二条の規定の適用については、附則第七条第一項に規定) は、 第百二十六条の三十一 一項に規定する追加的特定資金援助 第四十二条第一項に規定する業務とみなす (特別監視金融機関等について設けた承継)に係るものを除く。次号 (特別監視金融機関等及 項の決定に基づく第百 第百二十六条の三十 第百二十六条の三十 及び附則第十条 第百一

に規定する業務とみなす。
定めるものに限る。次号において同じ。)は、第四十二条第一項する業務(平成十四年四月一日以後に開始するものとして政令でする業務(平成十四年四月一日以後に開始するものとして政令で

三 (略)

兀

四 三

(略

協定銀行及び承継銀行を当事者とする合併又は会社分割がなさ

協定銀行が承継銀行と合併する場合における第九十六条第一項

会社で」とする。

会社で」とする。

会社で」とする。

会社で」とする。

会社で」とする。

会社で」とする。

会社で」とする。

会社で」とする。

会社で」とする。

五 協定銀行及び特別危機管理銀行を当事者とする合併又は会社分別が、同項第二号中「設立する合併(当該合併と、同項第二号中「設立する合併(当該合併と、同項第二号中「設立する合併(当該合併とより設立された法人が機構の子会社でないものに限る。)」とあるのは「存続する法人が機構のよく社でないものに限る。)」とあるのは「存続する法人が機構のよ、同項第五号及び第六号中「機構の子会社及び特別危機管理銀行を当事者とする合併又は会社分工程で」とする。

の三十二第 において準用する第六十四条第 する業務 又は附則第十五条の四の二第七項において準用する第六十四条第 二十九第 第百二十五条第一 項の決定に基づく特定資金援助 項の規定による資産の買取り (第百二十六条の三十一、 項の規定の適用については、 項に規定する追加的特定資金援助 項、 第百二十六条第 (特別監視金融機関等及び協定特 項の決定に基づく第百二十六条 第百二 第百二十六条の三十八第七項 附則第七条第 一項及び第百二十六条の 一十六条の三十二 第百二十九条第 項に規定 一第四項

」とする。
会社でないものに限る。)」とあるのは、「当該承継銀行の合併会社でないものに限る。)」とあるのは、「当該承継銀行の合併併後存続する法人又は当該合併により設立された法人が機構の子の適用については、同項第一号中「当該承継銀行の合併(当該合)

Ŧī.

(新設)

応業務とみなす。

「は、危機対する資産に係るものに限る。)に係るものに限る。)は、危機対規定する措置(特別監視金融機関等について設けた承継勘定に属規定承継金融機関等に係るものに限る。)及び附則第十条第七項に

(新設)

七 協定銀行及び特定承継金融機関等を当事者とする合併又は会社 ・ 協定銀行及び特定承継金融機関等を当事者とする合併又は会社 ・ おおいてないものに限る。)」とあるのは「合併」と、同項 ・ 構の子会社でないものに限る。)」とあるのは「合併」と、同項 ・ 構の子会社でないものに限る。)」とあるのは「合併」と、同項 ・ るのは「承継銀行子会社で」とする。

八 (略)

5

(略)

務が行われる場合には、次に定めるところによる。6 附則第十五条の二から第十五条の四の二までに規定する機構の業

除く。)に係る勘定をいう。以下同じ。)」とする。第一号に規定する特別監視金融機関等の債務等承継に係るものを第一号に掲げる業務に係る勘定をいう。以下同じ。)」とあるの第一号に掲げる業務に係る勘定をいう。以下同じ。)」とあるの第一号に掲げる業務に係る勘定をいう。以下同じ。)」とあるの第一条四十一条の規定の適用については、同条中「一般勘定(前条

六 (略)

5

(略)

行われる場合には、次に定めるところによる。 附則第十五条の二から第十五条の四までに規定する機構の業務が

じ。)」とする。 第一号に掲げる業務に係る勘定をいう。以下同は、「一般勘定(前条第一号に掲げる業務及び附則第十五条の二は、「一般勘定(前条第一号に掲げる業務及び附則第十五条の二第一号に掲げる業務に係る勘定をいう。以下同じ。)」とあるの第四十一条の規定の適用については、同条中「一般勘定(前条

十五条の四までに規定する業務は、第四十二条第一項に規定する二 第四十二条の規定の適用については、附則第十五条の二から第二

十五条の四までに規定する業務

(特別監視金融機関等の債務等承

附則第十五条の二から第

第四十二条の規定の適用については、

-474-

項に規定する業務とみなす。継に係るものを除く。次号において同じ。)は、第四十二条第一

三 (略)

第七項」とする。
一十八第七項、附則第十五条の四第七項及び附則第十五条の四の二十八第七項、附則第十五条の四第七項及び附則第十五条の三十八条の三十八第七項」とあるのは、「、第百二十六条の三十六条の規定の適用については、同条第一号中「及び第五)第百四十六条の規定の適用については、同条第一号中「及び第五)

とする。

「現、附則第十五条の四第七項及び附則第十五条の四の二第七項」
「可二十八条の二第二項」とあるのは、「、第百二十八条の二第二百二十八条の二第二項」とあるのは、「、第百二十八条の二第二六

四の二第七項」とする。
条の三十八第七項、附則第十五条の四第七項及び附則第十五条の及び第百二十六条の三十八第七項」とあるのは、「、第百二十六日、第百五十一条第一項の規定の適用については、同項第三号中「

条の四の二まで」と、同条第八号中「及び第百十八条第二項」と四条」とあるのは「第三十四条及び附則第十五条の二から第十五八 第百五十二条の規定の適用については、同条第三号中「第三十

業務とみなす。

三 (略)

(新設)

条の四第七項」とする。
「、第百一条第七項及び附則第十五百一条第七項」とあるのは、「、第百一条第七項及び附則第十五百一条第四十六条の規定の適用については、同条第一号中「及び第

四

十五条の四第七項」とする。
「一十八条第四項」とあるのは、「、第百十八条第四項及び附則第五」第百四十七条の規定の適用については、同条第二号中「及び第五」

第十五条の四第七項」とする。
及び第百一条第七項」とあるのは、「、第百一条第七項及び附則、第百五十一条第一項の規定の適用については、同項第三号中「

条の四まで」と、同条第八号中「及び第百十八条第二項」とある四条」とあるのは「第三十四条及び附則第十五条の二から第十五四条、第百五十二条の規定の適用については、同条第三号中「第三十一

七

7 5 10 び附則第十五条の四第七項」と、 あるのは「、第百十八条第二項及び附則第十五条の四第五項」と 第七項」とする。 び第百二十六条の三十八第七項」とあるのは 附則第十五条の四の二第五項」 び附則第十五条の四の二第七項」と、 第百二十六条の三十八第七項」とあるのは「、 三十一、第百二十六条の三十八第七項及び附則第十五条の四の二 十八第五項」とあるのは「、 「及び第百十八条第四項」とあるのは (略) 第百二十六条の三十八第七項 第百二十六条の三十八第五項並びに Ł, 第百二十六条の三十一及び 附則第十五条の四第七項及 「並びに第百二十六条の三 (第百二十六条の三十一及 乛 第百十八条第四項及 第百二十六条の三 (第百二十六条の 7 則第十五条の四第七項」とする。 のは 10 及び第百十八条第四項」とあるのは 略

「、第百十八条第二項及び附則第十五条の四第五項」と、 第百十八条第四項及び附